

「親愛なる公よ。吾人に彼が如き重大の災害と、回復し難き毀損とを下したる年は遂に過ぎぬ。卿が鞠躬盡力の効に由り、茲に銳氣一番新年を迎るを得るを思ひ、感謝の念、喜悅の情、交々相往來し禁する所を知らせ。朕は滿腔の赤誠を以て、卿が爲めに吉祥福祉、殊に繼續する健康を懇願す、而して朕をして卿と共に尙ほ長く我祖國の安寧富強を計るを得せしめん事を上帝に向て希望するものなり。」

十字新聞派は此の如き皇帝の祝詞ありしに拘はらせ、千八百八十九年正月に於て首相を中傷し、以て皇帝との間を疎隔せんと企てり。即ち正月二十日、十字新聞紙上、君主の感覺なる題目を掲げて、此企を實行せり。

此く比公の下に於ける不祥損害を受けん事は、誠に苦き限りなり。合同諸派の人々が皇帝フリードリッヒの下に、首相危急の時に至るまで、始終「無謀なる厚顔」を以て處せしは、其損害の證とすべし。其厚顔たる、此新聞紙か「ワルデルゼー」會議の後、皇室の僧侶に對し、猶太人

風の自由的思想を以て慨歎に堪へざる惡むべき讒謗罵詈の例證を世間に與へし以後、「何ぞ婦人の政府ならんや」の蜚語を放て我宮庭の内事を有毒なる批評中に葬り去るに至れり。同紙、又比公引率せる政府の下に、「聖慮」の愈凌辱せらるゝを見るべしと論じ、例擧するに、「ドウグラス伯、コンスタンチン、ロエスレル氏、及其他の輩が、我現君主の人物を指導するに巧なるざる事々々、皇太子の日誌發表に關し、自由思想新聞が時々無耻なる穿鑿を試る事、並にゲフケン事件の訴狀、及び之に聯帶せる事情を發表するの事を以てせり。其結果に曰く、原則は權力に在て多數に在らせ、基督敎國の基礎は方に動搖せりと。」

保守派は、全力を盡して、前陳の言論に對し卒先せり。「十字新聞は帝國普國の兩議會に於て、政黨首領株の協和合同の風あるを遺憾となし、此の如き行爲に由らは、政黨何にか爲むと論じぬ。這般の論鋒は帝國並に比公に對し、幾多其痛痒を感せしめたり。現に皇帝は二月の初旬、自

由保守派の代議士にして郡長たるケルヒとの對談中、代議士フォンハムメルスタイン男の縱横せる「十字新聞」の所論に對し、斷然不快なる旨を語られたり。

然れども、公子派は再び千八百八十九年の秋季に於て、此の如き攻撃運動を企てしが、其結果は、尙前者より悪しかりき。當時論ざるに、千八百九十年二月帝國議會議員選舉に於ても、彼の協和合同の策行はるるならんを以てせり。「十字新聞」は九月中旬より十月に亘り、君主と合同なる題目を掲げ、真正なる保守的勤王の古史に見ゆる旌旗再び翻々たるへしとの虚託なる前提の下、協和合同に向て、連續毒筆を加へたり。試みに九月廿六日の議論を示さんか。

國民自由的器物の上に、保守の印證、商店の符徴を貼付し、以て自家並に世間を瞞着したる左官と染工、裝飾師と琢磨者とは、既に多年景氣好く動きたり。古普國的並びに保守的の原則の黄金は、自由主義の寶玉室に於ける賤劣なる贗物と、損し易き合金を試みたり、否試みるな

るべし。

皇帝は「十字新聞」に向けられたる攻撃を以て最高貴なる帝威の毀損なりと思惟せられしに拘はらず。該新聞は、爾後愈々皇帝と行違を生じ行けり、實に「十字新聞」は千八百六十七年以後に於ける普國並に獨逸全立法の根本思想、即ち近世教育の思想と堅固なる君主國體の遺傳的思想との合金に對し、自ら相戦へるの觀あり（シニールテス記録千八百八十九年、三百五十七頁）。是に於て「帝國官報」は公子派及び其新聞が漫りに皇帝の無耻なる後見者を以て自ら任ざるを峻拒せん爲め、十二月二日に於て左の如き報道を爲したり。

「皇帝並に國王陛下は前月二十六日に於ける「十字新聞」の記事に就き注意を惹かれ、其論せる政治意見及び他黨攻撃は、殊に陛下の逆鱗し給ふ所なりとす。陛下は、諸黨に對し一視同仁、又他あるなし、陛下は合同を以て彼の統治の原則に適合したる方策と思惟せらる、而して「十字新聞」が之を攻撃せる手段は、至尊に對するの尊敬並びに我憲

法上の制規と相容れざるものとす。此拒絕に由り、十字新聞は暫時閉息の淵に沈めり。其同志は離散し、或は反抗し、ストエツケルの如きは、政治舞臺より退隱しぬ。同新聞の主宰フオン、ハムンルヌクイン男は、保守黨首領の位置を辭せり。此、權力及び君主に對し、彼等の懺悔ありしに拘らば、彼等反抗者は復た政府並に、合同に對し、反對を試みるに至れり。ストエツケルの新聞、人民さへ、吾人は、皇帝の語中に見ゆる強迫の言辭に對し、攻撃せざるを得ざると記せり。然れども、實際勤王なる黨員は、此の如き舉動に由て深く毀損せられ、自ら異議を感すべきなり。是に於て十二月の初旬、秩序整然たる三黨派コンピフヤチーラ、エラライ、コンピフヤチーラ、エラライ、コンピフヤチーラ、エラライ保守黨、自由保守派、並に國民自由派は、千八百九十年の帝國議會議員選舉に際し、復協和合同するに決せり。然るに今や意外にも、千八百九十年正月ビローフェルド選舉區に於て、皇帝か同區ハムメルスタイン派の候補者を准許せし事、皇帝の表面上、十字新聞に反對なる宣諭を爲せしも、衷心より之を欲せしにあらざりして、唯政府並びに帝國首相

千八百八十九年末に於ける三派の選舉合同

の統御上、如此き態度を裝はれし事、及び皇帝が「十字新聞」を愛讀せらるるるて、報知流布せしがば、政治新聞は千八百九十年正月十日の紙上公然皇帝の直接委任を奉し、論鋒鋭く、皇帝を毀損する隱謀を咎責し、結ぶに左の語を以てせり。

「帝權が撰舉干渉に濫用されし事、即ち「十字新聞」の方針は、全然皇帝の採用せらるゝ所なりとて、有力なる新紙が報道せる事は、皇帝陛下の視聽に達し、大に逆鱗を迎へたり。是を以て陛下は、「十字新聞」を、自今總て王宮城内に送達若くは保持すべからざるの命令を與へられぬ。」

第三章 維廉二世統御の續篇 自千八百八十八年至千八百八十九年

皇帝維廉二世は此の如く平和穩當の内治を行はれし時に際し、普國及び宮内の高等官吏並に軍隊の將官を任命し、改革上、活潑なる斷行を試みられたり。

皇帝即位當初の一年、即ち千八百八十八年六月中旬乃至千八百八十

文武官吏の
交迭

九年四月の間、下の如く諸大臣の交代行はれたり、即ち千八百八十八年六月三十日久く帝國議會の議長たりしフォン、ウエデルビーヌドルフ氏は宮内大臣に轉任せり。同七月二日、ヘルフルト氏は曩に六月八日免職せられしフォン、ブットカーメル氏の後を襲て、内務大臣となり、皇帝の寵臣フォン、ホエツチヘル氏は、八月十四日を以て普國內閣副議長に、フォン、マルツァーン氏は、九月十四日を以て、大藏秘書官に任せられたり。爾後千八百八十九年に至る間に、軍務司法の二大臣新任せられ、軍務は、フォン、フェルデイ、チユウエルノア氏、ブロンザルト氏に代はり、司法は、フォン、セルリング氏、フォン、ブリードベルグ氏に代りたり。宮内諸官の任免に至ては、皇帝が其愛憎に隨て之を爲せし事頗る著きものあり、新人物爲めに大に登庸せられたり。又外交方面に於ても、將來に來らんとする兩三年の日子中、漸く新人物代り任せられ、老練才能の外交官其職を免せられたり、是れ後者が外國に在て獨逸帝國を代表し忠實に其職務を盡し、絶へて内地に於ける年少の競争者を防禦するの

餘裕を有せざりしに由れり。然れども軍隊の改革に至ては、殆んど名狀すべからず。フリードリッヒ三世が用意せし新操練法の公布及び術成任務並びに其他著しき改革の布達は、實に將に來らんとする最近年月に於て想像し難き種々なる改正の緒なりき。然れども、軍隊に於ける人物の新任に至ては、尙前者より甚しき觀あり。千八百八十八年の一年間にて、死者を合し、僅かに六十五人の將官及び百五十六人の參謀官其職を去りしのみ、十四軍團中の八は、新司令官を戴き、三十三師團中の二十二及び一百の歩兵騎兵旅團中、其五十二も、亦各新司令官の下に在りたり。又老練の軍人を退職せしめ、經驗乏しき後進軍人を任命即ち昇進せしめ、以て軍隊を、若氣返らしむるの方針は、向後數年間に於て銳意實行せられたり。總て大臣及國家官吏、官内官、外交官、若くは軍隊將校の任免に關する以上の變動は、共に其の理由若くは其の必要なるの理由を開陳せらるゝなく隨て、皇帝の命令及び意志が彼の訓令の唯一なる理由を形成するに過ぎざりき。

モルトケの
退隱

モルトケの
後任者(ワ
ルデルゼ
ル)と比西
馬克

最重要なる任命は、千八百八十八年八月十四日モルトケの退職に由て生じたる參謀總長の地位なりとす。名聲赫々たる八十八歳の陸軍大將は、高齢乘馬に堪へざるの故を以て、又た皇帝が年少氣銳の軍人を望まるとに由り、實際軍陣に臨む能はざる參謀總長は、彼に對し其職責を盡す能はざるの故を以て、骸骨を乞へり。皇帝は、老將の比類なき勳功に對し、誠實なる感謝慰勞の優旨を下し、以て其願意を嘉納せられ、且つ國防委員會の會長たらしめらる。參謀總長として、モルトケの後任者は、其贊同に依て、ワルデルゼー伯に命せられたり、伯はモルトケの門下に於て、最秀拔機敏の評あるものなり。此の如くして、有名なる戰略家は、其國王並びに祖國に仕るの任務より罷め去りぬ、如今ウキルヘルム一世の忠實なる健兒にして、尙在職せるものは、唯一人の國柄を執れるもののみ、即ち首相、比西馬克是なり。千八百八十八年の八月モルトケの退職當時に於て、誰か、又首相比公も亦、モルトケの如く、一年半の後に至らば、皇帝の恩光に遺憾なく浴する能はざるを想像せしものあり。

らむや。

政策と軍事

武斷公子的
「暗潮」

ワルデルゼー伯が參謀總長に新任せられしより、未だ久しからざして、比公と參謀部との間に、參謀部が外交政策上、戰爭問題の決定に關與するの權利有るや否やに就き、意見を異にすとの風評生ぜり。此暗潮は重なる干繋者比公に就き、獨り實際に存在せしのみならず、又非常に眞面目に觀察論難せらるゝに至れり。既に千八百七十年寸毫も箇人的功名心なきモルトケが、參謀本部の職務を行ひたりし時に於ても、此種の暗潮は強大なる勢力を占めしに由り、比公の政策をして、外國の干渉を妨ぐる爲め、迅速急激に巴里府を砲撃し、又勿卒輕躁に講和條約を締結するを得、前後一ヶ月を出でせし一時を彌縫せしめたり。此事たる、吾人は、啻に、無責任にして功名心ある參謀官のみならず、皇太子及び其無責任なる顧問に由て、實際運動請求せられたる彼の秘密なる暗潮の無數なる曝露よりして知るを得たり。モルトケ及びロインの記録並に書簡、皇太子の日誌比公の千八百八十八年並に八十九年皇

此西馬克に
抗せる「軍
潮」上の暗

帝ウキルヘルム二世に直奏せし報告等は、毫も疑を要するものならざ。此暗潮の方向は、今(千八百八十九年)に至り(千八百八十九年)や千八百七十年、七十一年に於るものと趣を異にせり。往年彼等は、比公の希ひし急激迅速なる戦争の維持を主眼とせしも、今は却て比公の平和維持の政策、及び治國政略を妨げんとせり。「十字新聞派」の皇帝に於る如く、ソルデルゼー伯と皇帝並に後日中央黨の首領等との親密なる干渉は、比公をして參謀本部の戦争施行政策に關與するてふ陳腐なる口實復活の裏面には彼の反對派則ち公子派僧侶派及び波蘭土人等の同盟あるを推知せしめたり。想ふに皇帝の左右には、彼(比公)に不利なる奴原の耳語暗告充滿せしなるべし。

此事情に關せる第一回の報知は、千八百八十九年二月第二週に於ける「漢堡新報」の記事に由て流布せられたり。其記事は、特別なる方面よりして伯林の新聞に達せり。其題目は「國民自由派及び帝國首相」を掲げ、表面上、此黨派を攻撃せり。是れ二月六日帝國議會に於て、代議士ムンケ

ル氏、ウキントホルスト氏、リヒテル氏、がゲフケン事件の議論より因縁し、比公に對して亂射せし攻撃の際、同黨は比公を救助するよりは、寧ろ脚邊の小銃を靜かに傾聽せしを以てなり。此「漢堡新報」は元來國民自由派に屬せるも、當時未だ比公と正確なる干渉を有せざりき。今隱語的記事あるに及んで、始めて世間の驚駭を惹起しぬ。然れども、人々直に善く之を理解せり。既に「北獨逸普通新聞」が一の注意を附するなくして、其全文を省略なく轉載せし事實は、彼「漢堡新報」が比公の意見を吐露し、其記せる事項は、非常なる注意を要すべきものたるを認知するに足れり。左の記事を見よ、讀者亦其價值ある報道なるを看取するなるべし。

首相はゲフケン訴訟事件に於ける彼の處置に就き、種々の理由を有せしと雖、其告訴狀公示を皇帝に奏上せし中に、之を附言するなかりし。是れ想ふに、君側の人物に全然信任する事は、如何に厭ふべく、又實に國家に不幸なる結果を來たすべきものなるかを、特別顯著なる

場合に於て示さむ爲めなりしならんか。尙二月六日に於ける國民自由派の舉動を辯解する所あり、曰く世人曰ふ首相と雖、祖國より一度は奪ひ去らるゝなるべし、此場合に於ては彼と全然同一意見なる政黨存在するなるべし。此時の形勢如何ならんかは人の側り知る能はざる所。比公の政策が依然變化を加へられせして施行せられん事は、頗る難事なるべし。若しヘルベルト伯比公の子が外務秘書官の要職に留るを相違なき事實とするも、彼は其大人が現在威名ある如く、實際首領たるべき政治家ならざるは衆の疑はざる所、殊に比公の後を襲くべきもの誰なるやを考るに、比公のワルデルゼー伯の如きを「立案設計的人物」と評せし事は、最も首肯するに足るものありと、(漢堡新報の記事)。

茲に始て、ワルデルゼー伯は、公然比公の適當なる後任者と呼ばれ、殊に「立案的人物」即ち一の特別なる「立案」を以て、比公の政策と異なる政策を施行する將來の首相なりと稱せられたり。彼が如何なる政策を施さん

かは、別に問ふを須ひせ。衆の知る如く、彼の背後には「十字新聞派」が其立案を掲げて立つあるに非せや。此くて前記事の警告は、終に國民的諸新聞の了解する所となれり、比公は彼が經營せし一生の事業が強迫せらるゝを明かに看破し、隨て對敵の隱謀に應戰するに際し、後備軍に充つる爲め彼の威名に服し、並に彼の政策に同せる諸黨派の無條件なる援助を求めたり。此く説き來れば、前記事は公が、國民自由派に讃辭を與るよりも、先づ表面上、非難の形相を以て此派に警告を與へしものなるを知るべし、公は彼等を信じ、彼等が充分なる警戒と鞏固なる援助を與へんを希ひしなり。記事既に其目的を達せし後、即ち國民的諸新聞が、此警告を轉載吹聴せし後、首相の機關新聞が、此記事を取消し無意味なりと宣言せし事は亦注意を惹きたり。此記事の結末に於て、君側に在る首相の地位は鞏固動かすべからざるものなりと論せり。

結末に曰く、「首相が皇帝は他日彼自ら首相の任に當らるゝなるべし

どの言は、事實に由り補註せられ、如何なる意味を有するものなる事、明白となれり、皇帝は首相と相往來し、終日政務に従事せらるゝ事屢となり。其百般の政務若くは其他帝國及び普國に關する事件等に就き、首相の建言あれば、皇帝之を抑留して、他人に聽かしめ、恰も此大政治家の意見を了解するを得るものは、皇帝自身に過ぐるものなしと思惟せるが如し』

此の見解は次週に於て確證さるゝに至れり。三月二十六日皇帝は、首相より與へられたる議院の一官吏の事に關與せられ、又中央黨の代議士フオン、ツエ子^チが帝國議會に於て、軍備擴張説に特別盡力せしを以て、高貴なる勳章を皇帝が親ら授與さるゝの特典を許し給ひぬ。比公七十四歳の誕辰即ち四月一日の如き、皇帝は、ワルデルゼー伯を參謀本部に訪ひ、伯と同乗して首相の邸に赴き、祝辭を述べられたり。然れども、以上の狀況と共に、漢堡新報の警告紀事が唱道したりし方面に於ては、紛擾の徵候存したり。皇帝とワルデルゼー伯との面談商議

は、日々相續き、動物園に於ける兩者の散歩は、衆目の認る所となりき。就中、皇帝が本年^{千八百八十九年}七月に於てノルドカッブ地方に旅行せられ、倍從者は、實にワルデルゼー伯にして、外務省の高等官中、一人も陪從するものなかるべしとの豫報、世人の耳朶に達せり。同時に、十字新聞は、魯西亞に對し戰端を啓くべき煽動の論説を掲げり、又其記事に由りて、筆者が其報道説明せる如く、軍事上の關係を精細に知悉するを得しは、偏に參謀本部の幕僚、若くは幕僚と關係ある人の方に依りしものなるを推知するを得べし。然るに六月十九日^{千八百八十九年}に於て、漢堡新報は再び、特別の方面より報し來れる論文、戦争煽動^{ツルケルグ、スツァイツ、ライ}に就てを公にせり。其記事に據れば、首相の平和政策に反對にして、而も首相は職務上之を實行するの曉には、其陣頭に立つべき此政策、此副政策、此主戰的、政治、軍事的暗潮を惹起せし源泉は、明かに參謀本部なるを知るに足れり、且つ曰く「首相の地位に居り、公的國家の政策を遵奉せざる事は、未だ何等特別の保險を要せざるなり」と。

此記事は甚しき驚駭を惹起せり、然れども七月七日に於て、北獨逸普通新聞が「戦争の理論に就て」と題し、次の如き論議を爲すに及で、更に非常なる影響を與へたり。此詳細なる議論は、皇帝がワルデルゼー伯とノルドカッブに旅行せられし間に試みられしものにして、戦争の理論に關しては、最有名なる、第一流に位する、該博にして恰も歴史的に最善く形成せられたる如き、帝國唯一の顧問、普國陸軍將官フォン、クラウゼウキッツが彼の愚昧なる方略を根本より痛快に論破せる事を證せり。

「誰か謂ふ、戦争は獨立的にして一般の政策と何等の干繋なく、唯固有なる技術的軍事的の法則に従ふのみにて可なりと。戦争進行の間、及び其終局の際に國家の種々の政策と密接なる干繋を有せる如く、戦争の原因と其發端とも、亦共に大に國家の政策と相關せるものなり、既に戦争の國家の政策に於けるは、猶方便の目的に於る如し。クラウゼウキッツ氏の言に據れば、戦争は、唯他の有力なる方便を以て政策を繼續するの謂のみ、其結末に記して曰く、其本分を脱逸したる

クラウゼウキッツの文章の鋭鋒は、其言ふ所總て普國並びに獨逸の戦史上、最光輝あり最重大なる時代に其實證を見出す爲めに、何等の障害を來す能はざるなり」と。

老將フォン、クラウゼウキッツの議論に原き、首相の警醒せる忠言即ち前文の論議は、獨り獨逸國內の國民的新聞のみならず、至尊も亦深く感動せられたり、是を以て、十字新聞及び帝國官報に於ける其、黒幕の陰謀を、十月二日に於て斷然裁可せられざりき、されば、ワルデルゼー伯も、遂に自家の内實平和論者たることを公言するの已むを得ざるに至れり。十月々末に彼は、ニウヨルク、ヘラルドの通信員に面會を許し、左の談話を爲したり。

「余が戦争を望む事は余の眞意に非ざるなり、余は唯反對黨が、吾儕を攻撃せんとする種々の希望を水泡に歸せしめん爲め、此く強硬の議論を唱道せしのみ、然れども、彼の談話の末段は、次の如き固有の語調を帯びたり、我聯邦は、我富強を高め、又常に平和の擔保たり、然りと

雖、余は一有力者の掌中に握られ、一強意思の指揮に委ねられ居る獨逸帝國が一同盟に好結果の希望のみを以て、匹敵するに足る程充分富強なるを斷言すと、

此の談話たる、ワルデルゼー伯が獨逸聯邦上、並ひに首相の外交的大手腕の好結果を得る爲め、平和を維持する政策に就き、國民一般が必要なりと感ぜる程、價値を置がず、又彼が獨逸帝國を掌握指揮する所の「一有力者」及び「一強意思」は皇帝をのみ意味し、比公を謂ふに非る事を推知するに足れり。又彼が此の如き意見を、獨り新約克ニウヨックの一新聞記者に語りしのみならず、皇帝に對しても亦必ず奏言せしならむ事は、自ら信ぜるに餘あり。然り果して此の如き奏言ありたり、されば若し年少の皇帝をして、其隻手に握れる、其意志に従へる獨逸帝國が、充分富強なる事、恰も獨逸帝國が澳太利、匈牙利及び意大利の聯合兵力に従來依頼して集め得たる、全兵力程なりと感せしめんか、伯の説は、不稽にして危険なる誇張の言とせざるを得ず。獨逸新聞は、是よりして露々、ワルデルゼー

伯に就き報せられたる言語の眞偽に關し證明を要求せり。「漢堡新報」は、之に就き、伯林の或確かなる筋より電報を受けぬ、其意に言ふ、「ニウヨックヘラルド」に掲載せるワルデルゼー伯と通信員間との談話は、正確にして詳細を極めるものなり。此談話の終末に由て、全くワルデルゼー伯の許可認識を経ずして、此を報道せしを知るを得べく、隨て其無作法なるを想ふべし。ワルデルゼー伯も亦新聞の記事に對し取消を命ずる事なかりき。

爾後、十一月二十二日帝國議會に於てオイゲン、リヒテル氏が國務秘書官フォン、ビスマルク伯爵トセルに向ひ、參謀總長が首相或は國務秘書官の外交政策を妨げんと試みし件に就き、如何なる證據ありしやを質問せしに、軍務大臣フォン、フェルチイは、鋭き語調を以て、此嫌疑の無根なるを辯せん爲め、直に起立して曰く、此の質問は輕薄なる舉動にして、又軍隊を侮辱するものなり、何となれば吾人の思想中に未だ成立せざる事實を搜索せんと欲するは、誠に輕薄とや曰はん。又我軍隊が陛下

の政府と寸毫にても反對なる態度を取らんとする精神の存在する事を問ふは、實に軍隊を侮辱せるものに非ざして何ぞ。而して國務秘書官フオンビスマルクは、滿腔の熱心を以て、此言に附加し、且つ、我外交政策は、皇帝自身の統御し給ふ所にして、當局の官吏は陛下の諮詢に應ずる爲めに設けらるゝ所のものなる事は問はざして明なり」と曰へり。

此の如き善良にして一定せる保證ありしに拘らざり、獨逸國民は、千八百八十九年中、一貫せる重大の懸念を忘却せざりき、是れ其談話が、軍事的暗潮に關せしを以てなり。當時、此陰謀の軍事的進行のみならず、就中比公反對派の舉動は、深く配慮を要したり、是に至て大政治家の地位始めて危険なるの觀を呈せり、されど此地位は、皇帝が帝國官報に見ゆる如く、十月二日を以て宣言せし所に由り、再び鞏固なるを得たり。但し其鞏固なりし日月は、幾もなかりし。借問す、漢堡新報及び北獨逸普通新聞の警告は、遂に全然其理なきに了るものなるや。後日此質問に對するの返答を與へられたり。此返答は比公の退職後、及びワルデル

ゼー伯自身の退職後、賦與せらるるならむも、尙今茲に陳述すべし。然れども此返答は彼の質問の結末に屬せり。

ワルデルゼー伯が心ならずも參謀本部の總長たる職務を免せられ、千八百九十一年の正月廿七日第九軍團の司令官に轉任せらるゝや、彼の第一の幕僚陸軍少佐ヤーン氏、及び同リーベルト氏は、參謀本部より轉せられ、前者はマインツ地方に、後者は第十軍團に赴く事となりぬ。二月十一日に於ける「軍事週報」は、此轉任に對し、初めワルデルゼー伯は明白に辭職を以て答へしと雖、勤務更迭の必要なる理由を是認すべしとの勅命を畏みて、辭職願を取消したりと記し、之に由て、尙同紙は彼の疊きに取消されたる「軍事上の暗潮」は、實際存在したりしとの報道を明かに密告する所ありたり。此曝露に附會する新聞の説明中、轉任したる三高等武官の外、陸軍少佐シャイベルトの名、亦種々に引用せられ、殊に同人は、十字新聞「軍事欄」内の直接擔任者なりと報道せられき。同欄内は、千八百八十七年、千八百八十九年及び其以後も尙屢々戦争論を主張

煽動し、比公及び其政策に反對して、管に軍事的暗潮を是認せしのみならず、又其必要を絶叫したり。千八百九十一年二月十四日、少佐シャイベルト氏は「十字新聞」紙上公然同紙軍事欄の擔任者なりしを自白せしむ。尙附言して曰く、余は疑はしき場合には、常に關係ある位置の人に、余のみに保證されざる事を、差支なしとして之を許可せられん事を懇求するの義務を有したりと。是れ適々輿論をして、ワルデルゼー伯に對し、更に不利なる感情を抉むに至らしめし機會となれり。何となれば、少佐シャイベルトの戦争的記述を、差支なしと言渡せし、位置の人は、疑もなく、ワルデルゼー伯及び恐らく伯の第一幕僚たりし人なりしなればなり。爾後、フォス新聞紙上に報道せし少佐シャイベルトの記事は、ワルデルゼー伯の事情をして、尙惡評判に陥らしめぬ、即ち少佐は彼軍事欄の記事たる、總て、左右する位置の人の内閣を経たりしと附記せしを以てなり。參謀本部内にて、左右する位置の人とは、總長を指させしで誰ぞや。「十字新聞」は、其欄内に於けるシャイベルト少佐の劈頭の宣

言に従ひ、自由新聞此自由は自由保守派を指せるなりが、シャイベルトの記述の指導者を、左右する位置の人、即ちワルデルゼー伯なりとするを、不稽なりと叱責せり。然れども、シャイベルト少佐は、其自ら言ふ所に由り、愈人をして彼の文章は唯、左右する位置の人のみより通覽せられし事なるを知らしめたり。

是に至り、十字新聞も屏息、又言ふなし、何となれば、其不稽なりと叱せし記事は、却て最近の干繋よりして、其事實なるを疑ふに及ばざりしなればなり。參謀本部の、左右する位置の人は、政府及び比公の政策に反對し、引て外國をして、獨逸國の平和主義を疑ふに至らしめたる、十字新聞の彼の軍事記事並に暗潮を、差支なしとして認可し、管に之を承諾せしのみならず、又之を鼓舞して、愈其歩武を進ましめたり。

比公排斥を最後の目的とせる此の如き苦心慘憺たる經營は、千八百八十九年の年末迄は、至尊さへ、之を歓迎せられし所なりとは、唯當時の臆測に過ぎざるなり。從來、知れ渡りし事實は、直接に此臆測に齟齬し、

比公排斥の
「暗潮」

或は人をして皇帝の意向及び決心の貴き諧謔なりしを認知せしむるに止れり。何となれば、一方に於て、皇帝が十月二日の帝國官報紙上、十字新聞派の隱謀を痛切に非難せられ、又千八百八十九年十二月三十日彼がフリードリッヒスルウに滞留せる首相に贈りし賀狀の末尾に、朕は切に神に願ふ、彼が朕に、朕の重大にして責任ある統治の本分を盡す爲めに、卿の忠實老練なる助言を尙は未永く聽くを得せしめん事を記せられし事は、確實又疑ひなければなり。然るに、又參謀本部にては比公の後任者、フオン、カブリフイー君に對しても、相變らざり、繼續し行くべき軍事上の暗潮(千八百九十一年二月十一日の軍事週報を参照せよ)を、カブリフイー時代となれば、カブリフイーの爲めに、決して比公の爲めに非ず、又比公の時代に於てせず、曩に報せし如く、轉任に由て中止除去せられし事も亦確實にして、疑ふべくもあらざり。而して千八百八十九年十月二日、皇帝が帝國官報に彼の布告を爲せし數日後、魯西亞皇帝が伯林に來遊されし際、即ち十月十一日より十三日に至る間に、魯皇と比公

との間に、次の如き活劇演せられしも、亦疑ひなきの事實なりとす。千八百九十二年六月二十三日、比公が維納滯在中、新自由新聞カブリフイーの通信員に語りし要領に曰く、千八百九十二年六月二十四日、同新聞の朝報を見よ、『余が辭職前、魯皇と對談せし際に余先づ帝に余の政治上の意見を開陳せし後、帝は余に謂て曰く、然り、朕は卿を敬し、卿を信ぜ、然れども卿が依然然職せらるゝ事は、確實なるや』と。余は之を聽き、驚て魯皇を凝視し、答て曰へり、「確かなり、陛下よ、臣が現職は固より安全なり、臣は生涯、大臣の任に留るべし』と。何となれば、魯皇自身既に、其下間に由て知るを得る如く、實行せらるべき更迭を聞知せられしに、余は當時未だ此の如き變動の成り立たん事を預知せざりしを以てなり』と。千八百八十九年、皇帝は、各國君主の伯林訪問を熱心に歡待せられ、更に内外の諸國に平和的旅行を試みられ、以て親ら獨逸帝國の内外に於ける平和政策の局に當らんとせられたり。三月二十一日より二十六日の間には、皇帝ウキルヘルム二世が、千八百八十八年十月十一日より

十九日の間に、羅馬及びナポリを訪問されし答禮として、伊太利王、其王太子及び總理大臣クリスビーを伴ひ、伯林に來訪されたり。伯林に於ける意太利貴賓の歡待は、人民に於ても無上なる熱心感激の情緒を以てせり。宮城内の饗宴に於て、兩國君主か兩國臣民の親睦に就て意味深き熱情溢るゝ言語を應酬せられぬ。意王フムベルト曰く、獨逸國と意太利とは、兩者か同一の進退を爲すに至りしより、歐洲平和の典物たり。弊國の軍隊と貴國の兵勢とは、共に彼等の大運動を成就するの日あるを知らんと。伯林に於ける意王の優待を蒙りし事に就き、意太利議會より、帝國議會に呈せし謝狀は、熱心なる稱讚を以て、帝國議會の受納返答する所となれり。晚餐會の際クリスビー氏は、比公並びに獨逸國會議員より敬意を表せられ、代議士、フォン、ベンダ氏は、意太利語を以て祝し、意獨平和同盟の支柱の一なりと述べぬ、之と前後して、ミケール氏は、同夕の主なる演説を試み、最後に曰く、歐洲の平和、及び人智の間斷なき進歩の爲め、三國並に其人民は、同盟一致せり。其約は、堅く、其力は

強く、其事は正し。此名分の下に、彼等は其全生産力を擧げて、幸に目的を達するを得るなるべし、蓋し神意も亦賛し給ふ所ならむ。以太利萬歲。平和を要する三國人民の同盟、それ永存せよ、好運なれ、萬歲と。

同様の熱心を以て、爾後千八百八十九年八月十二日より十五日に亘る間に、澳太利皇帝フランツ、ヨゼフの伯林來訪を歡迎せり、但し同年一月三十日、澳國皇太子の哀むべき薨去を去る、日子尙久しからざるにより、高會盛燕は、遠慮せられたり。澳國皇帝は、ヨゼフ、フェルデナンド大公を伴ひ來りぬ。皇帝は、殊に比公をも訪問せられたり。遂に魯國皇帝も、十月十一日より十三日に至る、伯林訪問の間、人民の拊舞せる祝賀を受けられぬ。宮殿の饗宴に於て、ウナルヘルム皇帝、祝盃を傾けて曰く、百年以上成立せる我兩皇室間の友愛親睦の情を繼續する事は、余は、余の祖先より傳承せる遺物として、遵奉し、敢て渝らざるを誓ふと。魯皇乃ち佛語を以て答辭を述べらる、曰く、余は此の如き友情深き陛下の言を多謝す、而して今語り給ひし所の感情は、余の熱心に賛同する所なり。

と。其後數週にして、澳國外務大臣カルノキー伯は、既に千八百八十八年に於て伯及びクリスビーが爲せし如く、比公を、フリードリッヒスルウに訪へり、其後歸國の後、御用新聞カザール維納外事新聞は、十一月九日の紙上に「魯國皇帝の胸中に固執し給ひし、平和同盟の目的に對する疑惑が、首相公比公比の盡力に由て、實際、破毀消滅に歸するを得し事は、皇帝アレキサンデル三世魯皇が伯林訪問の結果として、爾今、世人、須らく思惟すべし」と報せり。

抑此疑惑は、曩に千八百八十九年八月一日より七日に亘り、ウキルヘルム皇帝が英國に旅行せられし際、彼に對せる優遇に由て齎らし來り、爾來漸々其風評を高めたりき。何となれば、英國女王は、其王孫魯皇獨逸を英國海軍大將に任し給ひ、ウエールス親王は、宴會に於て、皇帝を祝して曰く、「現今の勢、各國皆毎事件の終局に處するの途を預備せざるべからざる、強大なる獨逸陸軍と英國艦隊とは、想ふに、それ頼みなく、世界平和の維持に協力するならん」と、(ハーン、ウキルベルマンの記述、五卷、五五三頁)。

買收されし新聞は、英國に於ける甚だ疑はしき陽はの現象、並びにウキルヘルム皇帝に對する陽はなる英國の惡感情を、聖彼得斯堡に報道するに汲々たり。而して此惡感情は、不和の種子を蒔くに足るとして、恰も前年、皇帝が魯西亞旅行後、皇帝に對し陽はなる魯西亞の惡感情あるを英國より流布せし如く、亦忠實に聖彼得斯堡なる皇帝の視聽に達せしめり。

十月十八日より十一月十五日に至る日子間、皇帝並びに皇后は、皇妹、ゾフィー内親王と希臘皇太子との結婚の爲め、アテネ阿典に遠遊を試みられ、遂に土耳古帝スルタンをコンスタンチノペルに、訪問せられたり。

當時皇帝は、ヘルベルト、フォン、ビスマルク伯を隨從せられぬ。途中伊國々王夫婦をモンツァに訪問せられ、其歸國の際も、亦復同國王を同處に訪問せられ、インスブルックに於ては、澳國皇帝フランツ、ヨゼフ及びバイエレンの攝政、ルートポルド親王と會見せられたり。此旅行中、皇帝が比公に發し給ひし無數の電報は、實に注意すべき價值ありき、殊

は此電報が諸政策に無關係なるよりも、寧ろ其熱情溢るゝ語調なるによりて、注意を惹くに足れり。(ハーン、ウッペルマン記録、五卷、五五四、五五五頁) 又獨逸帝國內にても、皇帝は千八百八十九年に於て、聯邦諸王侯の宮室、並びに人民の團體歴訪を怠り給はざりき。六月十五日、其親友なるザクセン國王アルベルトを訪ひ、ドレスデンに滞在せられし事は、同國王室存立八百年の大祭、及び金婚式に特別の光榮を與へたり。八月後半には、皇帝皇后相伴ふて、南獨逸を巡幸せられ、先づカル、スルウへに赴き、次にストラスブルグ及びメッツに向はれ、到る處人民の歡迎を受けられたり。還幸の途上、ウエストファーレン(殊にミンステル)には皇帝訪問の禮を以てし、其優遇を示し給へり。九月五日より十日の間には、帝皇及び皇后、再びドレスデンに向はる、全市民歡呼之を迎ふ、宴會に於る兩國君主の祝詞は、其親愛、水魚も管ならざる情を察るに足れり。

九月十日よりハンノフェルに於ける第七、及び第十軍團の大演習觀覽に向はる。遂に十二月の前半を以て、ゲルムスタットの宮廷ヘッセを

外交政策

訪ひ、ウァルムスに於けるルーテル祭に臨まれ、又フランクフルトにては、市長ミケールの祝詞に對し、仁惠深き答禮を垂れられたり。

然れども、當時外交政策の重要なものは、尙比公の手に委ねられ、而も自ら最難事に屬したる觀あり。既に千八百八十八年の終末に當り、獨逸首相の機關新聞は、佛蘭西に對して一二重大なる記事を掲げたり、即ち獨逸帝國領地に於ける不幸なる獨逸群集、より補充されたる佛國の外人軍隊、及び獨逸國內を偵察せる佛國官吏に關して、ブーランゼー主義に反對し、隨て佛人及び淮佛人(佛人派)を獨逸より追放する事を是認せり。獨逸に對する魯國の狂暴なる憎惡の念は、澳國皇太子ルードルフ親王の非命なる薨去以後、最明白に發表されたり。即ち、モスコウ新聞(即ち勢力あるカトコウ氏の機關)は、二月に於て、明白に比公か其陽はなる好敵手、澳國皇太子大將カンチイ、ガムベッタ、スコベリウ、バイエルン王ルウドウイヒの、不慮の逝去を惹起せしを非難せし一記事を掲げり。固より此の如き、淺膚の捏造説は、魯國朝廷内に一の信者を得るな

かりしと雖、比公か魯國皇帝の伯林に滞在せらるゝ際に、其胸中に固執せられし魯西亞的「不信用」を打消す爲めに、如何に苦心せられしかは、吾人が既に「維納外事新聞」にカルノキーが發表せし記事に由て確知する所なり。

今や、千八百八十九年の春に至り、測らずも瑞西スウェーデンと緊要なる一難事件起れり。抑々瑞西は、千八百七十一年以來、獨逸帝國と年を追ひ親睦を加へ行きし間柄にして、現に千八百七十六年には、兩國間に、殊に、移住條約を結び獨逸國內に來住する瑞西人民は、帝國本來の國民と同様なる市民の權利及び實業の自由を享受するを得、之と同じく、瑞西に來住する獨逸國民は、瑞西市民と同様に市民の權利、實業、職業、其他諸營業、及び不動産所有の自由を得る事を議決せり。然れども、近年殊に千八百七十八年十月二十一日、獨逸社會黨(取締)法令の發布以來、瑞西管轄權の下に施行せらるゝ瑞西避難所法は、端なく獨逸に於ける不滿の源泉となれり。固より瑞西は、聯邦外人警察の設なしと雖、瑞西の避難所法に違

へる外人を視察し、殊に之を處分する事は、應の重要事務に屬すべきなり。瑞西中央政府即聯邦會議は、外人が瑞西の安寧及び平和を危険ならしめ、或は瑞西が彼を處分する爲め、國際上の葛藤を惹起す場合にのみ、直接干渉を爲す權利ありとす。此の如き場合に際し、聯邦會議は、犯罪者或は嫌疑者を瑞西より追放し、又瑞西に於て、瑞西若くは他國に對し企てる國事犯的隱謀を、一聯邦辯護士をして「視察」糾問せしむる、一時の全權を瑞西聯邦議會より賦與せらる。聯邦會議は、千八百八十四年此權能を行ひたり、而して聯邦辯護士ミルレル博士の斷乎たる先例の結果として、瑞西の無政府的組織打破せられ、夥多の無政府的煽動者が、瑞西に滞在するを禁するに至れり。

之に反して、獨逸國自身は、社會民權黨脫走者の隱謀に對し、其瑞西より波及し來らざらん爲め、非常に之が防衛の要を感じたりき。何となれば、瑞西には、獨逸國に禁制されたる過激黨の中央機關「社會民權黨」を編輯發行し、他の禁制せられたる社會民權的雜誌類と共に、其數千部を

見本として各地に流布し、獨逸國內へも密に輸入せるを以てなり。瑞西は實に總て革命を夢み、祖國に仇なす社會民權黨的煽動の住家並びに燒點たり。當地には、同黨時々集會を催ふし、獨逸邦國並に社會秩序を顛覆するの企圖、確定施行せられたり。想ふに、數年來、獨逸の政治警察が、瑞西に於ける社會民權黨隱謀の監視を擔任するに至りしものは、實に此點に於ける瑞西の法律並に權力の不充分なるものあるを以てなり、獨逸の政治警察は、此目的に就き、瑞西に秘密探偵を放てり、此等秘密探偵は、社會民權黨に加盟し、往々、全く獨逸國より受けし命令に反して、彼等黨員を教唆し、殊に有罪なる所行を煽動する事あり。社會民權主義の獨逸新聞、及び瑞西過激黨の多數は、獨逸警察より此の如き拐騙的、秘密探偵を放ち居れるを認知し、是に於て瑞西に於ける謀反、有罪の所業は、此、拐騙誘惑者が巧みに養成する所なりと論じ、大に獨逸國を非難せり。千八百八十九年四月十八日に至り、瑞西聯邦會議は、ツェリッヒカトンの名に於ける、社會民權黨新聞の總員を、瑞西國外に放逐するの果斷

なる議決を爲せり、是に由て同新聞は爾後再び倫敦に於て發行するに至りぬ。瑞西の社會民權黨及び過激黨の諸新聞は聯邦會議の此の如き見下け果てたる卑怯及び、大も食はざる所業に對し大に罵詈を逞ふせり、而して社會民權黨は彼の秘密探偵か、騙惑の行爲を眼前に捕捉したる場合に臨み、聯邦會議に對する怨憤を増長膨大せしめん事を、巧に謀議せり、社會民權黨員たるパーゼルの裁縫師ルツなる者、獨逸警察の監督ウールゲムートより、エルザスのシュールハウゼンに於て、秘密探偵として飼はれたり。然れども、ルツは、同時に社會民權黨の領袖、ウルシュレゲルと氣脈を通じ、同人に告ぐるに、彼がウールゲムートと秘密の干繋を有せる事を以てせり、會々ウールゲムートは、ルツに簡短なる書札を贈り、其パーゼル及びエルザス、ロートリンゲンの勞働者地方に於て、教唆的煽動を試みんと欲するの意を告げ、且つ思慮なき下の言を記せり、汝は、唯愉快に、其欲する儘に教唆使喚を爲せよ。於是乎、人をして、ウールゲムートが、ルツを、拐騙誘惑者たらしめんと欲せしを推定せしむるを

得ん、ウルシユレゲル君はラインフルデン郡(アハルトンガウ属す)の裁判所長
パウメルと友とし善し、ルツ乃ち監督ウァールゲムートを、此地に誘ひ
出せり、事千八百八十九年四月二十一日に属す。此監督は、ルツを尋ね
ん爲め、ラインフルデンの瑞西停車場より其對側の一料理店に至らん
とせしに、パウメル君の指揮に原き、警官の逮捕する所となれり。遂に
一犯罪人として、十日間の禁錮に遭ひぬ。爾後、彼は四月三十日に於て
瑞西聯邦會議の決議に由り、瑞西より追放せらる。其理由たる、彼が瑞
西領内に於て遂に彼此盟約の内外に於ける安全を危険ならしむるべ
き行爲を犯せしと曰ふに在り。但し彼の有せし公用文書は、一切彼に
保持せしめたり。此追放の厄運は固より裁縫師ルツにも加へられた
り、同人が監督ウァールゲムートの行爲に加擔し居りしは、疑ひなき事實
なりしも、是に至るまで、郡裁判長パウメルは、彼を逮捕するなかりき。
比公は此椿事を重大視し、五月六日を以て、ウァールゲムートを伯林な
る外務省に召喚したり。彼の巧慧ならざる、計略乏き行爲、先づ大に叱

責を蒙りぬ。然れども、同時に、首相は此不法なる處分に就き、瑞西に向
て強硬なる態度を執りたり。六月五日、彼は命令をベルン駐劄獨逸公
使フォン、ビエロウに發せり、此命令は嚴格なる語調を以て、此事件、並び
に獨逸國に對し、總て瑞西領内に於ける瑞西管轄權より忍黙されし隱
謀を詰問せるものにして、其末尾に下の語あり、曰く、盟約以後、各國相互
に瑞西の局外中立を保護すべき責任ありと雖も、瑞西の爲めに、他國の
平和及び安全の強迫さるゝを默過する能はずと。六月十三日、更にベ
ルン駐劄の獨逸及び魯西亞公使、相揃て瑞西外務長官、聯邦會議々員、ツ
ロツ君に異議を提出せり、即ち瑞西が瑞西に現行せる法律を局外中立
の上に濫用する事、及び瑞西の管轄權に於て局外中立上當に行ふべき
義務を履行せざる事に就き、彼等が非常に難澁を感ずる旨を開陳しぬ。
之と同時に、比公は六月六日及び二十六日の日附を以て、(ハーン、ウキッペ
ルマン、五百六十頁より五百六十五頁を見よ)瑞西に於ける千八百七十
六年の移住條約施行上に關し、異議を申立てたり。

此條約の第二條に曰く、獨逸國民にして、瑞西に、居宅を得若くは移住せんとするものは、身許確實品行方正なるの證明を要すべきなり」と。瑞西政廳は此要件を、全く自家の判斷に由て、隨意に解釋せり。然れども比公は、此要件の實施を以て、契約の各部分をして成立せしむる一權利なりと思惟せり。其六月二十六日日附の文書に曰く、此に要すべきなり」の字を撰べる以上は、獨逸人にして其祖國の權力と不和の間柄なるものは、瑞西に於て自身に虚託して此條文の保護を受け得るならんとの臆斷を破毀するの價值ある事、少くも既に千八百七十六年に於て確定せるものなるを證すと。獨逸國は十年以前より此第二條を、前の如く解釋し、瑞西市民にして、第二條に記載せる件に就き、本國政廳の證明を有するもののみ限り、移住を許したり。若し此實施が、獨逸帝國の主權と一致するものなる以上は、瑞西の主權が此の如き認定を許可せざる理由は、毫も吾人に向て論破の効力を有せざること、自然の數に屬す。千八百八十九年七月二十日に至り、比公は一般に、瑞西同盟と、移住

條約とを布告せり。

獨逸政府並に御用新聞の威嚇的態度は、其想像せしよりも瑞西に於ては、尙眞面目に會得せられたり。世人皆、獨逸國が一小共和國に向て再び開戦せんと欲するなりと信じぬ。瑞西聯邦會議は、知れ渡りたる實力を以て、此畏怖すべき企圖に對し、總ての口實を除去したり。同會議は、同盟聯邦會議に向て、一の聯邦辯護士の常設を提出しぬ。是れ瑞西と内外の安全を危険ならしむる行爲に關せる外人警察の監視並びに之に關係せる調査を委任せん爲めなり。此法律案は、千八百八十九年六月二十八日に於て、瑞西の兩團體、即ち國民會議及び階級會議の同意を経たり。政府方より發せられたる此法律に反對し、社會民權黨が試みたる執行猶豫(シエレンツ)國民の禁制(シエレンツ)の運動は、過激派の疾聲大呼せしに拘らず、憐れなる結果に陥りぬ。何となれば、正式に要求せられたる三万の票數中、僅かに二万四千を得たればなり。是を以て聯邦會議は、十月の初旬に於て、其十五日に此法律を實施せしむるの決議を見るに至れり。此

くて獨逸國より叱責せられし瑞西の移住條約實施の事情に關し、爾後兩國間、新に疑問となりし條約の規程を協定せしにより、再び充分なる和熟に達するを得たり。是に由て千八百八十九年の秋季以來、友愛なる兩國民間に蟠りし葛藤は、今や全く一掃し去りしかば、ヘルベルト、フォン、ビスマルク伯は、國務秘書官として、十一月二十二日、帝國議會々場に演述して曰へり、瑞西との交渉は、社會民權黨の破壞的所業に應戰する爲め瑞西聯邦國を我が味方とし、又瑞西に在る獨逸社會民權黨員を撲滅する事を協定するに在りたり。我國は、現に此國と最好干繋を有せり。

獨逸帝國の内治及び立法の範圍に於る、千八百八十八年及八十九年の最大成功は、既に前篇に報道評價したる廢人及び老人の保險法なりとす。千八百八十八年十一月二十二日に於ける皇帝の勅語は、此法案に就き、特別の語勢を以て其必要を證せられたり。此法案可決せられし日、即ち千八百八十九年三月二十四日、大臣フォン、ポエツチヘルが、議會閉會を議院に告げし際、謂て曰く、皇帝は祖國的事業の再興に向て、厚く

内治及び立法

帝國會社法の改正

帝國銀行條例の改正

感謝し給ふなりと、此語は千八百八十九年十月二十二日、秋季帝國議會開院式に於て、皇帝が其勅語中に繰り返へされしものなりとす。此他尙千八百八十八年の帝國議會開設中、記載すべき事件存せり、即ち千八百六十八年制定せし會社法の改正に就き、討議可決せし事なり、此より會社は、其社員の有限責任を以て認可せらるゝに至りぬ。されど、帝國銀行條例の改正は、千八百八十九年に屬せり、即ち同年十二月十八日條例改正せられぬ。此際に當り、帝國議會は、總て反對案を排斥して、政府案を可決せり。政府案に據れば、從來株主配當金は、最高年八朱以下なりしを年六朱以下と爲せり。是に由て、現に千八百九十年の年末には、成規の銀行預備金三千萬マルクの高額に達し、隨て從來預備金に繰り入れし年收益の二割は國庫中に流用するを得しを以て、實際國庫は、國庫の純益よりして、多額の收入を見るに至れり。此法案討議の際、最根本的重要の件は、國庫より國用負擔、及び之より支拂へる貧困なる農民扶助金額の變更を請願するに關し、保守的土地等分派コンセルヴァチブ・ランド・ディヴィジョンより提出せる法案

保守的農業
者の我意計
る拒絶せら

を否決せし事なりとす。何となれば、此派の提出せし法案は、農民の一葉振出手形に其信用を與る、管に三ヶ月のみならず、六ヶ月或は一年に亘ることあるべく、若くは借用主の人物に、確實なる返済を保證し難き危険なる請願を爲せるものにして、實際何等の効益なきものなるを以てなり。況んや農産物に對し、帝國銀行より、最高は價格の八割とし、低利を以て、長期限間に貸與せられ、又た農民は其抵當にせし産物に就き何等規定の制裁なきものなるに於てをや。此の如くんば、帝國銀行は天下の農民をして、競て、一葉振出手形及び抵當書入證を出さしむるに至らしむべく、之に貸與するの財源、果して何處にか求むるを得ん。土地等分派の代議士は謂へり、宜しく、兌換せざる銀行紙幣を發行すべしと。恰も帝國銀行撲滅を促かすの觀ある此提案は、之を排斥するもの、即ち多數方は僅かに百二十六票なりしに、僧侶的保守派の大半は、此案を以て、農業の確實安寧上、緊要のものなりとし、九十八票の多きに至りしにより、殆んど危機一髮の間に輸贏を決したるなり。

經濟上の好
況

千八百八十八年以後、全歐洲特に獨逸國に於ては、經濟上不時の隆盛を呈したり。鑛山株券亦非常に騰貴し、諸物價景氣を生じぬ。此等の報道に關する英國の有名なる一新聞は、千八百八十九年に於る萬國貿易上の物價騰貴は、四米六厘なりと報せり。「バイエルン貿易新聞」に據れば、千八百八十三年來、獨逸國にては、常に物價沈滞の傾きなりしに、千八百八十八年に至れば、狀況一變し、六厘の騰貴を見たり。若しそれ、千八百八十九年度の石炭、鐵、織物、家畜類の價格暴騰を回想せば、彼の英國新聞が報じたる萬國貿易上の物價騰貴平均四米六厘は、獨逸に於ける千八百八十九年の騰貴額より下位に在るを知るべし。社會民權黨は此好景氣の時期を以て、彼等が一大運動を試みるの機會と爲せり。乃ち非常なる秘密を以て、鑛山地方に同盟罷工を煽動しぬ。想ふに、鑛山抗夫の多數は、其重なる農作上の利益に向て、激烈なる争闘を企てし時に當り、自家が單に社會民權黨の盲從器械たるを悟るなかりしならむ。然りと雖も既に千八百八十九年六月のドルムント商業會議所の公報

鑛山坑夫同
盟

は、一二社會民權黨の教唆者か、此等坑夫をして、同盟罷工に誘ひ、遂に其狂暴の甚き、劍戟を以て之を鎮壓し、重懲役、重禁錮の處分を受けるに至らしめしを論破したり。又彼等が第一に、食料は支給せられて、又慮るに足らずと絶叫せし鯨波は、社會民權黨か此同盟罷工を指揮せしを證するものなり。此くて、彼の陽はに皇帝の忠實なりと稱する同盟罷工の首領は、即時に純粹なる過激黨の「仲間」として、其真相を曝露したり。千八百八十九年の坑夫大同盟罷工は、五月二日を以て、先づ炭山地方に起り、次にシュレジエン、ザクセン、及びザール地方に蔓延せり。西方に於ても、罷工坑夫凡そ十萬を踰へたり。此長日月に亘りし同盟罷工の間、如何に甚しき困難窮迫を、無關係者若くは彼の親族に及ぼせしか、又如何に甚しき迷惑損失を、鐵山の持主若くは株主に來せしかは、實に想像の限りにありし。是に至り、仁慈博愛なる年少皇帝は、慰撫調停の勞を取り給ふ事となり、罷工者の大體上、成規に合せる態度と、其首謀シュロエデル、ブンテ、及びジールゲルが屈從せる忠君の風に欺かれ給ひ、五月十四日

皇帝の調停

を以て、此三首謀者を伯林城中に引見せられたり。皇帝彼等に向ひ、汝等の欲する所何ぞやと問はれしに、シュロエデル答て曰く、臣等は、父祖より傳承し來れる八時間の勞働を欲す。給金の騰貴は、臣等の願する所に非ずと。皇帝は尊嚴なる語調を以て、彼等の不法なる契約違背を責め、且つ其社會民權黨の陰謀に關與するなきやを戒められしと雖、又彼等の困難を除却するに力むべきを約せられたり。遂に此三代表者が忠君愛國の態度を、仁慈なる皇帝に表したるは、皇帝の彼等に語り給ひし左の語を以て察するを得べし。

「而れども、汝等が此運動を社會民權黨と共にせんと欲せば、朕は、朕が國王としての仁心を以て汝等の願意を察るなかるべし、何となれば社會民權黨員は、總て朕が帝國及び祖國の仇敵と同一視すべきものなればなり。」

此くて、二日の後、即ち五月十六日に於て皇帝は、來因炭山地方炭坑持主の一代表者に語られて曰く、勞働者は朕をして満足に感せしめた

り、彼等は社會民權黨との同情を遠ざけたり、朕は彼等の健康にして祖國的なる精神あるを見、彼等が歸來、再び其仲間をして勞働に従事せしむるに盡力するならんを信ず」と。

然れども吾人は即刻、彼の「三代表者が、如何にして此の如き皇帝の信任に違ひしやを見るべし」。

彼の三人は、宮城を辭し去りしより、直に帝國議會に赴き、獨逸自由思想派の二代議士、シュミット、エルベル、フェルド及びパウムバッハに依りて、請願を爲したり。獨逸自由思想派が進で此同盟罷工調停に關與せしは、以て再び其人望を恢復せんと欲せしに由るのみ。然れども、來因州に於る鑛業同盟の主事國民自由派の代議士、ハムマヘル博士が、前者と相前後して奔走せし事は、實に精神上調停の好意に出でしなり。彼の三代表者が、既に五月十五日に於て、兩方より協和の必要條件として宣言せし十箇條の調書に就き、彼と一致するを得しは、全く彼の勞働者に對する同情と、拔群なる老練の功に歸せざるを得ず。此十箇條は、實際、鑛山

伯林調書

有主のみならず、局外者と雖、首肯する所なり、獨り、第三條は事實上、一般の鑛業を、相當に信用ある人より成立てる委員會即ち勞働者の社會民權的總督會議に由て附屬物視せられしとし、鑛山所有主の排斥に遇ひぬ。此條に於て、曩に公言せし想像の確證せらるゝを見たり、即ち來因ウエストフールン地方の無關係なる坑夫は、果して其自ら社會民權黨の方隊前に散開せられ居りしを夢想する能はざりき。何となれば、社會民權黨の秘密指揮上、非常に重きを置きし五月十五日に於ける伯林調書の第三條を認可せざりしに拘らず、罷工せし坑夫の大多數は、皆喜んで再び勞働に従事せしを以てなり。承諾されし和解條件は、兩者共に利益と名譽を感じるに足れり。坑夫は、是に由て、鑛坑内に於ては、其入口及び出口を除き、規則通りに、一日中僅かに八時間勞働するの約束、石炭の價格騰貴するに隨て勞金を増加するの保證、契約違背、及び同盟罷工に關係せし者に對する十分の大赦、並びに各坑夫の將來に於て、障礙ある形式及び文體の罷免狀を下附せざる事等の特權を贏ち得たり。

又鑛山所有主に於ては、其營業中絶をして、短時間に止らしめし利益のみならず、些少の犠牲及び其勞働者の損失に對する博愛的同情の立證に由り、尊敬すべき優等の獨逸勞働者をして、到る處、一般事業の利害得失に束縛せしめ、又社會民權黨の係蹄に對し、少くとも豫め遠ざからしむるの大利益を占め得たり。

皇帝を欺きし三代表者

之に反して、三人の代表者は、其仲間が伯林調書第三條の社會黨的決勝物、即ち勞働者委員會を重視する事なく、再び「勞働の羈絆」の下に立ちしを見て、又其愛國忠君の假面を被る能はざりき。即ち三代表者は、五月二十一日在伯林なる代議士パウムバッハに宛て、鑛坑持主諸氏は、今朝無禮なる仕打を以て、其約束を破りぬ、同盟罷工、再び起らざるを得ずとの虚電を發し、同時に坑夫を使喚して、同盟罷工せしめんとしたり。然れども、五月二十六日より二十七日に至る夜陰、同盟罷工委員はボフムに於て逮捕せられ、同時に鑛山會社にては、五月三十一日迄に歸り來らざる者は、全く罷免して、又雇ひ入るゝなかるべしと廣告せしに、坑夫は

一人として、最早、此命令を恨むものなく、悉く歸坑せり。此の如くして、全く落着を告げぬ。

是に至り、彼の三代表者は、其純粹なる社會民權黨員なりしかば、曩に皇帝を瞞着し得たる事を、公然自負したり。彼等は、卷煙草及燻詰麥酒販賣の適當なる「職業社會主義」を、困難なる採鑛職業の意味に採用しぬ。此三代表者は、千八百九十一年、巴里に開設したる、萬國勞働者會議に、獨逸勞働者の委員として出席したり。同府に於て、彼等は、千八百七十一年銃殺の刑に逢ひし殺人若くは放火犯の暴徒の墓を拜し、千八百七十一年に於る、獨逸の親愛なる卿等の兄弟の字を記入せる花環を捧げぬ。而して、其の一人なるシユロエデルは、自ら、善事上の快心と呼べる案山子、即ち「彼は同志の墓前に告ぐる所ありたり、他日再び巴里に來らば、復た參拜すべし」と記せし感動的の吊辭を携へたり。我皇帝は、曩きに、此輩に優渥なる勅辭を垂れ給ひ、朕は彼等か祖國的精神あるを認め、其社會民權黨との同情より遠かるを信す云々と語り給へり。此の如き、實際、詐

皇帝の向後
を戒るに足

欺瞞着の徒に對する皇帝の先入爲主的信用は、依然として變らず、獨逸西部の激昂地方に於る當局の官衙に、それと黜陟の處分ありたり。即ち五月三十一日に於て、ウエストファーレン總督フオン、ハーゲマイステル氏は、罷免せられ、從來ストラスブルグに於る國務副秘書官たりしスツット氏代り任せらる。皇帝の見込違へる信任、此場合に於ける皇帝の態度は、將來果して、如何なる修得を彼に與へしか、吾人當に後章に於て述ぶる所あるべし。

今先づ、眼を轉じて本書に記述せる時代の大半、即ち三皇帝の政府に亘れる獨逸殖民政策に就き論せんとす。

第四章 獨逸殖民政策

(原則及び發端、南洋千八百八十年、西北亞非利加及び西部亞非利加 千八百八十年より千八百八十五年に至る)。

比公の政策は、國民的生活の諸方面に於て成效せし如く、獨逸殖民政策に就ても、亦燦爛たる光輝を發せり。獨逸國が宇内各國民中、最富強を以て目せられし時に當り、他大陸に於ける無君主即ち未だ他強の占領せざりし地方及び島嶼を占有し、或は獨逸帝國々旗の下に保護せしは、固より世人の知る所。而して、比公退隱後、新局面の政策が英國と協定せし條約に由り、此等多年の苦心に依て獲取したる獨逸領土に、非常の削減を來したり。然れども、我獨逸殖民の領域が獨逸國の世界に於ける地位に不相當にして、西班牙、和蘭等の如き古代曾て海上を横行し世界の大部を支配せし諸國が、其國勢に過當なる殖民地を持續せる現況なりと雖、獨逸の殖民政策は、決して此等殖民地母國の衰勢に乗じ、母國を動搖せしむる如き襲撃を加るなかるべし、何爲れど彼の英佛二國殖民史の證する如き、貪欲暴戾諸地を吞併し、又希臘の嘉言、足るを知れ (*Allyseu n'ayav*) を顧慮するなき亡狀を學ぶものならむや。况んや、獨逸殖民事業の歴史を繙くも、未だ曾て海賊的掠奪の呪咀を分擔せず、總て

現今文明國民の耻とする凶行に汚瀆せられざるに於てをや。比公は獨逸殖民發達の端緒以來、其抱持確守せる原則を、殖民經營工兵の秘密會議に提出し、外國駐劄の獨逸國代表者に、訓令を以て指示し、或は帝國議會に演説し、或は外國政府に牒書並に信翰を以て通告したること、一再ならずりき。此原則は、遠隔地方に於ける獨逸商人に帝國の保護を與へし如き、比公の第一着摸索的試驗に由て、其一端を推測するを得べし。然れども、殖民問題に對する比公の態度は、獨逸が既に殖民運動の街頭に立てる頃、千八百八十六年六月二十六日、公が帝國議會に於て、其の發端並びに之に關せる彼の處置に就き、自ら費やせし回想を以て、殊に著きものとす、公は左の如く述べり。

「殖民問題の由來は、次の如し、吾人は、最初、ハンセアチスセルカフローグ漢撒商人の企圖に由て、土地の買収を契約せり、而して帝國の保護を提議せしに從ひ、吾人が、此帝國の保護を、其希望の如く約束すべきや否やを、實際上、手近き試驗よりして決定するなるべし。余は、前世紀の慣用手段たる、現今佛國式

と稱する方法に依れる殖民事業を、初めより嫌忌せり、此式たるや、先づ支柱として、若干の土地を得、漸々外來人を吸引し、政廳を設け、鎮臺を置くものにして、今日尙之を廢するなきなり。茲に全く前者と異なる質問あり、そは政府の保護を信用して、此の如き計畫に従事する帝國の臣民に、此帝國の保護を保證し、彼等に正確なる補助を與ふる有益なるや、或は獨逸帝國の義務なるやと曰ふに在り。余は、其前途の如何に成り行くやを豫測する能はざるを以て、有益と曰ふ點より見れば、其極めて不安心なると思惟せるに拘はらず、國家の義務てう點より、無條件の保險を以て之を允許せんと欲す。

余は此意見を持して逃避せざるなり。余は此事に就き、多少躊躇する所あり、爲めに自ら問へり、余の衷心より喜悅せる彼等の意氣、彼等の剛毅及び此事件に對する彼等の奮發、既に余が親しく咫尺して窺聞に達せし如くに就き、彼等計畫者に向て、卿等の願、誠に可なり、然れども獨逸帝國は、充分富強なるに非ず、恐らく他國の怨恨を招かん、

バムベルゲル博士の言ひし如く、我毫も得る所なくして、空しく他の不快なる感情を惹起し、鼻彈させらるゝのみならんと語るとせんか、何ぞ此願意を是認すべけんや」と。然れども、余は首相として、彼等計畫者に對し、海外に於ける事業上、獨逸國民破産の宣言を公示する意志を有せざるなり。

余は彼の英國よりも稍劣れる諸國が實行せる、且つ之に由りて殖民地の隆昌及び商業を掠め去れる絶對的殖民政策を採用するを思はず。

想ふに、代議士リヒテル氏は、我殖民計畫を以て非常の費用を要し、我缺乏せる帝國財政をして、今日より尙一層切迫ならしむるものと判断せられたり。若し吾人が舊來の例に倣ひ、上下幾多の官吏を送り、次に鎮臺を置き、兵營、港灣、壘塞を築く如き事あらんには、前判断は誠に至當なり。然れども、皇帝陛下の嘉納し給へる余の意見は、殖民の發端並びに其物質的發達上の責任を、我海運通商的市民の動作、及び

其企業の精神に歸せしめ、且つ彼の英國商人が東印度商會建設の際殖民地の利益及び政治を、實際上交付し、許す限りの歐洲裁判權及び正議論をして、屯戍の兵營なきも、歐洲人及び其利益を保證せしめたる光榮ある針路として、此等海外の地方を獨逸帝國の版圖に加入せしむる體面を具へしめんよりも、寧ろ英國王室の准許の精神に従ひ、特許狀を保險するの體面を具へしめんに在り。換言すれば吾人の意見は、領土を得んよりも、商人の計畫に任ずるに在り、然れども、其非常なる發達を呈せん日には、其四隣の攻撃、並びに歐洲他強國の抑壓妨害に對し、之が自由なる發達を保護する必要上、一の主權、即ち遂に獨逸帝國の領土的となり、其保護の下に存在せる商人の主權を生ずるなるべし。其他、吾人は彼の草木が之を播種せる園丁の培養に由りて、非常に繁昌するが如くならんを望む、園丁若し之を培養せざらんか、其草木一時に枯れん。此の如き災害は、吾人が請求せし金額を重要視せざりし帝國に及ぶ僅少なれども、其計畫水泡に歸したる彼等

企圖者を煩はす誠に大なるべし。

千八百八十四年六月二十六日、比公が前陳の談話を爲せし時、彼は既に歐洲の他強國、即ち英國が、抑壓と妨害とを、獨逸殖民政策の冒頭より加へんと試みし無數の實例を知れり。然れども、比公一擒一縱の手腕は、總て此等の妨害を排除し去り、猜忌なるアルピオン英國の古名也をして、宇内到處、獨逸殖民地を認識尊敬して、復制抑すべからざるものと諦らめしめぬ。吾人は、更に進んで我殖民事業發達の經由を考ふべし。

千八百七十四年、フイヂイ諸島に於ける獨逸移住民が、始て帝國保護の賦與に就き、比公に請願せし事、同年十月三十一日、日付のシドネー駐在獨逸領事ザールの公報に見ゆ(ハーン、ウキッペルマンの記述に據る、第五卷、百八十五頁より百九十一頁に至る)。是に先づ僅かに二旬、即ち千八百七十四年十月十日に於て、無條件に英國政府が此諸島を占領せしは領事ザールの特に報道せし如し。獨逸移住民が、千八百七十四年前の十年乃至十四年以來、莫大なる獨逸の資本を下して、其地の大半を購得

獨逸殖民地の發端(フイヂイ諸島)

西南亞非利加

し、獨逸的氣根と勵精とを以て、其荒地の進歩隆昌を來たしたる此諸島が、今一朝にして、英國の併呑的所有たるの觀を來たさんとは、何事ぞ。英國は、彼等獨逸移住民に對し、其所有地を、一概に違法なりとして否認し、其要求を理由なきものと宣言せんと欲せり。比公は、彼等の權利及び利益を尊重し、飽くまで、盡力したりしも、千八百八十五年正月十九日に至り、始めて、此事件の満足なる頗末に關する外交文書を議會に披露するを得たり。

前者と同一轍にして、尙困難なる英國との交渉は、後日、我獨逸が始めて新地を西南亞非利加に占め得し時に生じぬ。此新所得は、興味ある其前歴史を有せり(ハーン、ウキッペルマンの記述、一頁及び二頁)。初め千八百七十六年、既に、二の主人公(悉らくルデュリッツ及び其友人ならん)ありて、比公に來り謁し、南部亞非利加に一獨逸殖民地を建設する方策を詳述したる記録を呈したり。比公、彼等を優遇し、且つ告ぐるに、余も亦た久しく殖民問題を熱心に研究し、遂に獨逸の如き大國民は、殖民地の永

續に就き默忍する能はざるを看破せる事を以てせり。然れども、此事たる國民自身が刺激する所なくんば、容易に企て難し。彼の二主人公は、其歎願の際、如何許り此殖民事業の困難に苦慮せしかを、比公に陳せり。彼等は、今彼の母國を辭し米國に行ける獨逸移住民の幾百万を獨逸殖民地に送致し、之に因て殖民地を母國に歸せしめ、我實業の爲め、漸々重要なる新版圖を生せしめんを願ひぬ。隨て此く送致したる移住民に事業を興んには、ツランスフル共和國に依頼し、獨逸移住民の來着を便にする爲め、一會社、カデラゴア或はサンタルシア灣を收得し、此地よりプレトリアに鐵道を敷かざるを得ず。又漢堡或はブレメンより此地に最便利にして整頓せる航路を開くべきなり。比公は以上の願に對し、謂て曰く、若し君等が重大なる資本を得る爲め、余に求るあらんには、余は、君等に盡す能はざるを斷言せざるを得ず、現今の帝國議會は資本下附を認可せざるべし。此の如き重大の計畫には、國民全體の深遠なる運動を要す、然るに今迄未だ此の如き形跡の成立せるを認めざ

るなり。二主人公、答て曰く、決して國家の補助を仰ぐに意あらず、唯汽船會社及び鐵道に對し、幾分利益金の保證を賜はらんを願ふのみ、即ち年々凡そ五百万の特別配當金を、向ふ十年間下附せられれば足れりと。比公は、此金額に由て、移住民の北米に向ふを抑へ、新に獨逸殖民地を建つるを得んか、得失償はざるに非ずと思惟せり。然れども、一の口約に留まり、充分なる希望を彼等に懐かしむる能はざりき。何となれば、政治上の形勢、尙は好景を呈せず、即ち外は佛國の猜忌、英國の感情を注意せざるを得ず、内は政教紛争、人文戦争ありて、彼等の懇請を障礙するを以てなり。

然れども、比公決して彼等企圖者を獎勵、鼓舞せざりしに非るなり。彼等の大膽なる、公の好意を了得し、後日、別に帝國の保護に頼らず、彼等の獨力を以て、規模の多少充分ならざるを願みず、毅然其計畫を實行するの意氣を醸したり。千八百七十六年十一月一日、獨逸帝國は、トンガ島即ちフィジー諸島及びサモア諸島の南なる太平洋上のフロインドシ

サモア及び
布哇との條
約

ヤフト島嶼王と條約を結び、是に由て帝國は、其領内なるフアフア群島に海軍根據地を得たり。又サモア諸島(シツフェル諸島)にも、多額の獨逸資本を下し、遂に此地に於ける英國及び北米の實業を壓倒するに至りぬ。獨逸國は、サモアとの條約、即ち特別に獨逸帝國に擔保されたる貿易の庇護に由て、大に自國民の利益を安全ならしめたり。唯同島の政治的安寧と秩序とのみ、未だ遺憾なきにあらざりき、是れ内亂常に跡を絶えざればなり、是を以て、千八百七十八年六月四日、獨逸の二軍艦は、オプタ島の二港に淀泊し、以てサモア政府か條約にて諾したる獨逸人の貿易保護を維持する事とせり。千八百七十九年正月二十四日に至り、遂に獨逸帝國及びサモア諸島政府の間に、一條約を締結し、帝國は、諸島の一なるオボル島、タルアフアタ港に海軍根據地を置くの權を得たり。同年三月二十五日、又布哇に於ても、獨逸人は、甚だ重要な利益を占め得るに至れり、即ち獨逸帝國、及び布哇群島王國の間に於ける友誼貿易航海上並びに領事との契約に由て、同王國民の實業を支配する事となれり。

獨逸海上貿
易會社

南洋、特にサモア諸島に於ける數多の殖民及び資本は、漢堡の商業家ゴデッフロイの所有なりしに、不幸にも、同家は、千八百七十九年の末に瓦解したり。南洋、殊に、サモアに於ける從來の獨逸貿易上の利益を迫害せし危険を免がれん爲め、獨逸海上貿易會社の設立を見るに至り、是に由て南洋に於ける彼の商業家の所有を、獨逸帝國利子保險の下に置きぬ。正月の初め、首相より此會社に下せし條款の、發布を見たり。此新會社は、正月二十一日を以て、伯林に設立せられ、其組織たる、株主僅かに十四人にして、ブライロエデル及びハンゼマン、之が監査役たり。総計一百二十萬マルクをゴデッフロイの殖民會社に拂ふべきものなり、同會社は、若し帝國議會が利子の保險を拒絶し、爲めに彼の新會社を解散すべき場合には、右金額を返却すべし、是を條款の骨子とす。此活潑なる祖國的冒險事業は、殊にハンゼマン氏及びブライロエデル氏の敏腕と、比公の奨励とに賴るもの多し。當時、比公の胸中、南洋に於ける獨逸移住民の危険に瀕せる重要な利益は、獨逸帝國、須らく其力を以て之を保護す

サモア議案

べきを決したりき。

千八百八十年四月六日、比公は、サモア議案なる一法律案を聯邦會議に提出せり、是れ即ち、獨逸海上貿易會社の保護は、サモア諸島に於ける獨逸商業の利益上、必需なるを示せるものとす。此法案は、四月十五日に至り、同會議の可決する所となれり、尤もブレメン及び漢堡の代表者が、之に反對したるは、注意すべき事なりとす、此等は關稅同盟加入問題の爲め、此際殊に首相に對して、憤激敵對の態度を示せしなり。此法案は、首相に、獨逸海上貿易會社の計畫に要したる元資本の年純益を、千萬マルクに充たす爲め、一定の標準に依て、帝國の保險を契約する全權を委ねたり。此標準たる、帝國の財源より支出する特別配當金は、拂ひ込みし資本の三米以上に出つべからざる事とせり。保險年限は、千八百八十年より千八百九十九年に至るとせるも、若し五年間引續き保險の請求なき時は、消滅するものとす。此法案に伴へる記録は左の如し。

「サモア諸島に於ける、獨逸所有地の維持を廢絶するは、獨逸國及び其

威望並びに南洋に於ける其貿易上の地位を痛く毀損するものなり。提出されたる利息の保險は、南洋に於ける獨逸船舶派遣の費用を、サモアに於ける獨逸の計畫並びに、殖民の財政的安全に由り、夥しく節約するを得るが故に、既に是認したるなり。此計畫は、種々の實業に従事せる獨逸種屬の年々増殖するを保證するに足り、此會社の國民的性質は、サモア地方に賣り弘めたる販路に、獨逸生産物を安全ならしむるものなりとす。

帝國議會に於ては、千八百八十年四月二十二日及び二十三日に至り、始て此議案の商議ありたり。惜哉比公は此時に際し、四月二十七日より二十九日に亘り、決定せし第二讀會に於る如く、自ら出でて此議案を説明する稀なりき、若し然らずして自ら議會に臨まれしならんには、議會の評決は異りしならん、何となれば、此議案は四月二十九日に於て、僅かに十二票の多數の爲め、空しく否決されたるを以てなり。此多數は唯保守黨及び國民自由派の大部分が、比公の默せし爲め、議場に在らず

して票決の數に入るを得ざりしに坐するのみ。然れども國民自由派の投票せしものに就き考るに、全然原案を賛成せるに非りき、即ち賛成者は、ベンニグゼンを始め三十六人にして、反對者はバムベルゲルを先頭とし二十一人ありたり。バムベルゲルの反對演説は、實に當日の悲むべきの否決を見るに至らしめしなり。

同案の否決
と其影響

此否決は、獨逸殖民政策の發達上、誠に非常なる厄運を加へしものと謂ふべし。比公が、此鎖細なる票數の拒絶、及び爲めに、自ら其必要を公用記録に論述したる議案の否決されしを見、自家の汚辱なりとせしは、怪むに足らず。爾後一年の間、公は帝國議會が、當に協議すべき殖民事件に關し、又何等の消息を聞くなかりし。千八百八十四年十二月一日に至り、公は帝國議會に臨み謂て曰く、余は、サモア問題に就き、政府の敗北せしにより、類似議案の提出を憚りたり。足跡は、我を落膽せしめぬ。又彼の千八百八十年四月廿九日の否決を自ら一生の大成功として自負せるウルドゥキヒ、バムベルゲルは、後日、殖民政策に就き彼の不

同意なる比公の方寸及び演述を嘲笑し、サモアの爲めに復讐せりと語りたり。然れども、獨逸國殊に南獨逸が、千八百八十年四月二十九日の否決と多數とに關し、如何なる意見を有せしかば、當時の「スウエド、マルセル、水星」の記事に由て、其一斑を推知すべし。

「我同國人ホーヘンローヘ、ランゲンブルグ公か、南獨逸の重なる人々に向ひ、國民は、彼の議案の排斥に由て困迫せる鎖々たる商業上の省慮を理解せざるならん」と曰ひしは、其衷情を吐露したるものなるべし。人或は、前年(千八百七十九年)に於る保護關稅策の勝利に向て復讐を爲さんと欲するよりも、此議案に對しては尙少數の反對者ありしなるべきにと問ふものあり、サモア事件に對する帝國議會の票決は、若し獨逸海岸の諸市が居常誇負せる先榮多き自助自營を以て、又此に勉勵するわらんには、却て好結果を與るなるべし。」

「北獨逸普通新聞」は、此語を轉載し、且つ附記して曰く、北獨逸の種々なる人民階級よりして、吾人を帝國議會票決の機會に接せしむる、數多の

諸願書中にも、亦所謂自助自營の範圍に屬するものあるならん」と。此警語は、直に幾千の耳朵を打てり。是に於てか、彼の千八百八十年四月の赤面すべき議會の票決、及びバムベルグの短句的勝利は、却て、比公が千八百七十六年に於て、既に帝國の殖民政策上、必需の方案と斷定したりし獨逸殖民地の建設並に安全に對し、深慮踴躍せる國民的運動を喚起したり。知らず、此運動の陣頭に立ちし人は誰ぞ。是れ勇敢なるスウエピア選出代議士、ホーヘンローヘ、ランゲンブルグ公なりとす。此第一流の堅忍なる人物は、千八百八十年九月十九日、アイゼナハに開きし獨逸博物學者の會議に於て、有名なる亞非利加探險家ゲー、ロールフス氏が、獨逸殖民問題に關せる演說に由りて、奮發處決するに至りしなり。

彼れ説て曰く、帝國の建設以後、漸々増加する獨逸移住民に就て熟考すれば、殖民の呼聲獨逸國內に、愈高まり行けるなるべし。農民の移住は、必しも獎めず、獨逸資本を有益に使用せらるべき地方に、商館工

殖民に關する國民的運動

獨逸殖民同盟

場を設くるこそ願はしけれ。亞非利加の西岸には、各獨逸人が、無難に自國の國旗の下、若くは自國の領土なりと稱し得べき二地あり、即ちニゲル河々口及びカメルン河の對岸にして、共に其背後に中部亞非利加の沃野を控へり、東部亞非利加のソマル沿岸も、亦尙自由に移住し得べし。

續て千八百八十年十二月六日に至り、マイン河上のフランクフルトに於て、ドイツニコロニアルフェライン獨逸殖民同盟の創立あり、其目的は、條款第二條に明記せるが如し。

「獨逸殖民同盟は、其事業として、殖民地方に國民の勞力を加へ行く事、尙ほ之を擴張し行く事、之に就き從來注がれながら我祖國に於て箇々別々に失せる運動に中心點を設くる事、及び殖民問題の實際的解釋を試る事等、總て必需の事件を處理せんを期す。同盟は、先づ大計畫の起點として商館の設立を要するなるべし。」

千八百八十三年正月十五日發布せられたる此同盟の告諭は、全く前

者と類似せり。

此同盟は、大計畫の起點として、貿易場の實際的要求、並びに、海外に於ける他種類の經濟的投票を以て、同盟の重要事業と宣言するものなり。吾人は、植民問題の妄りに企畫すべからざる事、又此問題が寧ろ獨逸人民の協同的關係及び事情より發生し、遂に、唯遲滯に失せる解釋を無制限に求め、之に由て又國民の一致協力を得るならんを觀破せり。

千八百八十三年十二月七日、活潑なる此同盟は、獨逸殖民新聞ドイツコロニアリスツを起して、有力なる機關と爲しぬ。

特に亞非利加地方に於て、冒險なる獨逸人が、新帝國の第一世紀に企てたる種々の探險及び發見旅行は、誠に獨逸殖民運動に甚しき鼓舞を與へたり。何となれば、此等旅行の特別なる結果は、單に獨逸探險事業の古來の名譽を増大せしのみならず、國民一般に、我勇敢なる人士が、曠野せし地方に就き活潑なる利益を喚起せしめ、亞非利加旅行家か獨逸

亞非利加旅行の獨逸人

西南亞非利加に於ける第一項の所有

殖民の專有たるべき地方よりの報告に對し、全國民をして熱心に傾聴せしめしを以てなり。千八百七十一年より九十年に至る時代に於る、我亞非利加探險家の數は、非常に多く、此等は各價値ある新發見を爲しぬ。吾人は、茲に、唯シウインフルト、シユニツェル(エミン、バシヤ)、ウンケル、ロルフス、チッテル、スタッケル、ナハチゲル、レンツ、ライヘノウ、プフホルツ、ボッゲ、シラト、ゾフテル、ウキスマン、スツールマン等の名を列せんのみ。此等科學的探險家の、多くは、生命を以て其剛膽に捧げぬ、然らざるものも亦殆んど、酷熱の天地に終始魔病に襲はれたり。然れども、此等諸英豪の、令名は、獨逸史上、千古不磨の光輝を發せり。西南亞非利加、及び南部亞非利加沿岸に近きヘレロ(ダマラ)、並びにナマクア地方に於ては、千八百六十八年以來、來因傳道會の殖民を創始し、兼て商業をも試み居れり。千八百八十年の秋季に當り、彼等は、ヘレロ土人との戰闘に由て威嚇せられ、遂に獨逸政府の保護を請ふに至りぬ。此保護は既に千八百六十八年にも請ひし事あり、比公は、此際、前記地方に勢力を扶植せんとせ

る英國の必死の計畫を尊重し、英國に問ふに、若し獨逸軍艦が英國軍艦と協同して威迫されたる宣教師の保護を計らんと欲せば、英國政府之を諾するや否やを以てせり。當時(即ち千八百六十八年)英國政府の回答は、英國は、此沿海に軍艦の示威運動を爲すも、何等の効驗なきを知れり、獨逸軍艦の派遣も、見合はせらるゝこそ可なれと謂ふに在りし。然れども、當時英國は自國臣民を安全ならしむべき保護を、獨逸臣民にも及ぼすの意ありたり。幾くもなく、千八百七十六年英國は、前記地方の結末點たるワルフイシュ灣に根據を占め、國家的に萬事を處理し、外國商人より關稅貢賦を徵する事となりぬ。既にして、同地方の平和及び秩序又懸念するに及ばざるに至り、英國海角政府(即ち喜望峯植民地政府なり)は、英國臣民同様獨逸臣民の蒙る災害に對する一切の責任を拒絶せん目的を以て、公然賦課したる總金額の償還を準備したり。此事情に就き、ゾムブルグスチルム伯は、比公の命令に由り、倫敦駐劄獨逸大使ミュンステル伯爵をして、英國政府に向ひ、簡單に、其ワルフイシュ灣後なるダマラナ

マクア地方に居住せる獨逸宣教師及び商人は、依然英國臣民同様保護せらるべきや否やを問はしめたり。英國外務大臣グランウキル卿は、十一月二十九日を以て、之を承諾せりと雖、尙ほ注意すべき通知を附加しぬ、即ち英國は、ワルフイシュ灣及び其四圍に於ける些少の地方より成れる不利領土の以外に於ては、如何なる事件に對しても、責任を負ふなかるべしと謂へり。

英國は、此通告に就き直に憶ひ起すものあるなるべし。八十二年十一月十六日、ブレメンの商業家、ルヒデリッツ氏は、伯林の外務省に起き、彼が南緯二十二度乃至二十八度間、即ち沿岸地に近きオランエ河及び小フィシユ河の間なる西南亞非利加の土地を土人の會長に請ひ得て、獨逸帝國々旗の下に置き、以て代理店を設くるの計畫に就き、獨逸帝國の保護を期するを得べきや否やを質問せり。ハッツフェルド伯は、比公の指揮に従ひ、千八百八十三年二月四日付の公文を以て、英國政府が彼の地方に國家の權力を施用する權なき事、及び此を施用するを得るは、唯ツ

ルフィシユ灣附近のみに止るとの曩日の英國の公信を引用し、前陳商業家の計畫に就き、英國政府に報知する所ありたり。然るに、今や計らずも、英國が彼の地方の對側に主權を施行し、或は護保を擔保せんと欲すとの報、至れり。是に於て尙若し、英國若くは其親邦の勢力以外に適當なる殖民地生せん時は、吾人は無論此保護を我に擔任せしむるを主張せん事を叫びぬ。遂に此精神の要旨を千八百八十三年八月十八日、伯林よりカプスタット即チ喜望峯殖民地の駐在獨逸領事に電報を以て通知し、尙ほルノウデリッ君に領事の保護を與ふべきを注意し、且つ、内國人なると、近隣なる英國人なるを問はず、其計畫にして正當の權利に由り維持せられ、從來の權利を口實とし彌縫するに非ずして衝突するものならんか、其人は、帝國政府の保護に依頼するを得る事を宣言すべきを指揮したり。此際ルノウデリッは、アングラ、ベクエナの地を買収し、十一月二十日を以て更に首相に報ずるに、其全權委員が、八月二十五日ベクエンの首長ヨゼフ、フレデリックスより、既に購ひ得たるアングラ、ベク

リノウデリッ、の所有地、アングラ、ベクエナ、

並に沿岸地

エナ灣邊の外、オランエ河岸の餘地、並に南緯二十六度に至る間、其幅員海岸より凡そ二十哩の地をも購ひしを以てし、此新收得に向て保護あらんを請へり。

當時、他方に於ては、ハッフェルドの通信中に記せる、首相の指揮に原き、倫敦駐割のミンスター伯は、千八百八十三年十一月十二日を以て親く英國政府に就きアングラ、ベクエナの地方に於て英國は權利の主張あるや否や、又果して主張あるとせば、如何なる名義に原くものなるを職務上、口つから質問せり。十一月二十二日に至り、グランウキル卿は、左の回答を爲しぬ。

「たどひ、英國の主權は、全海岸を含まずと雖、ワルフィシユ灣及びアングラ、ベクエナ灣前の島の如き一定の場所に關し、帝國領の南境、即ち南緯十八度より、海角殖民地喜望峯の境界に至る地方に、他國が主權及び司法權を主張するは、英國政府の正當なる權利を侵害するものなるを通知せり。然れども政府は、アングラ、ベクエナの殖民地に於け

る獨逸商人の于繋せる地面に就ては、相當の條理あるべきを信ず。比公は、此好意的通知に由り、何等の効用を來たすなかりし。然れども、十二月二十七日、ミンステル伯に訓令し、彼の十一月十二日英政府に向ひ、口上を以て請求せし事を、更に公用牒書を以て曩日の宣言と反對なる英國の主張に就き、權利上の名義を知悉せん事を、再び問ひ合せしめぬ。此訓令に原つき、十二月三十一日、ミンステル伯は、牒書をグランウキル卿に致せり、ハーン、ウキベルマンの記録第五卷九頁乃至二十一頁を見よ。

英國は、此質問に回答するを戒心せり、何となれば、南緯十八度より海角殖民地に至る亞非利加西南海岸に於て、其奇怪なる所謂「正當なる主張」に就き、毫も權利的名義を有せざればなり。曾に回答せざるのみならず、却て種々の口實を弄して、自家に不便なる西南亞非利加沿岸の獨逸移住者が前記地方に居住する事及び獨逸帝國が此地方人民を保護する事に故障を申し立んと欲せり。海角政府の總理大臣、先づ此詭計

英國の陰謀

を行ひぬ、即ち千八百八十四年正月二十二日を以てカプスタット駐在獨逸領事リップルトに、腹藏なく海角岬殖民地がオランエ河以北一帯の海岸に有せる利益を臚列し、且つ厚顔にも此地に新來せる移住者が土人と珈琲、火藥及び酒類を自由貿易にするを禁すべしと附言せり。然れども翻て英國の行爲を見れば、獨逸殖民地の各處に於て土人に火藥及び或は銃器さへ供給する爲め、是を送致するに力め、實に千八百八十三年の年末に至るまで是を停止するなかりき。

千八百八十三年十一月十二日以後、比公は、西南亞非利加沿岸一帯の地に就き、英國の權利的名義の説明を待ち設けしも徒勞に屬し、彼れ、何等の回答を爲さざるや、愈々彼が正當なる名義を有するに非るを知悉し、是より斷然獨逸殖民政策上、進取的態度を執るに決せり。四月二十四日、公はカプスタット駐在の獨逸領事リップルトに發電して曰く、ルンバデリッツ君の報知に依れば、英國殖民管轄權は、オランエ河以北に、彼ツツェッが新に賙ひ得し地方の果して獨逸の保護に屬すべき名義あるや否や

を疑へり。卿は公然彼及び彼の所有地が獨逸帝國の保護下に在るを宣言すべし」と。同時に倫敦駐在獨逸大使も亦た同様の通知をグランウキル卿に致すべきの訓令に接せり。四月二十八日に至り領事リッペルトは既に海角殖民政府の首相が四月二十四日の通知を驚駭を以て迎へしを報告しぬ。此首相は此事件の進行に由て端なく新興の獨逸帝國が無益不稽なる英國の口實を拒絶せし事に關し彼をして驚駭せしむべき豊富なる材料を有すべきなり。然れども獨逸國並びに比公は既に大使ミンスタル伯が五月十七日を以て倫敦より左の如く報道せしに及び彼國に惹起せし驚駭を目して當然の理なりとせり。

本日發兌の「タイムズ」新聞の所報に據れば英國政府の一大臣なるデルビー卿は昨日南部亞非利加商人の代表者を引見せり。此時代表者は不利顛政府が獨逸政府に「アンガラ、ベクエナを讓與するなく、益々此地に於ける不利顛の權利は是れ未だ從來存在せざるものなり」とすを維持擴張せられん事を請願するに在り。此代表者の筆頭に立

てるは英國及び海角間の航路汽船所有者にして自由黨に屬せる國會議員、サー、ドナルド、クルリー氏にして、生平に似ず、頗る激昂の狀なり。デルビー卿は、彼等の要請に對し、比較的正直なるも、全局上斷然不正直なる回答を爲しぬ。彼が英國はアンガラ、ベクエナを決して不利顛の領土なりと曰はず、然れども、此沿岸より葡國領地に至る間に、他國の侵入を拒絶するとの一般權利の點は、充分維持すべきことを允諾せしは、比較的に正直なる返答と謂ふべし。之に反して、斷然不正直の返答は、卿が、獨逸國は此虛託なる英國の權利に、何等の異議を稱へず、獨逸國は英國が彼の沿岸を差し抑へんと欲するや否やを知らん爲め、唯其牒書を英國に致せしのみなるを確言せしに在り。同時に彼は、如何に英國政府は、比公の忠實にして信用すべき質問を逆用せしかを漏泄せり。如何となれば、彼は、倫敦の殖民省が、海角政府に向ひ、其アンガラ、ベクエナ及び其秩序の維持を企てんと欲するか（此事たる、之に聯帶せる費用の多端なる爲め斷念せしと雖）と問ひしを自

白せしを以てなり。英國内閣は尙其數日前若し政府かアングラ、ベクエナに英國王權を樹立せんことを決定せる場合に於て此意向はデルビー卿が代表者との對談以後、全く消滅したり、海角殖民地は、此地方を占領するの準備あるや否やを問ひ合せたり。

是れ五月十七日、大使ミュンステル伯に報する所とす。是に於て、比公は五月二十四日に至り、彼に訓令するに、千八百八十三年十二月三十一日、西南亞非利加沿岸に於ける英國の正當なる名義に關し、質問せる彼(ミュンステル伯)自身の牒書を想起すべきを以てせり。五月二十一日、二十七日及び六月七日に發せる大使の三電報は、英國首相が和解に傾き居れるを告ぐる所ありしと雖、比公は返答の値なきものと思惟せり。然れども、領事リップルトが、カプスタット發六月三日の電報を以て、海角政府の首相が、彼に忠實に、余は殖民地がワルフイッシュ灣に至る海岸線を、アングラ、ベクエナと共に、占領するの準備を爲せる事を、英國政府に通信せり」と語りたる旨を、報し越せしかば、比公は、六月四日、忠實にグラウンウキ

ル卿に發電して曰く、吾人は、此の如き侵略を承認すべき限りにあらず、他くまで之が權利を争はん」と。爾後、首相は、千八百八十四年六月十日の自家の手簿に、此事件に於ける英國の罪障記録を遺漏なく記載せり。彼は、英國が西南亞非利加に於ける獨逸の所領に對し、何等確乎たる權利上の口實を證明する能はざるを吹聴せり、何となれば、若し果して其證據存在せんか、殊に海角殖民地に向て、諮詢するの要なければなり。彼は、又デルビー卿が、獨逸の質問せる主旨は、英國が彼の海岸線に於て、ワルフイッシュ灣邊以外の地を所有するは、便宜なるや否やを曰ふに在り、とせしかば、痛く彼の不正直なる談話を非難しぬ。英國の所領記録は、ワルフイッシュ灣を除くの外、オランエ河以北の海岸を削除せり。「余の感情上より曰へば、是れ即ち吾人が英國より同等の位置に於て、取扱はれざる點なりとす。」英國政治家は、他國民の移住を妨げん爲め、亞非利加に於ける英國所領附近をも、正當の權利英國に在りと宣言し、恰かも英國が亞非利加に於て他國民の近接に對

しモンロー主義を用ひんとする觀あるは、徒らに他をして黙視すべからざる惡感情を増長せしむるのみ。彼比公は、他の歐洲強國の管轄下に立つまじき決心を以て移住せる獨逸商人に、彼等の所有地の故を以て、獨逸の國籍を脱して英國の臣民たらしむるにしのびざるなり。

今や、俄然英國は正路に立ち歸れり。而も是れ唯永續すべからざる監視の下に強ひられしのみ。何となれば、伯林駐在英國大使、アムフチル卿は、千八百八十四年六月十九日を以て、公文を我政府に致し、「獨逸國が、西南亞非利加海岸の一點たりとも、決して懲役殖民地を置くなからんには、英國は獨逸政府が、此海岸に於ける臣民保護の權利を承諾すべし」と曰ひしを以てなり。六月二十四日比公は、斷然此要求を拒絶せり。獨逸國は、一般に、毫も懲役殖民地を置くを思はず、然れども、獨逸國が疑もなき自家の權利施行上、他強の推斷に出づる條件に屈従すべしとの要求は、實に不法と謂ふべし。是に於て、八月八日、英國内閣は、アング

英國の承認

ナマクア及
びダマラ、

英國の行爲

ラ、ベクエナに對する獨逸の保護權を承認するに決せし旨を宣言せり。其前日即ち八月七日、既に、ルニョデリッツの所領地には、獨逸軍艦、ゾフ#エ、及び「ライプツィヒ」に由りて、獨逸國旗の翻へさるゝあり、此の如くしてオランエ河より南緯二十六度に至る地は、獨逸の保護下に歸しぬ。

八月十九日ハッフェルド伯は、比公の代理として、英國政府に報して曰く、此際、ルニョデリッツの外、他の獨逸帝國臣民が過ぎし二年間に、權利の各形式を具へたる條約に由て、ナマクア及びダマラ地方に於ける所有權並びに使用權を得たり、而して此所有地には、ワルフイシユ灣邊の英國所領附近にして、英國の管轄に屬せざるものをも包含せり、獨逸政府は、此所屬地を其保護の下に置けりと。是に先きだつ、數句、千八百八十四年六月十五日、海角(殖民地)議會が、ワルフイシユ灣上の境界地は、英國の所有に、便利なるものなりと宣言し、敢て憚るなかりしかば、ハッフェルド伯は、此の如き處置を以て、獨逸の保護領内に侵入するものな

る事を英國政府に言明しぬ。尙比公自から銳利なる論鋒を以て、八月二十二日、牒書に由り、英國の行爲を詰責せり、牒書の要旨左の如し。

「英國の權利的名義の陳述を要求せし十二月三十一日の我公用牒書に對する回答は別に海角政府との通信を要することなかりしを以て、數日を経ずして吾人に達せらるべきものなりしならむ。獨逸政府は、彼の質問を爲せし際、要領を充たすべき回答が、六ヶ月以上も遅滞せられ、加るに此間の日子を利用して、英國協同の侵略を準備せられん事を夢想だに計り知る能はざりき。遠隔なる本國の命令に原き、海角政府より發したる、延長せる、未探險の海岸線を、理論的に侵畧する事の理論中には、何等正當なる効果を書き添ふる能はざるならむ。見よ此理論は、総て國民の權利、及び口碑と齟齬するにあらずや。英國殖民大臣デルビー卿は、此決定に對し責任あるなり、何となれば彼は吾人か十二月三十一日に於ける吾人の質問に對する回答を信實に待ち設けし日子の間を利用し、二月三日、五月八日、六月十七日及

び七月十四日に於てカプスタットに發せし電報に由て、獨逸臣民の發達を妨害するを主とする此決心を海角政府に公然鼓吹したりしを以てなり。」

グランウキル卿は、此牒書に接し、狼狽甚く、現に八月二十九日に於ては、此事件に際し、著き誤解ありしを語りぬ。然れども、比公は此狼狽せる句調に由て、猶豫することなかりき。九月の初めに當り千八百八十四年獨逸砲艦、ウッルフ號は、ワルフイシニ灣を除き、其他南緯二十八度よりフロロ岬に至る海岸一帯の地に、獨逸國旗を掲げ行きぬ。九月七日、此事實の報告、英國政府に達せり。九月二十二日、同政府は牒書を以て西南亞非利加に於ける獨逸の一般所領を承認し、唯ワフイルシニ灣及び二三の島嶼に、其管轄權を主張しぬ。遂に千八百八十五年三月十二日、カプスタットに會合したる兩國の委員に由り、此事件の落着を見るに至れり、多謝す、比公一擒一縱の策、獨逸の權利は公に依て地球上最富強なる海國に對し、全豹の勝利を占め得たり。

英國西南亞
非利加に於
る獨逸の所
領を承認す

前同様の決心を以て、比公は西部亞非利加なるグイテア灣上の獨逸殖民地に保護を興へん事を試みぬ、(ハーン、ウキッペルマンの記録、第五卷、自二十二頁乃至三十七頁) 此地方にては、既に千八百八十二年二月の頃、獨逸商人漢堡に於ける、チェー、ウチー、エルマン、ヤンチエン及びヒトール、メーレンの記録に據るか、クライン、ポボにて、當時の有力家なるクアデョーリの首長と條約を締結し、商業上充分の自由を保證せられ、加るに商館を設くるを得たり、爾來千八百八十三年十一月に至る迄、彼等商人は、一般に迷惑を感ずるなかりき、然れども、此後恐らく英國の使喚に出てしものか、他の首長、彼等と權利を争ひ、遂に戦闘を以て、彼等を威嚇するに至れり、是より先き、比公は英國、か佛國と協同し、西部亞非利加沿岸に於ける他國商人、即ち獨逸國民に對し、困迫を加へんとせし第一計畫を、既に千八百八十三年四月十三日の牒書を以て妨げたり、今や千八百八十三年六月六日を以て、漢堡商業會議所は、西部亞非利加在留獨逸人保護の爲め、軍艦の派遣、フェルナンド、ポリーに於ける獨逸海

軍根據地の建設及び獨逸貿易殖民地建立の爲め、大陸の一沿岸占有を請願せしに、比公の代理として、ハッツフェルド伯は、十二月二十二日に於て之を承諾し、且つ西部亞非利加沿岸に於ける獨逸人の利益を監督する帝國の代表者を置く旨を告げぬ、既に千八百八十四年正月三十日には、獨逸快走軍艦ゾフィエのクライン、ポボに淀泊するあり、其艦長スツウベンラウフは、其翌三十一日を以て、黒奴の首長と新條約を締結しぬ、是に由て獨逸人は、千八百八十二年に協定せし總ての權利を新に保證せられ、又首長は、彼等の義務として獨逸人並に其商館の安全を計る事を承認したり、然れども、二月初旬ゾフィエ號がグロス、ポボに向て拔、錨せしや、黒奴直に強迫的態度を採りしを以て、在留獨逸人等の請に由り、再び同號の來泊を促しぬ、同號乃ち陸戰隊を組織し、首謀者を捕縛せり、黒奴降服するに及んで、ゾフィエ號は、捕虜中の三人を質とし、二月五日を以て、之を伴ひ去り、其餘を放還して平和に歸しぬ、是に於て幾もなく、西部亞非利加に於る、帝國辨理使節の任命を見た

り、即ち千八百八十四年四月十七日を以て、有名なる亞非利加旅行家にして、從來ツニス駐在獨逸總領事たりしナハチガル博士は比公の委任に由り、亞非利加西海岸に赴任する事となりぬ。英國政府は、同月十九日に至り其報に接せり。五月十九日に於ける比公の告示に原き、ナハチガルは、ニゲルデルタ及びガブンの海岸線、特にピアフラ灣内なるフェルナンド、ポー島對岸にしてカメルン河口よりセント、ジョーン岬に至る西方一帯の地を、獨逸保護下に置くの任務を帯ひたり。遂に此地方に、常任帝國辨理使節を設くるに至れり。ナハチガルの、特に我國と佛國との利害衝突を避くるに注意すべしと訓令せられぬ。此時に當り佛國はフェリー内閣の下に在りしかば、獨逸國か、之と協和を爲すの最好時機なりき。

ナハチガル博士は、外國所領の眼前にて、我亞非利加西部沿岸の領地を鞏固にするの任務を佩ふるなかりしと雖、ローメ、バガイダに於ける獨逸商館の不穩なる境遇に在るに由り、黒奴沿岸なるトゴ地方の王と

カメルン地方

條約を結ぶの必要を感じぬ。此條約に由て、彼はトゴ地方を獨逸保護下に置き、七月五日國旗を掲げて祝する所ありたり。此地方は、英國領地の東方よりクライン、ポボに至る間に亘り、ローメ及びバガイダは、其重要なる地とす。十一月五日、獨逸快走艦、ライプチヒヒ號は、又ポルト、セグロに獨逸國旗を樹てぬ。

カメルン地方に於けるナハチガル博士の施設は、則ち如何、彼は先づ其到着當時を以て、該地在留の獨逸商人を、帝國保護の下に保證し、爾後七月々末、カメルンの獨逸保護權に關し英國領事へウエットと平和協商を試みたり。然れども、英國は、曾て西南亞非利加事件に就き吾人の知れる如く、此時に於ても、亦獨逸意思の信すべき第一着通知を濫用せり、即ち七月二十八日カメルン地方の中央(アムバス灣に於ける)なるウキクトリア海濱は、英國の合併する所となれり。是を以て、ナハチガル博士も、亦同様の態度を採るに決し、八日ピアフラ灣邊なるビムピアよりクライン、バタンガ間の地方、即ちカメルン、マリムバ、クライン、バタン

ガ、ブランタチヨン、クリビー、及び其南方の地に獨逸國旗を掲げり。博士は、グロス、バタンガにては、佛國との舊條約を守りしと雖、尙ベニタにては、獨逸國旗を樹てたり。但し、後者に就ては、其或は南岸に於ける佛蘭西所領權を侵害せしには非るかを疑ひ。博士は、特に此事情を比公に報じぬ。比公は、此通知に接するや、直に八月二十九日を以て、フアルチンより巴里駐在獨逸大使ホーヘンローへ公に打電して曰く、ナハチガルの處置か、佛國の請求權と衝突する間は、吾人は、彼の處置を是認する能はず。卿宜しく此旨をフェリー君に告ぐべきなり」と。

此際に當り、カメルン駐在英國領事ハウエット、殊に副領事ブチアンは、英國政府の同意、若くは指揮の下に、獨逸國に親き首長を誘ふて、獨逸との條約を破毀せしめ、獨逸國と隙なる首長を喉かけて、獨逸殖民地と争鬭を開かしめ、以てカメルン全地方を併呑せんと試みたり。此企圖たる、成るなかりしと雖、アムバス灣邊は、長日月間、英國殖民たりしとの口實に由り、遂に不利頓王冠の保護及び支配に歸する事となりぬ。比

英國の陰謀

獨逸の兵力と保護手段

英國との交渉

公は、當時、カメルン地方に於て、ウキクトリア、及びアムバス灣併の外、別に英國か我に對して、抗敵的侵害を加ふるありしを知るなかりき。是に至りて、十二月一日、伯林駐在英國大使に謂て曰く、余は、カメルンに於ける獨逸領地の、英國の併呑に由て、侵害されし事を以て、友誼を損る行為と公言せんと欲すと。一二週の後、カメルンに於ける英國煽動者の使曠は、盛んに其種子を蔓延せり。ゾアラの黒奴、先づ、獨逸人に對して戰鬭を始め、獨逸軍艦「ビスマルク」及び「オルガ」乃ち、千八百八十四年十二月二十日より二十二日に亘る戰に由て、之を擊攘し、又た闘志なからしめぬ。既にして、千八百八十五年正月九日に至り、英國殖民省は、カメルン地方に於ける獨逸保護權を承認せりとの勅書を受領したり。同年正月二十四日及び二十五日に於て、「ビスマルク」艦の司令官は、ボコナング、ボナタンガ、上ポアンド、下ポアンドの地をも、亦獨逸の保護下に置きけり。二月五日、比公は、倫敦駐在獨逸大使ミュンステル伯をして、英國政府に對し、カメルンに於ける英國官吏及び軍艦の行爲に就き、嚴談せ

しむる所あり、遂に其國際法に悖戾せる、陰謀的舉動の故を以て該地駐在副領事ブチャンを召還せられん事を請求せり。此牒書に對し、グラウキル卿は二月二十一日を以て答る所ありぬ。其回答の如何に拘はらず、比公は、業已に、外交上の方便に由て、折衝するを望まず、別に三月三日の「北獨逸普通新聞」紙上に於て、英國政府及び大臣の行爲を發表する所ありたり、同紙の記事は左の如し。

最近の英國政治記録中に記載せる事項は、歐洲外交家の常例とする所に反する甚しき的情況を呈せり。蓋し此の如きは、千八百七十年み於ける佛國の外交的實行以後、又現出するなかりしものゝ如し。二月二十一日の英國の返牒は、誠に鹵莽なる調度なりと評せざるを得ず。最高裁判所は、區々たる抗告と雖も、賤劣に叱責屏息せしむる能はず。返牒の語調は、友愛なる政府に對する國書の觀を爲さずして、説服するよりも寧ろ罵詈に陥れる議會の討論の如し。其の結末には、第一に、カメルンに於ける獨逸人の侵掠策に由て、英國臣民の受

けたる損害を賠償されんを求めり。英國政府は此に關し、二月二十一日には、未だ何等の根據を有せざりしならむ、且つ此の如き要求を非友誼的理解を以て記せられたる公報を以て答へられん事、其の職分に非ず、又其利益にも非るべし。返牒には、先づカメルン事件に於ける、英國官吏、並に臣民の關係に就き、獨逸國の要求は、如何なるものなるかを考察せり。終りに臨み、アレキサンドリアに於ける英人の砲撃は、之が犠牲たりしものに、何等の損害あるなしと記し、且つ謂て曰く、英國はアレキサンドリア、及びカメルンの兩事件に於て、異なる標準を以て、錯りたるが如しと。然れども獨逸國は、兩事件共に、正理を以て糾明されんを望むものなり。

漢撒大商會の主人たるチエー、ウエルマン、タンチェン、及びトールメーレンの三氏は、既に千八百八十四年九月二十五日を以て、比公の召喚に由りピアフラ地方に於る彼等の移住に關し、惹起せし事件商議の爲め、フリドリヒスルウに赴きぬ。比公は彼等の意見を採用し、乃ち帝國議會

お向ひ、カメルンに於て、其総治、行政、司法上の權を執行すべき常任の太守を設くるの計費を請求しぬ。尤も司法制度の如きは、カメルンに移住せる組合、英國商人宣教師、並に二三首長の協力を要する事とせり。尙首相は、西部亞非利加の保護地方に於ける官廳設立費並ひに太守の河川航通用として吃水僅少なる小汽船製造費をも請求したり。又前記大會社の助言に従ひ、千八百八十四年十月十三日に於て、倫敦、巴里、マドリッド、リザボン、ワシントン、ブルュッセル、羅馬、維納、聖ペートルスブルグ、コペンハーゲン、ストックホルム駐在の獨逸使節に牒書を發し、亞非利加西部海岸地方の、帝國の保護下に立ちし事由を歐洲名海軍國に報する所ありぬ。

帝國議會は、初め、此の如き政府の請求に耳を傾くるなかりし。然れども、十二月二十日より二十二日に亘りし、カメルンに於ける戰鬪、並ひに、獨逸政治録、英國政治録及び正月十日、三月二日議會に於ける兩度の比公演説に由て曝露されたる英國の隱謀及び教唆に鑑み、深く感ずる

英國の謝罪

所あり、大多數を以て此要求を可決したり。而して傲慢なるアルビオン英國の古名も亦柔順と爲れり。比公乃ち其子、國務秘書官ヘルベルト、フン、ビスマルクを倫敦に遣はし、以て英國と協和し、獨逸殖民政策の各新施設を妨害したる英國の隱謀をして、向後復た演するなからしめんとせり。千八百八十五年三月六日、グランウキル卿の英國上院に試みし一場の演説は、其論旨豫め公然ビスマルク伯と交渉し、同伯の耳證せるものなりき、シユルテスの著書千八百八十五年、自二百四十八頁乃至二百五十頁、オンケンの著書九百二十六頁乃至九百二十七頁。此演説に於て卿は正式に從來彼及び英國が、新獨逸殖民政策に對し、妨害したりし諸手段の謝罪を爲し將來に向て改善すべきを曰へり。

卿曰く、余は、地球上至る處、互に並び立つならんと思はるゝ時勢に際し、彼我の最好干繋を有し居るへき事の肝腰なる誠に獨逸又は英國各自の利益に於ける比に非るを看破せり。貿易及び文運の如き偉大なる共同事業に就ては、吾人は、赤誠を以て、同心協力し行くべし。

余は余の力に於て、比公の辯和的政策を實施するを得る限りは、之を
決行するに全力を盡さむ事を誠實に斷言するものなり」と。
從來、獨逸國の猛惡なる敵手たりしグランウキル卿と同意見にして、
而かも尙熱心なるはグラッドストーン氏なりとす、三月十二日下院に
於ける氏の演説の之を想ふに餘あり、其要左の如し。

英國は獨逸帝國に對し、其殖民政策の故を以て、猜忌の眼を放つを
要せざるなり。何爲れぞ一二の所有地に就き、商人的根性を以て攻
々し、苟も英國の有に歸せざりしものあれば則ち嫉視措くなきの舉
に出でんや。原則並に政略より之を考るも、這般の狂想に誘はるゝ
は、英國に於る無上の過失なるべし。獨逸國が殖民的強國たらむを
願ひ、其努力に就ては神祐を仰がむも、人間よりの祐助として、英國は
彼の同盟交友たるならむ。余は、彼獨逸國が此事業を經營するを祝
し、其の未開地方に、光明と文化とを播種する事に就き、眞に吾人の交
友たるを悦ぶものなり。彼の經營に對し、吾人の力の許す限りは、吾

人は、宜く眞實にして最好なる希望及び獎勵を表するなるべし。

英國新聞紙は、内閣大臣等が從來の政策を懺悔したる此等の演説に
痛く非難を加へたり、佛國新聞亦英國の二大臣が、比公の脚下に降伏せ
る事に就き、嘲弄する所ありたり。千八百八十五年六月八日輿望を失
せし、グラッドストーン内閣の遂に辭職せざるを得ざるに至りしは、是れ
先例に由りしのみにして、之に代りし保守黨内閣が必しも、自由黨内閣
が、最初執りたる獨逸敵對主義の復活を希はざるをも、顧みざるなりと
す。グラッドストーン辭職せしに及び、比公が曾て千八百八十四年の頃、
此英國の一老偉人を評せし事、始て知れ渡りぬ、其評に曰く、余は余の一
生涯に於て、グラッドストーンが、僅々數年間に、英國に來したる損害及び
耻辱の一半を、獨逸國に與へしならむには、中心忸怩實に再び我國民に
面するの勇なきなり」と。

英國大臣は、尙其在職中、彼等演説の主旨を實行しぬ。千八百八十五
年四月二十九日に於ける獨英兩國條約に由て、西部亞非利加の全獨逸

西部亞非利
加に關する
英國との妥
協

領は其境界確定せられ、英國の承認を得たり、而して、獨逸國は、僅かにアムバス灣に於けるウキクトリアの殖民地を當分英國所領なりと承認せしに止りぬ。千八百八十七年三月二十八日の條約に由り、アムバス灣、亦英國より獨逸に讓與せられ、千八百八十六年七月二十七日の條約に由て、グイネ灣上の獨英保護地方を尙内地遙かに延長するに至れり。

第五章 獨逸殖民政策(續篇)

(千八百八十四年より九十年に至る)

埃及紛擾事件(第二卷に述べり)及びフェリーの締和政策の結果として、當時獨佛兩國間に成り立てる、兩國民庶に福祉を與ふべき和衷協同の態度は更に比公の手腕に由り、獨逸の世界的政策上にも大仕掛けに利用せらるべきものとす。第一兩國が之を以て、海外領地に關する平和的合意の目的に利用せしは、自然の數に屬せり。前章に説きし如く、獨逸國は其新殖民地を建設するに際し、佛國の所有權を侵すなからんを注意しぬ。此の如き親密の干繋は、千八百八十五年十二月二十四日、伯

佛國との好干繋

林に於て締結せし獨佛條約中に其明白なる説明を與へり、即ち此條約に由て、ビアフラ灣迄、及び南方河川地方に至るゼネガムビエン沿岸(即ち黒奴沿岸)並に南洋に於ける獨佛兩國殖民地の境界線確定せられ、尙種々親密なる規定を設けられたり。締結の當日に至り、佛國亦コバ、及びガビタイ(シムラ、レヲチ沿岸にして、北緯八度より十度に亘り、リオ、ボンゴ、オ河及びツブレカ河間の地を占む)に於ける漢堡及びスツットガルトの獨逸コロシ商會の獨逸亞非利加間なる取引を保護すべきを約束しぬ。此コバ及びガビタイ地方は千八百八十四年六月並に十月の頃、コロン商會が該地方の首長バンガリと締結せし條約に由り、ナハチガル氏が千八百八十五年正月四日を以て獨逸國旗を一時掲げ去りし處なりとす。千八百八十七年五月二十五日、即ちフェリー内閣顛覆せられ、プーランデー將軍の威望隆々たりし時と雖、尙獨佛間の和協存し、是に由て、黒奴沿岸に於ける唯一の獨逸關稅地方に獨佛關稅同盟の形成を見るを得たり。

コンゴ會議

然れども、獨逸和協の幸福時代に博し得たる此重大なる收穫は、比公が元此く有望なる好氣運より贏ち得ん事を期せし大なる世界歴史的運動、即ち歐洲のコンゴ會議に溯り説かざるべからざるなり。何となれば、此會議は、元來、獨逸間に於ける當時の好干弊ありしに由り、發生したるものなればなり。千八百八十四年二月二十六日、英、葡、兩國間に一條約締結せられたり、此條約は、コンゴ河の下流に於ける自由航海を禁ずるものにして、直接、白耳義王のコンゴ會社を海上より驅除するに在りき。是に至り千八百七十一年以後、歐洲諸國が、獨逸の平和政策に對し、如何に非常なる信用を措きしかの感、獨逸各人民の胸裡に湧出しぬ。何となれば、諸國、特に佛國と雖、彼微弱なる葡耳土牙を自家の曳き索とせる弊惡飽くなき英國の壓制に對し、有力なる反抗を爲すに足る者は、獨逸なりと信せしを以てなり。此くして獨逸は、佛國と結んで英國に當るに決せり、彼等協同の反抗運動は、一致果斷、遂にグランウキル卿をして、既に六月三十日に於て、彼が二月二十六日を以て、葡耳土

牙と締結せし條約を無効なりと宣言せしむるに至れり。然れども英國は、此に乗し、將來のコンゴ國をして、一國の體面を有せしむるの鎖鑰は、専ら英國に委任すべきを希へり、何となれば、葡耳土牙が、既に五月に試みし、コンゴ問題を、列國會議に附せんとの提議に由り、英葡兩國若くは専ら英國の管轄權を以て、コンゴ航路を管理せんとするの意、豫知せられたればなり。是を以て、佛國內閣議長ジュール、フリーは、五月二十九日、巴里駐在獨逸領事に、此が管理の須らく列國の管轄に歸すべきを提議しぬ、之に對し、比公は六月五日を以て、ハッフェルドをして、彼が此提議を至當とし、同意する旨を宣言せしめたり。尙ほ、比公は、伯林駐劄佛國大使クルセイ男が、ニゲル河航路に關しても亦同じく、各列強の協賛を要すべしと、德憲せしに對し、亦た前者の如く、同意を表しぬ。斯くて、爾後、八月八日に至り、獨逸と大英國との間に、一の協商を生じたり、即ち、全コンゴ地方に於ける貿易上に關し、各國々民が、同等の權利を有するてう、原則は、列國會議の承認を経べきものたりと謂ふに在り。

獨佛兩國が此會議に對して一致の運動を採らん事は、八月二十六日より二十八日に亘れる在フルチンの比公とクルセーとの肝膽を吐露せし商議に由り、詳細に確定せられたり。比公は、皇帝の裁可を経て遺憾なき協和の始末を千八百八十四年九月十三日の牒書に由り、クルセーに報せり。此事たる、實に兩國の最好干繫を公證するものとして特に注意すべきものとす。請ふ左の牒書を一讀せよ。

「我殖民地の擴張は、我政策の目的に非ず。吾人は、唯、從來歐洲他強國の管轄外なりし亞非利加の諸地方に、我獨逸貿易の進向を安全ならしめん事に努力するのみ。余は、閣下に懇願す、兩國政府間の充分なる和協は、最重要なる原則——亞非利加貿易上に於ける其應用は兩國の共同なる利益に在り、且つ彼等をして歐洲他強を命令せしむるに足れり——上に立てるを感ずる吾人喜悅の情緒に就き、余をして佛國政府に通譯せしめん事を、佛國の如く、獨逸も亦コンゴト河岸に於ける白耳義の計畫に對し、仁慈なる態度を實行したり。此態

協商の要領

度は、將來コンゴト國の全地方に於て、兩國人民に貿易の自由を保障するてふ兩國人民の希望及び佛國が、此河上に有せる位置即ち世人が此國より輸入されんを希へる自由思想の制度に適合する位置の賜なるべし。余が閣下と簡短に執行するの光榮を有せし相互意見の交換は、兩政府が、同様に、列國を貫流する河川の航路自由を保證し、且つ此種の航路は、爾後、ドナウ河なりと認めたる、ウキenna會議の採用せし原則を、コンゴト河及びニゲル河に應用せん事を希望せしを證明したり。歐洲貿易が、亞非利加に於て、正當なる發達を爲さむ事を保證せんには、亞非利加沿岸の新占領を正當なりとして承認せん爲め、之に要する形式に關し、一致する事必要なりとす。余は閣下に願ふ、閣下の政府が、以上の點に關し、相互意見符合せる事を牒書の交換に由て實證し、且つ亞非利加貿易に關係ある他の諸國內閣に、此目的の爲め開かるべき會議に於て、兩國間に一致したる規約を通知する件を好んで提出せられん事を、

九月二十九日、三十日及び十月二日に於ける牒書に由り、佛國が獨逸と完全なる協力を爲すの意達するを得たり。是に於てか、獨逸政府は佛國政府と連署し、十月六日を以て、伯林に於ける列國亞非利加會議の招待狀を白耳義、丁抹、大英國、意大利、和蘭、澳大利、匈牙利、葡耳土牙、魯西亞、瑞典及び那威、西班牙、北米合衆國、並に(尙後日)土耳其に發せり。英國は會議の目的に就き、獨逸政府と數回交渉の末、十月二十二日を以て招待狀を受領したり、十一月十五日に至り、會議愈開かれ、比公選ばれて其議長となりぬ。開會に際し、比公は一場の演説を試みたり、其要旨は左の如し。

「從來、西方諸國と、東方亞細亞との干繫上、注意されたる制度、即ち貿易上の猜忌心をして、正々堂々の争に留らしむる事を、更に亞非利加にも應用せしめんが爲め、各商業國民の權利の平等及び利益の協同ならんを欲す。此考案の根本的思想は、各商業國民をして、亞非利加内地に進向するに便宜ならしめんに在り。此目的よりして、内地に

限られたる需要品は、亞非利加全沿岸に於て、全く關稅を納るなくして、自由に輸入するを保證されんを望む。但し此問題は、本會議の考案以外に在るを以て、唯亞非利加内地への輸入に關して、商買の必要品を充分ならしめん爲め、商議の際一顧を願ふを得るのみにて足れり。本會議の考案は、コンゴ流域及び其河口に於ける商買の自由に干繫せるもののみ。隨て皇帝陛下の政府は、本會議の商議に、亞非利加の此地方に於ける商買の自由に關し、布告の草案を提出する光榮を有つなるべし。此草案は、次に記する他の提議中に包含せらる。即ち、此地方に於て主權を運用し、若しくは早晚運用するならむ各國は、總て區別なく、自家の國旗をして、自由に接近せしむるを得。各國皆、是を以て、獨占權を許さず、又特別の處置を得る能はざるなり。而して商買の利益上、要せられたる費用の補充として課せられしに非ざる負擔は、一切、禁せらるべし。是を以て此草案、即ちコンゴ、ニゲル兩河の假航行條例の根本的原則を次の如く定む。各國々旗は、完全なる

同會議の結
果(總則)

航行の自由並びに航行上より惹起せる事件に關し、要せられたる費用の補償として徴收さるるもの外、一切の貢賦に無干繋なるを保證さるべきなり。亞非利加に於ける文化の發達上、此に列席せらるる諸國の利益は、平和と博愛の事業に盡さんとする念慮よりして、吾人が企つる運動の成功を吾人に保證するなるべし。又、コンゴに於ける列國組合をも組織せし列席諸國は千八百八十五年二月二十六日、即ち同會議の最終日を以て總則を批准し了り、其満足なる結果、實に比公の高尙なる希望外に出るに至れり。何となれば、此列國條約は、各國民に下に述る地方に於て、假りに二十年間、貿易及び航行の完全なる自由を保證するを以てなり、其境界たる、第一條に據れば、北は南緯二度三十分、グリーンウキッチ東經十二度(經度は當時未だ詳ならざりし)より、コンゴ流域及びオゴエ、シャリ、ニル諸河流域の分水界なる東經二十八度、印度洋邊南緯六度に至れり、即ち印度洋邊の此部分より南方ザンベジ河河口の間は、東境を爲すも

のとす。南境は、ザンベジよりシレ河口を占め、尙ほ一方は、シレとコアンツアの分水界、他方はシレとコンゴとの分水界に至り、更にロヤ河の水源より其河口に達せり。之より、北緯二度三十分お亘れる太西洋の一部分は、其西境たるものなり。此廣大なる地方は、中立地なりと宣言せられ、奴隸の賣買は勿論、奴隸の通行さへ禁止せられたり。又た專占及び特權の賦與を禁し、賦稅の徴收も、比西馬克の提出せし範圍に限ることとし、各賦稅、皆其費途の性質を明記すべきなり。例へば、入港稅、水先案内料、燈臺及び浮標維持費等の如し。此原則は、ニゲル河及び其支流に適用する事と爲せり。然れども、英國は、此くニゲル河に關し、熱心に協定されし誓約を、千八百八十八年以後、無法にも破毀して憚らざるに至りぬ。比公が經營せし此有力なる防備策は、其後任者の薄弱なる維持に遇ひたり。第十二條には、殊に重大なる文面あり、即ち、此條約を批准し、或は後來加入せる諸國の中、第一條に規定せる地方の境界に關して、葛藤を生し

たらしむ場合には、干戈に訴ふるに先ち、其盟約諸國中の一國若くは二國以上の仲裁を請ふべきを誓言せり。此場合に於て、第三者たる邦國は、決定する處置上、適當なる勸諭を諭旨すべきものとす。遂に、又新土占有の形式に關する比公の提議に従ひ、列國平和の攪亂を防護するに裨益すべき一新規定、國際法上に記入されたり。是れ比公が此重大なる結果に就き、二月二十六日に爲せし最後の演說中に述べし所とす。即ちコンゴ一條約第三十四條の規定を見よ。

亞非利加大陸沿岸に於て現今所有せる土地の外、將來更に所領を得んとする邦國或は、從來未だ所領あらずして、此の如く新に得んとする邦國若くは、保護權を樹立せんとする邦國は、皆此條約連署國の組合に其旨を報じ、之に干繋せる書類を送付すべし、是れ他の國々が故障ある場合に、之を申し出づるの便宜あらしめん爲めなりとす。

千八百八十五年カロリチン諸島に

比公は、此新なる國際法上の誓約に據り、千八百八十五年八月六日、マドリッドに向け、忠實に報して曰く、バラウ及びカロリチン諸島は、主權者

關して西班牙國と葛藤を醸せり

なきにより、ウキルヘルム皇帝は之を獨逸の保護下に置き、獨逸軍艦は、獨逸國旗を掲ぐる爲め、此諸島に向ふの命令を帯びぬ。西班牙は、此報に接するや、俄かに時ならぬ激昂を來したり、然れども此機に乗じ、英國新聞が惡意なる捏造説を流布し、比公は佛國と合體し、西班牙を苦しめぬと叫び、以て獨逸に對する西班牙の感情を煽動せしを想は、其激昂の火元は推知すべきのみ。既に千八百八十五年正月六日の「北獨逸普通新聞」は英の隱謀を曝露する所ありき。今や、マドリッド駐在獨逸大使の忠實なる報知あるに及び、西班牙政府は、八月十二日を以て激烈なる抗議を爲し、マドリッド市の御用新聞「報知」は、同月十五日の紙上に挑發的記事を駢べ、カロリチン諸島の西班牙に屬せるは、當然、疑なきものたりと曰ひ、又同月二十三日の如き、マドリッド市に於ては、獨逸敵對の街巷公告を貼布せり。加之同月二十一日、西國軍艦「マニラ」號は西國國旗を翻へさん爲め、カロリチン諸島の一なるヤブ島に至りぬ。而れども、「マニラ」號の乗組員が其準備を爲し了りし前に、獨逸砲艦「イルチス

號は既に同月二十四日を以て、ヤナ島上に獨逸國旗を翻したり。是に於て「マニラ」號の司令官は異議を申込めり。同日伯林駐在西班牙公使ペノマル伯は、本國政府に向け左の如き通知を爲し、穩便の手段を取らん事を建言せり。

「獨逸政府は其蒐集せし文書に據り、カロリネン諸島は主權者なき地方なりと推定せり、此故に彼の政府は既に報せし如き決心を爲し、又西班牙が其主權に攻撃を加へん事を顧みざるなり。獨逸政府は、此の如き意見に就き露骨なる仕打を避けむ爲め、其カロリネンに、獨逸國旗を立つるに先ち、此旨を西班牙政府に報じたりき。彼政府は尙此問題を考查せん事を提出し、且つ其軍艦に命を傳へ、力めて西班牙の兵力と衝突するを避けしむることせり。

之と同じく、比公も亦八月三十一日を以て、詳細の牒書をマドリッドに送れり。蓋し比公の意たる、此牒書をして、カロリネン諸島は、僅少の英國人を除き、夙に獨逸人のみに由て、居住移殖せられ、曾て西班牙國が

此諸島の管轄權を得んと企てしや、既に千八百七十四年の頃、其正當なる口實を缺きしに由り、英獨兩國の拒絶する所となりしを指示せしめば、西班牙たるもの復た之を企つなかるべく、爲めに獨逸國は、寧ろ悦で此争點の調停を、伯林のコンゴール條約に遵ひ、親交國若くは仲裁國に委るを得べきを以てなり。想ふに此問題は素より其意義上に存せざるなり、帝國政府何ぞ意義の解釋よりして、其媾和政策、特に西班牙に對して、友誼なる讓與を避けん事を欲するものならんや。

不幸にも此媾和的牒書は、恰もヤブ島上、獨逸國旗の翻りし報、マドリッドに達せし時に際せり(九月四日)。獨逸公使は、ラグランヤに滞在中なる西班牙外務大臣に、獨逸の通知(即牒書)を達する爲め、彼の地に赴き居りしに、マドリッドの市民、相擧て、獨逸公使館を襲ひ、獨逸徽章を引き下し、公然之を火中に投じぬ。西國政府は、固より、此暴行に對し充分購罪すべく、又實に之を爲せり。然れども、比公は熱血なる人民の此の如き激昂を聞き、爲めに、憤怒することなし、是れ既に九月五日を以て本國

政府に發せし伯林駐在西班牙公使の電報に由り知るを得べきなり、即ち同電報はヤブに於ける獨逸砲艦の艦長が本國政府より、若し西班牙國旗の樹立せるを見れば、獨逸國旗を翻すべからざるの訓令を受けし旨を記せり、是に於てか、西國政府も亦た其九月十五日の牒書に由り、諸疑點に關する獨逸の處置の渾て公明にして忠實なるを承認し、獨逸帝國が現在の場合に於ても、亦た兩國々民並に皇室の友誼を維持せんと欲し、既定國際公法の原則に、其充分且つ確實ならん敬意を表するならんを信任する旨を公言せしのみならず、尙、法王を此爭論の仲裁者たらしめんと、獨逸の提議を承諾せり。十月十日に於ける、比公の答書中、彼が「各干繋の基礎なり」と宣言したりし、西國政府の慈仁と信任とを謝し、且つ法王が懇請されたる仲裁の任務を承諾せしを報じぬ。同答書は尙、バラフ及びカロリチン諸島に關する西國政府の口實に對し、最有益にして大袈裟なる辯駁を記載せり。

カロリチン
諸島紛擾に

千八百八十五年十月二十二日、法王は仲裁の申立を爲しぬ、然れども

法王
の仲裁

當時種々誤傳せられ、今日尙多分は信用さるゝならむ如く判決を與へしに非るなり。何となれば、法王は、此爭論に就き、兩國各自主張せる權利の是非を判するなくして、商量し、且次の方針に由て調停すべきを命ぜり、即ち其方針たる、バラフ及びカロリチン諸島に於ける西國の主權承諾されたりと雖、秩序の保護及び住民の權利に就き、關係ある一國の成規の處辨を爲し、獨逸帝國に此諸島に於ける交易、航行、及び漁獵の完全なる自由を允可し、及び此地に海軍根據地と石炭貯藏所を設くるの權利、並に、西國人民と同一轍に獨逸人に向ても、亦殖民及び農家移住計畫の自由を擔保する旨を誓約しぬ。此の仲裁案は、西班牙、獨逸の共に承諾する所となり、隨て羅馬駐在兩國公使、フォンシヨエチエル、及びデモリンス氏は、千八百八十五年十二月十七日を以て、羅馬條約を批准せり。獨西葛藤の此の如き平和なる落着は、法王カ十二月三十一日羅甸文を以て、比公に其心情を吐露せしに及びて、非常に面白き餘興を加へぬ。「卿の助言と慫慂とに由り、歡迎すべき好機會は、我を招き去れり、何と

なれば、卿の助言並に徳憑たる、全地球上の舊教徒、其神父及び牧師をして、同様の名譽を頒たしむるを驚駭して止まざる全地球上の舊教徒を、特に喜悅せしむるに足る貴き職務を處理すべき合意に原きたればなり。卿の經世的手腕が、獨逸帝國の盛運を來たすに、大造ありしは、世界萬衆の環視承認する處たり。然れども、現在卿が執掌せる事件に就て獨り之を謂ふも、帝國が永続的勢力と方便とを以て供給せられ、逐日富強に赴ける事明白なり、余は、熱心に、卿が萬事の施設、皆成効するならむを懇願す。

然れども、獨逸殖民地の獎勵及び鞏固は、殊に海外諸地に於ける獨逸郵便航路の力に依るもの大なり、帝國は、須らく之に對して特別保護金を補給すべし。於是乎千八百八十四年四月、比公は始めて、此種の議案を聯邦會議に提出しぬ、尤も、是より先き、千八百八十一年に於て、既に此計畫を御用新聞紙上に吹聴せしめたり、ポツシングル氏の近著、第二卷三十二頁より三十三頁に至る。現に千八百八十一年五月二十七日にも、

獨逸郵便航路

首相之に關せる特別の記録を帝國議會に交附したりき。聯邦會議には千八百八十四年四月、此第一法律案を可決せしかば、同年五月二十三日を以て、同案は、帝國議會の議事に附せらるる事となりぬ。此議案は「獨逸國と東方亞細亞、殊に濠洲間に、向ふ十五年間、私設會社に擔任せしめ、年々國庫より最高額四百萬マルク以上の補給を受くべき郵便航路規定の組織及び維持を首相に委任せり。當時の議會に此議案の通過せむ廟算少りし事は、此議案に感謝的同意を表せし獨逸殖民同盟に與へし比公の返書に由るも、公が親しく之を知悉する所なりしを知るべし、然れども、公は同書に附記して曰く、此の如き事情にも關らず、國民の幸福を増進せしむべき此の如き組織を獎勵するは、聯邦各政府の義務なるを以て、踴躍せる議會の協賛有無を顧みるに遑あらざるなり」と。果然、比公は實に議會の形勢を看破せり。獨逸全國、首相の此議案に滿腔の賛同を表し居れるに、議會の多數は、バムベルゲル及びリヒテルの指揮に隨ひ、冷然此を拒絶したり。比公は六月十四日、彼等に左の演説

を爲せり。

『此議案反對者の演説に隨へば、聯合各政府、聯合會議及び帝國議會が合體して進退し、各政府は提出されし航路が、一定の年限間に償はるべきを、隱語を以て指示するの責任あるもの、如し。有機的問題は彼の經濟學的問題に於ける如き、此の種の情態の下に處理さるべきものに非ず。實際的負擔は、帝國政府の任とすべき所に非ず、即ち其任とすべきは、彼の先例たるサモア問題に於ける如く、或年限の後、國民及び其輸出、其事業、並に船舶艦裝の利益に就き、再び全體の調査を爲すべきかの問題なり。』獨逸國旗の翻々たるを見れば、總て國民の喜悅する所なりと稱道して、幸に此事件を處置するの風なし。』議案に反對なる多數議員の眞意は別に存せり、即ち諸君は、政府の友誼に對しても、政府の經濟學的意見に向ても、全く其和合を停止せり、諸君は現在の行政局面に當れる諸人物を愛せざるか。爾來比公は蒸氣力の利用以後、交通及交通同盟の隆盛が從來の決算上、嘲笑せら

れしを記憶し、且つ最も智慮ある人が、商人の簿記法を信じて、全く利益損失を報せんとする事を攻撃せり。斯に信憑又疑ふべからざる事實あり、吾人智慮ある獨逸國民たる者、文化最も開け、學者に富み論客多き獨逸國民にして、佛國は勿論、英國、白耳義、和蘭及び其他重なる海國人民、乃至伊太利人民さへ爲せる方法を企つるを欲せざるか。吾人は、世界交易の進歩に伴ふを欲せざるか。運送、工業、輸出の維持及び輸出と工業の缺乏に原ける國土生産力費消の豫防等に關して、顧みる所なきか。輸出獎勵の方法、若くは、未だ實施して其利益を認めざるも、其利益あるを信すべき諸方便を試るを欲せざるか。』政府が獨逸國に於る這般の組織停止に對する責任は、此議案の拒絶に由て一層過大なるに至れり。此責任は、バムベルグ君、並びに君の同志たる拒絶者一般亦自ら頽たざるべからず、吾人は此事件をサモア議定書に記入するなるべし。』

比公は、又、帝國議會豫算委員會に於て、自ら此議案に就き説明したる

詳細の陳述中、佛國遞信大臣コセリーの證言を引き、一般國民の利益上、議案の經濟的必要に關して、吾人獨逸國民が、他國民に有益なるものも我には無用なりと主張するあらんには、余は其虛妄自負を憐まざるを得ず」と曰ひしも、何等の効果を奏するなかりき。公が六月二十六日を以て議會に試みし第二の大演説も、亦無効に屬したり、此演説よりして「獨逸殖民政策の發生」に關する重要なる處置を孕みたるは、吾人が既に第四章の冒頭に述へし如し。此くて此議案は、豫算委員會に握り潰されたり。

然れども比公は、此の如き處分に辟易する無く、千八百八十四年十一月二十日を以て、帝國議會に第二の汽船議案、或は航路議案と云ふも可)を提出せり、此議案は、向ふ十五年間、年々五百四十万馬克以下の國庫補助を爲して、東方亞細亞、濠洲及び亞非利加間の郵便汽船同盟の創立及び維持を請求せるものとす。吾人の既に報せし如く、彼の三頭領ウキンドホルスト、リヒテル、グリルレンベルゲルの下に在る、千八百八十四

千八百八拾四年第二の郵便航路議案

年秋季に召集せられし帝國議會に、此議案を提出せし勇氣は、實際驚歎せざるを得ざるなり。第一回(即ち前議會に於ける)汽船議案に就ては、ハムベルゲルありて、海外政策の保護方針を嘲弄せしが、今回も亦オイゲン、リヒテルは其機關新聞紙上に、此議案は、議會に現參せざる前、生命を失ふよりは、既に死し去りて跡なかるべし」と公言し、ウキンドホルストは、殖民の輕舉なりと攻撃せり。知らず、今や、第二議案は、何の處にか多數を求めんとする。然れども、比公は、目的を貫かざれば、止まざるの勇氣と忍耐とを有せり。想ふに、比公海外政策の重要なる成效、即ちカメルンに於ける獨逸乗組員の戰闘、フィデー島、西南及び西部亞非利加に於ける英國諸隱謀の打破、並に千八百八十五年の劈頭に於けるコンゴ一條約の大事業は、彼の三頭領の部下と雖、自ら感銘する所なからんや。是を以て、千八百八十五年三月二十三日に至り、議案は遂に可決せられたり、但し亞非利加航路は、比公の承諾を経て、暫時見合せとなりしにより、國庫毎年の補助額は、四百万マルク以下と爲りぬ。比公か、此く

比公の演説

議會の協賛を見るを得しには、實に五回の大演説を要したりき、即ち其第一は、千八百八十四年十二月一日にして、他の四回は、千八百八十五年三月中に屬せり。就中、此三月に於ける演説の第二回の如きは、適切痛快、獨逸人の肺肝に徹し、國民の良心を激するの深き、吾人をして、其一二言を摘記し、讀者に報せざるを得ざらしむ、即ち三月二日に於ける其演説の終末に於て、彼は述べて曰く。

「若し我國に幾多、被甲の武士、土中より現出する、猶ほ希臘神話に謂ふ所の、コルチス(地名、黒海の東、亞細亞に屬す)に於ける龍牙の種子より輩出する如くならむには、彼のメデアの魔石に類するものも亦、自ら存在せるなるべし。此魔石たる、之を彼等武者間に投ずれば、彼等同志互に襲撃亂闘、他をして全然無事に、勇ましき甲士か如何に同志打を爲すかを傍觀するを得せしめん。我國の古傳説中にも、特別なる一先見を記せり、そは、歴獨逸人の經驗せる如く、獨逸國民の青春か、彼の物故せし仲間か人民に話す如く、再び咲き初むる時に、又自ら、ホエ

ヅル」と「ロキ」の存せる事なり、知らずや、「ロキ」は此怯懦愚鈍の「ホエヅル」をして、獨逸國民の青春を打破殲滅するの運命を帶ばしめたるものなるを。

此言辭を聴取讀過したりし人々は、深く感動する所ありたり。獨り彼れ、三頭領の機關新聞は、其主意を了解する能はざりしなるべし。中央黨の代議士、リントレンは、三月十三日を以て、之が明瞭なる解釋を求めたり。比公は同日、其演説の終末に於て、左の如く説明を與へぬ。

「神話傳説を詳かに演釋するは、余の任する所に非ず。然れども、過ぎし二十年間、始終余を苦め、不安に陥れたるものは、我獨逸歴史と我獨逸神話との類似なる事を否む能はざるなり。予の所謂國民の青春は、單に殖民政策をのみ含むに非らず。余は、斷じて曰ふべし、國民の青春とは、獨逸國の政策上に夥しく神恵を垂れ給ひし千八百六十六年以後、千八百七十年に至る全歲月に亘り謂ふものなるを、見よ吾人は此間、一國の同胞として、外敵の襲來を撃破し、古獨逸の國境を恢

復し國民の統一を建設し、獨逸帝國議會を召集し、獨逸皇帝の再現を瞻望するを得、總て國民の青春として、百花爛熳烟霞縹緲の觀を來せしに非ざや。然れども、此國民の青春は、大勝後、僅々の年緒を持續したるのみ。何となれば、爾後子の所謂「ロキ」なるもの來りしを以てなり。「ロキ」は獨逸古來遺傳的深仇とも謂ふべき、朝家信仰、種族主義上の異同に原ける黨派的軋轢に由て養成されたるものとす。此者や、我官府の堂上、我議會の場裏にも彷徨せり、吾人の關せる我官府にては、幸に政府をして和合一致の態を爲さしめ、彼れをして屏息せしむるを得るも、議會に至ては吾人の希望して止まざる統一の避難所は求むるに由なく、總て黨派的觀念の吾人を壓倒するを奈何せん。黨派的觀念が、其「ロキ」的投票權を以て、彼の事態を辨せざる、原選舉者「ホエツル」を誘惑し、我本國を斬殺せしめんとするは、實に是れ、千八百六十六年より千八百七十年に至るの間、我國民の經營したる高貴の事業を再び衰頽に歸せしめ、鐵火を以て獲たるものを、空しく筆舌

の破壊する所とならしむるもの、吾人仰て神明と歴史とに訴へざるを得ざるなり。

有名なる千八百七十年七月以後、比公の演說中、前者の如く議會に最適切の感動を與へしものあらじ、想ふに會て報せし千八百八十八年二月六日に、試みたるものと雖、之に比すれば遜色あるべし。千八百七十年來、未だ會て見ざりし滿場の觀客は皆喝采贊同の聲を發せり。

我民心の熱狂せる這般の感動は實に此く彼等を奮起せしめたる言辭の意味深重なるを想ひ起さしむ、然れども、當時議會の採りし決議に由り、千倍の恩惠、獨逸國民に加はれり。獨逸帝國は、此議案通過の結果として、ブレメンに於ける「北獨逸ロイド」會社と特約を結びぬ。此特約に由り、獨逸航海用の船艦は、總て獨逸造船所にて製造せらるゝ事となり、同所の製造に成れる船艦の速力は他の航路に於けるものよりも速かに、其待遇及び給養は、各外國航路に於けるものに優り、其荷物、乘客の運賃も亦廉なりとす。獨逸輸出入の隆昌が如何に此獨逸郵船航

北獨逸ロイド會社の約定

航路

路の力に依れるものなるかは、英國商事公報の年々に於ける歎願に由て洞察するを得べし。即ち濠洲及東方亞細亞に於ける獨逸人の競争は、獨逸航路の開始以後、俄然甚き不便を英國人に來しぬ。獨逸の競争力は、以前に比し、稀有に増殖せり。就中獨逸國は、自家の航路開始に由て從來獨逸の荷物を取扱ひたる他の海國人民の此方面に於ける運送事業を奪ひ去りたり。今や、獨逸國は直接に購入販賣し、直接に輸出輸入するに至り、航路は全く獨逸商業、獨逸殖民及び其海外貿易的移住の利益上に使用せられ、又他國々民の利益を顧みるなし。是より、獨逸貿易の競争、並に新貿易同盟の結合は、絶えず容易となれり。又獨逸殖民事業の保護は、實際、此獨逸郵船が、軍艦及び帝國官吏と共に組織せる鞏固獨立の同盟に依て、増進したり。

此の如く誣ふべからざる莫大の利益と成效とは、帝國議會をして、曩きに本年三月亞非利加郵船航路の削除に由て、既に本年の餘剰となれる四十万馬克の金額を、地中海及びヌエズ運河地方(即ちゲヌア、ブリン

科學的施設の需要

ヂジ、ポルトザイド)に於ける獨逸郵船航路の帝國補助金とし、年々支給するに決せしめり。然れども、協和せる帝國議會は、尙茲に留らず、即ち千八百八十九年より九十年に亘る冬季議會に於て、東部亞非利加に至る重要なる郵船航路組合を増設せり。同議會は之に對し、向ふ十年間、年々九十万マルクの國庫補助を要求しぬ。其航路は、漢堡より、ヌエズ運河を經、デラゴア灣に於ける東部亞非利加の盡頭に至るとし、若し受負者なき場合には、ナタル港迄、便宜航通せしむる事とせり。

獨逸殖民政策の獎勵上、此必要なる經濟的施設と、相伴ひしものは、科學的施設なりとす。千八百五十五年正月二十三日、帝國議會は、亞非利加中部及び其他の地方の啓發に向けられたる科學的研究費として、政府より要求せし十五万マルクの金額を可決せり。此總額は千八百九十一年に至り、二十万マルクに増加せられたり。或關係上、千八百八十七年、帝國議會が、五月二十三日の法律に由て可決したりし、伯林大學に於ける東洋語學校の設立も、亦た此種の事業に屬せり。帝國及び普國

越山派

は各設立費四万マルク、維持費七万二千マルクの費額を、各一半宛負擔しぬ。特に此學校に於て、亞細亞の重要なる六通用言語は商人譯官等の爲め、總て實用的に教授せられたり。奴隸賣買攻撃の方策は尙後章に説くべし。然れども、越山の中央黨が、コンゴ國に於ける宗教的信仰、教會及び祈禱の自由に關するコンゴ條約第五條を、總ての獨逸保護地方に適用する爲め、種々畫策する所ありしは、茲に一言せざるを得ず。比公は、其在職中、帝國議會の多數と同しく、此畫策に反對せり。中央黨の建議は、三回共に、帝國議會に敗れたり。千八百八十七八年間の議會にては、拒絕せられ、千八百八十八九年間には、中央黨之を提出せしめ、議會の討議に附せられざりき、千八百八十九年には、第三讀會にて否決せらる。比公は、千八百八十五年十一月八日に於ける、議會場裏の三演説に由り、其拒絕する所以を、獨逸國民代表者の多數に開陳したりき。中央黨の建議は、實際、獨逸帝國內に禁せる耶蘇會派、特に佛國の耶蘇會組合を、獨逸保護地方に、自由に蔓延せしめんとするに在り。

殖民局

獨逸保護地方に於ける、舊教宣教師の自由なる運動は、無論、如何なる事あるも、同意すべからず。尤も、彼等は、新教宣教師と等しく、彼の地方にて、其權利及び默許を樂むを得、然れども、帝國政府は、宗教平和の爲め、宗旨に隨て、殖民地に於ける宣教地方の分離を部署したり。

千八百八十九年、千八百九十年間の議會は、政府案、即ち外務省中、特殊なる殖民局の新説、及び從來、遠地に於ける交渉事件の處辨に充てし外務省の費用不充分なりし爲め、年々二萬四千三百マルクの經費増加を可決せり。此題目の勝利に就ては、唯多少説明を試みし一委員、一定不變の助力者、及び部署上、一二の方策ありしのみ。然れども、外務省内に於ける、此殖民局を以て、此事務を處理する能はざりし事は、千八百九十年十月十日、首相の部署に由り、殖民委員會の設置せられしを以てトすべし。此委員會の委員は、首相より、一年の期限を以て、獨逸殖民大會社の提議に際し、重に任命せらるゝ事とし、名譽職なり。然れども、世界第一の殖民國なる英國の先例及び歴史的經驗は、此器械が英國の遂に達

せし最後の目的、即ち世界的大政策に於て、其事件の解釋上、自由の手腕と勢力とを維持すべき獨立の殖民省設立に對し、唯一の兵站を供給するものなるを教訓せり。

又獨逸保護地方に於る權利上の關係は、千八百八十六年四月十七日千八百八十七年七月七日、及び千八百八十八年三月十五日發布の帝國法律に由て、確定せられたり。即ち皇帝は、實に帝國の名を以て保護權を施用するものとす。而して、正確なる法規は、帝國立法權の支配に屬するを以て、權利上の範圍は、暫時、領事裁判權の法律處分に歸する事と爲せり。其他、此法律は皇帝の大權上に特別なる規定を有しぬ。皇帝の大權は、千八百八十八年三月十五日に至り、別に一章を立て、詳細の規程に由り、殖民會社にも、會社法を施行すべき重要なる問題を處理せり。吾人は、獨逸各保護地方に於て、從來獨逸帝國立法權上より解釋せし殖民問題に關する此種の觀察に由り、再び一獨逸海外領地收容の報告を考ふべし。

南洋

是より先き、千八百八十年十一月十一日、獨逸海外貿易會社頭取、フオン、ハンゼマン氏は、南洋に於ける獨逸殖民經營に就き、一篇の書面を相に呈せり。此新南洋殖民會社は、ヂェウク、オフ、ヨルク島の獨逸海軍港なるミオコより、ノイグイチア（ニユウ、グイチア）、オストカツプ（東岬）等東經百四十一度に至る北部全海岸を占領し、其間適當の箇處には、獨逸商業居留地を設け、尙獨逸海軍の石炭貯蓄所として、他の港津を占有せんと欲したり。然も前記の書面は、唯其計畫せる航路に、帝國の補助を乞ひしのみ。時恰もサモア議案の否決されし後なれば、比公は、此好望なる事業を、斷然實施し難しとして却下しぬ。されば、如何なる事情あるも、私立事業として、獨力を以て企てざるを得ず。尤も政府は、私立事業よりして、收容せし所有地に、海軍艦隊及び領事の保護を與ふるなるべし。爾後此事業は、千八百八十四年六月二十七日に至る迄、遂に實施に至らざりしが、是に至り、フオン、ハンゼマン氏、フオン、ブライヒロエデル氏、相伴ふて、首相に詣り、其計畫せし南洋に於ける事業に就き、新に帝

國の保護をらんを請願せり。

既に千八百八十年申し出せし、ノイグイチア、ノイブリタンニエン、ニ
 ユウ、ブリライン、及びノイイルランド(ニユウ、アイルランド)に於ける
 大計畫は、首相當時の意見に依り、未だ實行の途に就く能はざりき。
 種々の困難に遭遇せし此計畫の準備は、千八百八十三年四月(英國の)
 濠洲殖民地の一なるクイーンランド政府が、ノイグイチア、及び其附
 近の島嶼に、警察官の一宣言に由て、所領を得んと試みし際、危機一發
 當に打破せらるべきものなりし。是に由て二三ヶ月來、始めて此計
 畫の實行に着手せざるを得ざるに至りぬ。ノイブリタンニエンの
 南部及び之と相對せるノイグイチアの東北海岸、東經百四十一度に
 至るの地は、新占領の區域として豫定されたり。
 比公は、今や彼等の要求を聽取するの各理由を有するに至れり。是
 れ、始めてノイグイチアに獨逸移民を送りしより、英國及び濠洲は大
 に騷擾を來せしを以てなり。英國濠洲殖民地は、彼の英國海岬殖民地

ノイグイチア
ア(カイゼ
ル、ウガル
ム島)

ノイブリタ
ニエン(比西
馬克群島)

マーシャル
群島

が妄りに西南亞非利加海岸に於て主張せし如く、南洋に於ける全島嶼
 は英國當然の權利に屬し、他の侵害すべきものならずと絶叫せり。千
 八百八十三年八月、アピア(サモア政廳所在地)より伯林に送りし公文は、
 濠洲殖民地が、南洋の全島嶼、殊にサモアをも、英國に合併するの宿論あ
 るを通知したり。英國小軍艦「スタンレー」は、千八百八十三年五月二十
 九日を以て、惡むべき掠奪者の猛威を振ひ、マーシャル諸島の一なるヤ
 ルイト島駐在獨逸領事、ヘルンスハイムに屬せるラウグラン諸島の獨
 逸居留地を破壊し、尙マーシャル諸島にて、種々の暴行を逞せり、爲めに
 英國の、後日、毀損せしヘルンスハイムの家屋に對し、相當の賠償金を拂
 ひぬ。比公は、既に千八百八十三年十二月二十九日を以て、ノイブリタ
 ンニエン、及びノイイルランドに於ける獨逸人の利益辯護を獨逸控訴
 院の手に托せり。アピア駐在獨逸領事、スチューベルは、爾後千八百八
 十四年、六月十七日、又ブリタニア群島及びノイグイチアの北海岸を、獨
 逸保護の下に置くべしと宣言したり。同年四月五日、ヌザ島に於ける

獨逸居留地の破壊、同九月十二日、ヤブ島に於て、英國軍艦の爲めに、獨逸商人強迫を蒙りし事あるも、彼のカロリチンに於ける西班牙との葛藤と大に趣を異にし、英國は恬然關せざるの風を爲し、暴慢恕すべきに、非ざるを以て、比公は同年十二月十七日、獨逸軍艦「エリザベス」をして、全ノイブリタンニア群島及びノイグイネアの北海岸に獨逸國旗を掲げしめぬ。尤も此占領の意嚮は、既に八月十九日を以て、英國政府に、同二十日、ハンゼマン及びブライヒロエデルの二氏に報道せられたり。

是よりして、英國が獨逸の前記地方占領を妨げんと欲し、或は之を威嚇し、或は比公が伯林駐在英國大使に與へたる信書を公示し、隱謀竊取、百方術策を試みしは、醜陋言ふに忍びざるもの、實に英國最近世上、最憐むべき紙面を充たせり。然れども、遂に獨逸の全勝に歸したり。即ち英國の大臣グランヰキル卿及グラッドストーン氏は、英國々會に於て從來獨逸に對抗して爲せし彼等の失策の寛容を請ひ、且つ將來改善すべきを誓ふに至り、千八百八十五年四月二十五日、グランヰキル卿は、公

文を以て南洋に於ける獨逸の所領を正當なりと確認せり。是に於てか、五月十七日に至り、ウキルヘルム皇帝は、獨逸ノイグイネア會社に皇帝の保護特許狀を下附せられ、同時にノイグイネアの獨逸領は、爾後カイゼル、ウキルヘルム地方と唱へられ、其前方に横はれる諸島及びノイブリタンニエン群島は、ビスマルク群島と名づけられたり。續て十月十五日より三十一日に至る間に於て、獨逸巡洋艦「ナウナルス」號は、マルシヤル諸島を獨逸保護の下に置けり。同諸島の山川港灣は、皇帝の允許を経て、總て獨逸名稱を附しぬ。千八百八十六年四月六日には、西部太平洋に於ける英獨所領境界に關し、協議落着を告げ、四月十日に至り、西部太平洋上の英獨所領、及び保護地に於ける相互の貿易交通の自由に關し、宣言書を交換せり。獨逸國は此條約に由て、從來英國の妨碍困迫に遇ひたる南洋に於ける自家の殖民所領並に交易自由を充分に保證せられたり。千八百八十六年十二月十三日、皇帝は、更にサモア諸島中、曩きに同年四月六日を以て、大英國と協定せし境界線の北に横はれる

島嶼の保護特許狀を、ノイグイネア會社に與へり、即ちポウガインスイ
ルレ、ホイゾイル、イサベル島是なり。

比公は前段同様の決心を以て、サモアに於ける獨逸殖民地の權利及
び利益を保證せり。即ち同地在留獨逸人の權利及び利益は、千八百八
十四年十一月十日、總領事スチーベル氏がサモア政廳と協定せし條約
に由り、英國の侵掠的行爲に對し、保護せらるゝものとす。獨逸政策の
果斷強硬は、英國の島王マリエトアをして、獨逸人及び獨逸條約に損害
妨礙を與へしめんとすの隱謀を施す能はざらしめたり。是れ彼の條約
上の權利擔保として、軍艦アルバトロス碇泊し、以てアピアの全市を抑
制し、別にウボラ島に一小市街を建設したればなり。其結果として、同
地在留の獨逸人は、千八百八十八年の年末に至るまで、無事なるを得た
り。然れども此時(千八百八十一年)に當り、英人及び佛人等サモアの反對王
(現王に反對し自王と稱せる者) マタアフアを煽動して、干戈を執らしめ、米人ナ
ンス、クラインなるもの、此等暴徒を指揮せり。アピア駐在獨逸領事ク

ナブへの無能なる、毫も伯林の指揮を経ずして、布告言論を爲し、恰も此
島嶼の君主を以て、自ら任ずるの觀あり、今や騷擾起れるに際し、處置當
を失せしかば、十二月十八日、獨逸軍艦、オルガの乗組員は、無數の暴徒に
襲撃せられたり、獨逸軍艦苦戰能く敵を撃退せしも、其海軍將校兵士の
死傷するもの甚だ多かりき。

比公は領事クナブへの失行を知り、直に之を召還し、且つ英國及び米
國に向ひ、サモア事件を伯林に商議せん旨を通知せり、於是乎、同會議は
千八百八十九年四月二十九日に開始せられ、六月十四日を以て、其總規
約議決せられたり、此規約に由り、向後サモアに於ける土人と外人間と
の平和は、實行的に擔保せらるゝを得たりき。幾くもなくして、サモア
諸島は、獨立にして中立なりと宣言せられ、此規約に干與せる諸國々民
は、此諸島に於て、同等の權利を保證せられ、又干與諸國は、此地の平和、秩
序、及び公平なる裁判法維持に就き、平等に配慮する事となりぬ。然れ
ども此平和は、實に幾多獨逸人民の生命を犠牲にせり。何となれば、彼

(千八百八十九年)
サモア事件の
協議

の暴動以後、尙警戒として、獨逸軍艦「アドレル」、「エベル」及び「オルガ」が、アピア港に投錨したりしに、三月十六日、怖るべき暴風起り、爲めに三軍艦皆暗礁に揺り上げられ、「エベル」、「アドレル」の二艦は破壊し、兵士九十人將校五人溺死せしを以てなり。千八百八十九年の伯林條約以後、サモアに於る獨逸殖民並に獨逸貿易は、着々隆昌に赴き、英人及び米人の貿易及び耕作は、全く獨逸人に壓倒さるゝに至りぬ。

西南亞非利加に於ける獨逸の保護領域は、千八百八十六年十二月三十日に締結せし葡國との條約に由り、更に著く其版圖を擴張するに至れり。即ち爾後、グロス、ナマランド、ダマランド（一名ヘレロランド）、カオコ、及びオファムボの全域の如き、皆獨逸領に歸したり。其海岸線、凡そ千五百キロメートル（我四百、里弱）幅員は、其南部に於ける直徑と雖、四百キロメートル（強）なりとす。即ち其面積は、一百万平方キロメートル、即ち四十萬平方哩以上にして、獨逸帝國の二倍に近きものとす。

東部亞非利加

西南亞非利加
(千八百八十六年)

加(千八百八十四年)

最重要なるものにして、面積、獨逸帝國に倍す、但し此所領は、始終、頌果を母國に來せり。同地占領は、千八百八十四年九月を以て、獨逸のペーテルス、エールケ、及びプファイル伯の三士が、獨逸殖民會社の委任により、獨逸殖民策上、土地購買の爲め、東部亞非利加の内地へ大膽なる旅行を企てしに始まれり。彼等は十一月に於て、東部亞非利加地方なる「ングル」、「ウファガラ」、「ウカミ」及び「ウゼグハ」の地を得、此く土地を收容したる前記會社は、翌千八百八十五年二月二十七日に至り、新に「獨逸東亞非利加會社」と稱し、皇帝の保護特許狀を得て、其土地を、獨逸の保護下に置きたり。收容當時の條約に依り、會社は此地方に於ける主權、即ち關稅權、鑛業權及び裁判權を有するに至り、土人獨逸國人、及び外國人一般、其管轄に歸しぬ。爾後、千八百八十五年中には、同會社の新占領左の如きものあり、即ち同年六月十日を以て、「クツ」地方は、プファイル伯に由り、同年同月十九日、「ウヂムバラ」、「バレン」、「アルシャ」の地方は、エールケ及び中尉ワイスマに由り、占領され、北海岸に於ける「ヘルベラ」より、東二十日程、東海岸なる

「ワルシャイク」に至る地方即ち「ゾマルランド」(即ち「ワマ」地方は、建築家ホオルネクケ及び中尉フォン、アンデルランに由て、同年九月乃至十一月の間に「ウザラモ」地方は中尉シユミットに由り、同年十二月十九日に占得せられたり。同年十一月二十五日には「フアイル伯」及び中尉シユルエタルは、「ウヘヘ」、「ウベナ」、「マトシヨンデ」、「マヘンガ」及び「ウギンド」を補佐役ルークスは、「ムザラ」統治者の所領を封鎖せり。此の如く處々を占領せしに由り、廣大の地面會社に歸し、北緯十二度より南緯十二度に亘り、ベルベラ及びバルレ間なる「ゾマルランド」の北海岸より「デルガド岬」を占むるに至れり。其内部は、「ロフマ」より「ウケレエ河」の東岸に至り、北は「ウゴ」西は「キリマンジャロ」に達しぬ。然れども此新收容地は、皇帝の保護特許狀を得る能はざりき。此く戒慎して敢て保護を許さざるの理由は、始終困難紛擾の起るに在り、現に「ペーテルス」及び「フアイル伯」が、千八百八十四年十一月の第一次占領も、困難の事情を惹起したりき。此の如き困難、それ何の故ぞ、他なし、是れ東部亞非利加に於ても、亦獨

獨逸對英國

逸の行動に對し、英國の嫉視猜忌伴ひしを以てなり。比公が、東部亞非利加に於ける獨逸殖民政策の端緒として、千八百八十四年十月九日を以て、正理にして重要なる、而も他強國が敢て企て及ばざる態度を採り、ロールフス博士を、サンジバルの「スルタン」(君長と見て)「ザイド、バルガシ」の朝に總領事として、派遣せしや、英國は例の如く、大膽にも、北海岸一帯に現出せる、當然の權利に由り、獨逸政府をして、サンジバルに於ける英國商業上の利益を注意せしめ、又「マスカト」及び「サンジバル」の「スルタン」は、今世紀の大部分、英國及び印度政府の直接なる勢力の下に立ちしを主張せんと試みぬ、千八百八十五年正月十六日の英國牒書。比公は、千八百八十五年二月六日の牒書に由て、斷然英國の干渉を退けたり。彼は英國政府が正月十六日の牒書に於て、サンジバルの「スルタン」は殆んど百年間、直接に英國勢力の下に在りしを主張し、又同時に「スルタン」の獨立の爲め、熱心に、自家が、他國即ち獨逸と條約を締結せんとするに干渉する事に就き、特に注意を促したり。比公は、尙反語的に

進み謂て曰く彼比公は此精神(The Spirit)精神は、茲に又、論理と呼ぶも可なり)の詳細なる説明に對し、實にグランヴェル卿に感謝の意を表すべき義務あるなり、何となれば、英國政府の今回伯林に致せし通知は、此の如き精神に出でしかを、知悉せしむるもあればなりと、尙比公は、獨逸政府の意、唯、サンジバルの سلطان と、通商條約を結ぶのみなるを確言せり。之に對し、グランヴェル卿の二月十四日の答書は、又別に異議を唱ふるなかりき。

獨英の間は、既に平ぎぬ、然れども、英國の使嗾せし結果、今や、サンジバルの سلطان 自身が、獨逸に對し、抗敵の念を激發したり。四月二十七日には、電報を以て、五月十一日には、アラビア字にて綴れる書面を以て、彼は、千八百八十四年十一月、東部亞非利加に於ける獨逸の占領に抗議を申し込み、且つ此地方は、彼の管轄なりしとの無根なる主張を爲せり。五月中旬に至り、彼は、其軍隊、即ち奴隸獲得に従事せる商業手代を以て組織せる兵士をして、獨逸の保護地方に侵入せしめぬ。グランヴェル

サンジバル
の سلطان

卿は、之を聞き大に驚き、五月二十七日を以て、 سلطان に軍隊の退去を要求し、且つ伯林に、獨逸國か、 سلطان に對し、腕力を用るなからむを希望すと申込めり。然れども、比公は、五月々末、東部亞非利加海岸に、獨逸の一分艦隊を集合せしむるの勅命に接せしかば、六月二日、英國に此艦隊派遣の目的を報せり。曰く、吾人は、 سلطان の獨逸保護領地を尊敬せんを求む、而して、之に由て、最後の手段に訴ふるなくして、通商條約を結ばんを希ふと。尙 سلطان の皇帝に發せる電報は、不都合なりと稱せられたり。然れども、比公は、爾後六月十九日に至り、巴里及び倫敦に牒書を送り、 سلطان の東部亞非利加内部に對する主張は、全然根據無きものなるを曰へり。八月七日、獨逸分艦隊なる快走艦、ストスニ、グナイゼナウ、エリサベス、プリンス、アルベルト、及び附屬艦、エーレンフェルスは、サンジバルの海岸に現はれぬ。同十一日、獨逸司令官、パスセンは、廿四時間の猶豫を興へて、獨逸の要求を、 سلطان に致せり。期限經過して尙回答なかりしかば、獨逸軍艦は、 سلطان の宮殿前に攻撃の姿勢

を取りぬ。然るに、此際英國外務省は、スルタンに助言するに、獨逸の要求を納るべきを以てせしかば、同十三日を以て、事實上、スルタンの承認する所となれり。尙其他に關するスルタンとの協議は、同十九日、快走艦、ビスマルク號に乗り込める海軍大將クノルに委任せられたり。十月中旬、スルタンは、獨逸東部亞非利加會社に向け、其政治管轄權の下に、パンガニ及びバール・エス・ザラムの絶對的所有を允可せり。十二月二十日に至り、獨逸帝國及びサンジバル・スルタン朝との間に、友誼的通航の條約締結せられ、千八百八十六年六月三十日を以て、獨逸殖民同盟は、東部亞非利加の獨逸所領地間に横はれるウキツ地方を買収せり。數月を経、千八百八十六年十月二十九日に至り、サンジバル・スルタン領の境界確定、並に獨英兩國の東部亞非利加に於ける利益の範圍に就き、兩國の協商成りたり、其條約の要旨左の如し。

獨英兩國の
協商
サンジバル
に關する條
約

第一、サンジバル島、ベムバ島、並ニ此等二島より十二海里以内に横はれる諸島及びラム島、マフイア島は、サンジバル・スルタンの主權に

屬するものとす。尙兩國は、ミニンガニ河口よりキビニに至る沿岸線をも、スルタンの所領なるを承認す。此沿岸所領は、内地に於ける幅員、凡そ十海里あるものなり。北境は、カウ海角を包むキビニの北なるキスマジエ、バラワ、メルカ、マグデジエは、各内地に十海里の廣袤を以て、又ワルシャイクは、五海里を以て、スルタンに隸屬するものとす。第二、獨英の領地は、全く區劃せられたり。即ち其境界線は、ワンガ一名ウムベ河口より起り、東岸に沿て、チベ海に向ひ、遂に同海の北岸を回りに、ルミ河を踰へ、タフエタ、チグガ等の地方を中斷し、キリマンチヤ山脈の北部に沿ふて進み、南緯一度に位するグキクトリア、ニアンサの東岸に至るものとす。獨逸國は、此境界線以北に於て、所領保護地を得、又は、英國勢力の擴張を妨ぐるべからず、大英國も、亦此線以南に於て、前同斷の事を得、若くは妨くべからざるなり。獨逸東部亞非利加領の南境は、葡國との條約に由て、迅速に確定せられたり。千八百八十七年正月の初、獨逸軍艦マングダ灣に現はれ、千八百

八十六年十月二十九日に於ける英國との條約の際、説き及ばざりしマ
ンダ、バタ、キウヲの島嶼を、ウキツのスルタン、アフメドの爲めに占領し、
熱心にウキツ地方に於て、倫敦條約及び獨逸か保護を擔任する旨を通
知せり。

此倫敦條約の第一に規定せられたる肝要の事件は、獨英兩國領地を
して、海運を利用し、其領内に差出さるゝ物品の運搬及び販賣上特に困
難高價なるものを除却せんとするに在りき。獨英兩國は、是を以て、各
自家領地に海岸線並に此海岸線に於ける全般の管理、關稅等の權利を
收得せんを希ひぬ。彼のサンジバルのスルタンと締結せる條約は、千
八百八十七年九月及び千八百八十八年四月二十八日の兩度に於て、獨
逸帝國に幸福を與へり。千八百八十八年十二月八日、帝國議會に示さ
れし政治録は、獨逸東部亞非利加會社の吏員か、如何に犠牲的行爲を以
て、彼等の義務を盡せしかを見るに足れり。此の如き忠實なる義務の
觀念も、今此地方に襲來せる殺伐なる騒動を支る能はざりき。見よ、此

亞刺比亞人
の蜂起(首魁
ブシリ)

等獨逸人が、バンガニ、バガモヨ、及び沿岸地の南部を支配するに至りし
や否や、亞刺比亞人は、首領ブシリブシリの指揮に隨ひ、獨逸人の占領及び支配
に抗して、蜂起したり、是れ蓋し彼等亞刺比亞人は、獨逸東部亞非利加領
に於て、彼等終焉の日来れりと思惟せしを以てなり。是を以て、獨逸官
吏はバンガニ及びバガモヨ地方に、獨逸商旗を翻へし、以て、煽動者たる
亞刺比亞人をして、從來未だ抵抗せざる土着人民間に、彼等の運動を擴
むる能はざらしめぬ。千八百八十八年九月、獨逸の戰鬥力の缺乏に乗
し、踴躍せる此等の暴徒は、東部亞非利加沿岸に於ける獨逸人の苦心經
營せし殖民の發端を撲滅し、總計凡そ一百万マルクの獨逸人の財貨を
破壊し、且つ無慘にも、忠實なる幾多獨逸官吏の生命を奪ひ去れり。さ
れば、獨り獨逸軍艦に保護されし港灣のみ、獨逸東部亞非利加會社の管
理内に在るの狀勢なりとす。

此く非常なる損害を被れる會社は、先づ暴徒を相當の手段に由て、殲
滅せんと欲し、乃ち、帝國の利子保證の下に、六百万乃至千万マルクの借

金計畫の意見を首相に開陳せり。然れども、比公は、蜂起せる亞刺比亞人に由て、獨逸帝國主權の毀損せし事なれば、帝國の命令を以て之を處理し、彼徒をして損害を賠償せしめ、且つ、此不安の源泉たる奴隸買賣を廢除し、此醜陋なる事業を、獨逸保護領外に驅逐する爲め、武力手段に伴ふに、平和手段をも用ゆべきを説破したり。此意見は、中央黨の贊助する所となれり、蓋し中央黨は、佛國のカーヂナル、ウキゼリーの博愛的唱導並に獨逸新教神學者にして殖民政策家たるフアブリー博士、就中稀有にも、奴隸と野蠻に對せる、十字軍的一般基督教主義の運動の陣頭に立つを肯んせし法王に由り、熱心に奴隸買賣廢止の協力に厥起したるものとす。比公は、東部亞非利加に於ける獨逸の運動に關して、發端より、此の如き遠大の精神を確守し、今亞刺比亞人の蜂起するに及び、益々此念を維持したるなり。是を以て、彼は、此目的の爲に、獨逸帝國の武力を用ゆるを憚るに非すと雖ども、尙總て之に關係せる文明國民の協賛を得むと欲せり。英國は、千八百八十八年十一月十三日を以て、獨逸と

特別條約を結び、互に此の沿岸に於ける奴隸買賣を鎮壓する事を諾しぬ。伊太利、葡耳土牙、亦之に加入し、佛國及び他の諸國も、少くも、之に間接なる助力を爲すべしと曰へり。十一月二十日、此等同盟諸國は、東部亞非利加海岸の封鎖を宣言したり。

獨逸議會は、大多數を以て、比公が千八百八十九年正月二十二日に提出せし東部亞非利加に於ける奴隸買賣の鎮壓法案を可決し、又此目的を達する正當なる手段として、二百万マルクの經費を承諾せり。此法律は既に正月三十日を以て、第三讀會を通過しぬ。奴隸買賣並に暴徒鎮壓上、必要なる方策の實行は、一の帝國委員に附托せられたり、尙此委員は、從來首相自ら任せし獨逸東部亞非利加會社、及び其社員の監理をも負擔する事となりぬ。千八百八十九年二月八日、議長ウキスマン氏は、帝國委員に任せられたり。氏は正月二十六日に於て、既に聯邦委員として東部亞非利加議案を帝國議會場裏に適當に辯護したるもの、今や、勇斷果決を以て、此重任を盡し行く事となれり。三月氏は二十一人

プシリ

の將校醫師、官吏及び四十人の下士を伴ひ、東部亞非利加に赴き、同地に於て、ソマル、スアヘリ、及びスル地方の人民を集めて、一軍隊を編成し、其必要上、五艘の汽船を購求し、二の小汽船を借り入れたり。此時に當り、首魁プシリに屬せる亞刺比亞人は、獨逸從來の寡勢を見、勇氣愈々倍し來り、壘壁に據り、守備を嚴にする所ありき。海軍大將ダイnhルツトか、獨逸艦隊の一部を率ゐ、來り會するに及び、ウキスマン即ち出て、亞刺比亞人の壘壁を襲撃し、直に之を陥れたり、暴徒の頭領株バガモヨ、ザアダニ、バンガニ及びタンガ等捕へられ、我兵死傷少かりし。敵魁プシリは、此敗衄に懲り、内地に遁逃し、獨逸人と交通せる土民を抄掠せり。是より先き、彼は一種の武士氣風を存したるを以て、彼の爲めに捕へられたる獨逸旅行家ハンス、マイエル博士、及びパウスマン博士、並に舊教傳道師の一群の如き、購身金を出して再び無害に赦され歸るを得たり。然れども、今や然らず、其退軍の途上、ムフプリーの獨逸居留地を襲ひ、同地の官吏を殺しぬ。彼は、其襲撃せし住民の多くを虐殺し、獨逸人の使

亞刺比亞人
蕩平せらるエミン、バ
シヤ

用する所となれる役夫工匠の右腕を断ち、ウキスマンの陣營に送れり。獨逸帝國は、莫大の賞金を懸て、此主犯者の首を求めしも、久しく其効なかりし。然れども、彼は遂に復讐の運命を逃るゝ能はざりき。即ち一戦闘に於て、彼は瘡を蒙り、逃走せしに、二三の投機的土人の手に落ち、十二月二十日、ウキスマンの麾下に致されたり、ウキスマン、即日軍法により、死刑を宣告し、絞罪に處したり。紛擾、於是乎、鎮壓せらる。ウキスマン及び彼の參謀長たるフォン、グラフエンロイッは、之より、慎重果斷を以て、銳意、平和的秩序の回復に従事したり。彼等は、先づ、隊商か再び行旅し至る爲め、重要な地たるムフプフワーに、堅固なる居留地を建立せり。此地に到りし、最始の旅客はエミン、バシヤなりとす。事、十二月四日に屬せり、其同伴者は、エミン、バシヤを救ふとの口實を以て、彼をして、其久しく勇敢に固守せし、ワデライの地を、英國の利益上、放棄するに至らしめし、スタンレーなりとす。是に至り、ウキスマンは、其東部亞非利加に於ける莫大の功勞に依り、貴族

に列せられたり。比公は、ウキスマンを稱揚して曰くウキスマンは、東部亞非利加に於て、實に非常の膽力と策略とを顯はしたり、初め彼がブシロと戦はん爲め、將に伯林を發せんとするや、彼は余に就き訓令を請へり。余は之に答て曰く、訓令とは何の謂う。書信のサンジバルに至る、六週間を要す、余何を以てか、卿に一々訓令を傳るを得んや。余は唯一訓令あるのみ、曰く、必勝なる哉と。ウキスマンは、實に此訓令を、光榮を以て、實行したり。彼は、必満面白色となれる胴衣を以て、東亞、非利加より凱旋すべしと。

東部亞非利加に於ける平和の鞏固ならむが爲め、議會は、尙ほ再び二百万マルクの支出を協賛すべきなり、議會は、喜んで之れを可決しぬ。エミン、バシヤは、是より帝國委員として、獨逸の爲めに盡すこととなれり。而してカルル、ペーテルス氏が獨逸エミン、バシヤ委員の囑托に依り、エミン、バシヤを搜索し、ウガンダの地を占領するの意見を以て、企てたりし大膽なる遠征は、東部亞非利加に於ける獨逸の成效及び勝利に

献納せられたる、且つ永劫記憶せらるべき時代の赫々たる末段を装へるものとす。此成效の反映は、新局面の章に於て、本書を充たすなるべし。

第六章 帝國領(若くは直轄地)エルサス、

ロートリンゲン、

(千八百七十年乃至千八百九十三年)

帝國議會は、千八百七十九年三月二十七日を以て、比公の同意せる、自治主義なるエルサス撰出代議士シニチーガンズの請願、彼は、エルサス、ロートリンゲンをして、獨立なる地方自治の政府を有せしめん事を首相に願ふを可決したり、第一卷に述べり。是に於て、比公は、五月十四日に至り、聯邦會議に向て、エルサス、ロートリンゲンの憲法及び行政に關し、法律案を出せり、其案左の如し。

皇帝は、ストラスブルグに駐在せる太守(Statthalter)に、エルサス、ロートリンゲン

帝國領の自治制

憲法と行政

に於ける主權の使用を便宜委託すべし。而して、太守は、此帝國領地の特別なる事件に關して、首相及び其代理者の職權を行ふを得るものとす。首相並びにエルサス、ロートリンゲン總督の司りし職務は之を解き、之に代ふるに、ストラスブルクに一の内閣を設け、之をして従來首相に屬せし職責を負擔し、太守の布告に加印せしむべし。此内閣を爲せる各部局には、之が長たる國務次官ありて、其餘屬を率ゆ。太守には、尙一の參事院コンソール附屬せり、即ち國務大臣グロウゼンを以て其長とし、各國務次官、コルマルの高等法院長、檢事總長、辯護士會長、並びに皇帝より指命されたる任期三年の八議員より成立せり。此八人中、三人は、地方委員會より皇帝に推撰せしものにして、他の五人は、法官若くは、ストラスブルグの高等なる學校教授より任命されしものなりとす。此參事院の外、當分十人より成り立てる皇帝の顧問あり。地方委員會は、従來三十四人なりしも、爾今五十八人と爲せり。其三十四人は、舊の如く撰擧とし、第一卷に曰ひし如し、新設の二十四人は、ス

トラスブルグ、ミュールハウゼン、コルマル、及びメッツの四市會より各其一員を出す事とし、他の二十人は各郡に於て、千人より一の方撰擧人を出し、此撰擧者をして、其代表者即委員を撰ぶ事とせり。此地委員會の委員は、恰も縣會議員の如し。地方委員會の權能は、爾今擴張せられ、地方立法權の範圍内に於て、獨立に法律案を提出し、並に請願書を受理するを得るものとす。

比公の計畫は、エルサス、ロートリンゲンの利益を、地方委員會より、三年の任期を以て、指命せられ、且つ皇帝の裁可を経たる代表者をして、聯邦會議に出席言明せしむるに在りき。然れども、聯邦會議は、全く此代表者を否決せり、何となれば、是れ同會議に皇帝に從屬する分子を増加するものなるに由れり。之に反して、太守は、聯邦會議に代表者を派遣して、帝國立法院に、地方立法の範圍、及びエルサス、ロートリンゲンの利益に關せる議案を主張せしむる權利を允許せられたり。該法律は、此の如き態度に由り、代議士フアールス、ウキンテレルの下に運動せる

越山の佛國派なるエルサスの代議士に對し、帝國議會の最多數即ち中央黨及びウキントホルスト派の同意を以て可決せられたり。又皇帝は七月二十三日に於て、ガスタイン温泉地より、命令を發し、此帝國領地に於ける新内閣員を指命せられぬ。八月二日の皇帝第二の命令は、帝國領地の新憲法及び行政を、十月一日より實施すべきを確定し、陸軍大將フォン・マントイフェルを太守とし、規定されし皇帝の權利を彼に委する事となれり。

皇帝ウキルヘルムが九月十八日乃至二十五日の間、エルサス、ロートリンゲンに行ひたる陸軍演習は、メッツ、ストラスブルグの兩市をして、其地方人民の熱心なる態度の爲め、皇帝が如何に此帝國所領人民を親愛尊重せらるゝに至りしかを推知せしむるを得たり。されば皇帝は、此帝國領地を去らるゝに臨み、總督フォン・モエルレルに手書を與へ、當地方人民に感謝の意を表し給ひぬ。

十月一日に至り、太守フォン・マントイフェルは簡短なる演説を以て、其就任の披露をなせり。良總督フォン・モエルレルは、今や其治績に謳歌せる此地方を去るに臨み、左の如き告別の辭を述べたり。

余は、八年間の執掌後、今日職を辭する事となれり、向後此帝國領内の雄健なる人民が、益々多祥ならむを祈る。余は正當にして各方面に効果ある行政、秩序、貢賦輕減と財政の平均、并に正道に由て擴張せらるべき、政治上の代表權を、此地方に遺し去らんとす。余は、余の在職中、新關係の下に立ちし人民に、靜謐なる經過を得せしめ、好結果を來さしむるに努力せしを信じ、聊か安んじて茲に訣別するものなり。

太守は、聯邦會議に出席すべき帝國所領の代表者として、從來ツァンペルン探出帝國代議士なるアウグスト・シネーガンズを指命せり、氏は人と爲り豪壯、其獨逸に敵意を含めるエルサスの佛國派に反對し、自治黨を組織せるは、第一卷に述べし如し。會て千八百七十一年には、ポルドーに於ける佛國々民議會の代議士なりしに、今や千八百七十九年獨逸聯邦會議の商議員となる、氏の行路亦頗る奇なりと謂ふべし。

帝國領代表
者シネー
ガンズ氏

此處置(前條のアウケスト、シユチ)は新任大守が慰撫寛恕の精神を伺ひ知るに足れり。彼の施政方針は其第一回領地巡視の際、到る處に試みし諸演説によりて、知るを得べし。

彼は十月十三日コルマール市に於て、彼を歓迎せる同市及び附近の著名なる人士、官吏、僧侶及び各團體の代表者に述べて曰はく、獨逸國は、固よりエルサス、ロートリンゲンに幸福を與へんを祈り、此地方が佛國と合併せし頃に享受し居りたる諸種の利益を授るを力むべし。然れども、外國との交渉に關する政策は、余の敢て當る所にして他の容喙を許さずと。十月十七日、彼はメッツに於て來集せる諸官屬の重なる者に語て曰く、余は、衷心より、卿等に敬意を表す。余は精神並に内部生活に至る迄相等き佛國と卿等が相別るゝに至りし事の、如何に悲酸なるかに就き、深く卿等に同情を寄するものなり、然れども、今や、卿等は、獨逸國に歸す、卿等宜しく公然自ら勇み躊躇する所なくして、此國に合體すべし。是れ實にエルサス、ロートリンゲンに

對する卿等の義務なり。吾人は、共同の根底上、此地方の利益及び幸福の爲め、聊か計る所あるべし……余は、親しく、エルサス、ロートリンゲン人士に所懐を訴へんと欲するの情緒、切なり、然れども、此の如き眷思たる、此地方若し他國と氣脈を通ずる如き事あらんには、斷然停止すべしと。千八百七十九年十月二十五日、彼は下エルサス教員聯合會の一委員に謂て曰はく、余は、卿等の來駕及び忠實なる演説に向て謝意を表す、殊に卿等の演説中、教員、土地の有司、及僧侶は、相一致して學校の隆昌を計らざるべからずとの語を悦ぶ。是れ實に正理なり。歴史は、僧門政治(僧門政治)の如何なる不利益を來せしかを教へり、僧門政治下に於ける學校に於ても、同様の不利益を有したりきと。然れども、僧侶及び宗教を、全く學校外に驅逐せんと欲するは、亦等しく不當にして不幸を來たすべきなり。

此州に於ける佛國的抗議派は、太守の此等の演説を以て、一の宣戰布告に等しきものと見做し、十一月一日に於て、地方委員の原撰擧者たる

町村會員に唯、獨立不偏の人士のみを撰舉せよと奨励したり。此派は撰舉場裡に越山派と連合せりと雖も、十一月一日に至れば、二十四の全撰舉區中、僅かに六區に勝利を制せしのみ、加之殊に注意すべきは僅少の日子前、即ち千八百七十八年帝國代議士撰舉の際、大多數を以て彼等の候補者を撰舉したりし、ストラスブルグ地方シニレットスタット及びハーケナウに於ける失敗なりとす。此の如く鞏固又憂ふるに足らざる(太守即帝國政府に採て)州委員會は、十二月十六日に至り、愈々太守の開會する所となれり。幾もなくマントイフェルは、十一月三日(第十五軍團の司令長官に命せられたり、是れ、彼をして、此帝國領地に於ける非常なる政治兵馬の兩權を、其一身に兼ね用ひしめん爲なりとす。委員會に於ては、總員五十八人中、出席者五十三人なりしが、三十七票を以て、自治派なるジャン、シュルムベルグ氏議長に選はれたり。委員の最多數は、太守の味方たるもの、乃ちマントイフェルが會場に於ける演説の末尾に、吾人は、光榮を負ふて堂々集會し、以て困難を除却し、且つ智慮ある

工夫と、正當に事情を承認する事に由りて、過渡時代を短縮するに力むべきなり」と曰ひ了はりしや、皆拍手賛同の意を表せり。

「太守施政の功績」

太守フォン、マントイフェルの前述の如き第一着の演説及び處置は、自ら此地方人民に對する穩和なる慰撫と主要なる國民的果斷と、寬嚴兩ら兼ね備はりし智慮ある政治的手腕の存するを見るに足れども、千八百七十九年より八十五年に至るマントイフェル在職中の治績に對する結局の判斷をして、實際彼に不利なるものあらしめしは遺憾なりと謂ふべし。

太守在職六年間、其帝國領地に於ける施政の効績ありしは、固より蔽ふへからず、即ち先づエルサス、ロートリンゲンに於ける自治政の鞏固擴張を計りて、自治主義を奨励し、以て抗議派及越山派の敵視を制せんを希ひき。帝國領地に於ける州議會たる州(地方)委員會年々の経過は、始終好況なりしと謂ふを得べし。此會議の組織は、前後、其形勢を變ずる少なく、自治派は、實際微弱なから、常に多數を制したり。抗議派は、此

自治制の擴張と州員委員會(州議會)

會議を政治争論、若しくは無効の抗議を試むる機會に利用せし事實に稀れなりき。例へば、太守の提出に原き、首相、聯邦會議、及び帝國會議が、千八百八十一年に於て、一の帝國法律を決定せし時の如く、彼等何等の抗議を試みるなかりき。此法律に由り爾後、州委員會の討議には從來の佛語及び秘密會を廢し、獨逸語を用ひて、公開と爲せり。然れども、佛國派は、之に反し時々此會場にて、無用の抗議を試み、何が故に此會議の委員に、獨逸帝國議會及び州議會の代議士の如く自由の權利を賦與せられざるやを問ひぬ。此の如き不要の言論は、前に報せし如く、此集會の討議中に孤立消滅するゐるのみ。要するに施政上の各提案に對する會議の態度は、年を追ふて着實に此地方の利害に鑑み、政治的感情なく根本より自由の意見を吐露して、充分討議せられ、其多分は可決せられたり。エルサス、ロートリンゲンは、此商議決定、及び重要なる種々の領地法律に負ふ所大なりとす。現に千八百八十年には、實業裁判所設立に關する法律、山林刑法、不動産強迫賣買に關する法律、並に酒税法可決せ

領地法律

られ、千八百八十二年には、凡そ八種の法律案可決せられぬ。州政廳よりの議案は州委員會より、委員會の提議は政廳より、交々之を納れて、互に排斥する事稀れなりき。固より、此の六年間、州議會に於ける本來の獨逸黨に就ては、別に報すべきものあらず。唯自治派が二の重要なる都市、ストラスブルグ及びメッツに於ける撰擧の際、佛國主義の抗議派に反對し、格別なる態度を取りし事あるのみ。獨逸語は須らく州議會内に採用すべきものなるべし、何んとなれば、獨逸帝國議會及びエルサス州議會に於て、佛語を用ゆる抗議派代議士が中央黨より非常に助力せられし代議士シモニス、グエルベル、ウキンテレル氏等に向ひ、帝國議會に於て、巧に獨逸語を操り得たるを以てなり。尤も其他獨逸語を使用する能はざる州委員會の委員は、佛語の朗讀を許されたり。然れども既にマントイフェル就任の際より、特に注意して採り來たりし帝國所領に於ける言語統計は、千八百七十一年以後、原獨逸地方に於ける佛語の勵行除去せられ、獨逸の舊言語再び學校用となり、漸々帝國所領内に

獨逸語

獨逸語流行するに至りしを證明せり。

當時統計表に據れば、既に千八百八十年乃至八十一年に於て、町村總數一千六百九十六、人口一百五十三万一千の中、町村一千二百二十五、人口二百十六萬は獨逸語を用ひ、之に反して町村三百八十五、人口十八万二千は佛語を用ひ、即ち全數に比せば、獨逸語使用者は、百分の七十七半にして、佛語派は僅かに百分の十二なりとす。殘餘は、町村八十六、人口十五万七千即ち百分の十半にして、兩國語混同し、其使用兩者各相半せり。故に獨逸語を使用せる當時の全人口は、百二十七万二千にして、佛語は二十五万九千なりとす、即ち八十と二十との比なり、ロートリンゲンは佛語使用者殊に三百四十一町村の多きに亘るも、上エルサス、下エルサスにて唯四十四あるのみ、佛語を多く用ふる町村はロートリンゲンに於てメッツ市を合せて三十、エルサスに七あり、獨逸を重に用ふる町村は、ロートリンゲンにて十二、エルサスにて三十八なりとす。全く獨逸語のみを使用する町村は、上エルサス

教育上の施設と高等教育會議

に三百二十四、下エルサスに五百三十一、ロートリンゲンに三百七十あり。町村の總數は上エルサスに三百八十四、下エルサスに五百六十、ロートリンゲンに七百五十二なり、ミュールテスの歐洲史記千八百八十年二百十三頁乃至千八百八十一年百八十九頁參照)。獨逸語使用地は、獨逸施政の下に在るを以て年を逐ふて自ら蔓延せり。マントイフェル時代に於ては市町村行政上、公用言語は獨逸語を以てする事とし、メッツ及びデーデンホーフエンと雖、免るゝ能はざりしに由り、千八百八十五年正月一日、殊に獨逸語の自然的流行を促しぬ。又學校に於てもマントイフェルは獨逸語の使用及び獎勵を喜び、現に千八百八十三年六月廿日發布せし高等諸學校々則として、各級各科悉く獨逸語を以て教授する事となれり。然れども最も有名なるは、千八百八十二年四月廿一日勅令に由りて許されたる此地方に於ける高等教育會議オベルシュルラートの設置にして、全獨逸及び獨逸的澳太利の耳目を聳動しぬ。是れ他なし爾後、大臣の職責たりし一般の高等及び初等教育に對する監督指揮

權は、大學、農學校及び實業學校の手に落ちずして、希望通りに組織されたる高等教育會に委託されしを以てなり。爾來當に帝國領地政權の一部が削除せられ、並に肝要なる領内の行政權が、獨逸内の一國に備はれる態度と類似するに至りしのみならず、又太守の布達に由り、此新設の官署に職權運用の餘裕を興へたり、此布達は熱心なる醫術工藝上の意見、現行學校規則の根本的訂正及び變更に由り、青年の身體上、並に精神的健康の問題を解釋するに在るものとす。而してマントイフルが此布告中に記する所は、總て愛國の至情に出でしものにて、之により、國民の兵力及び活氣を鼓舞せんと欲せしなり。今報道せし意見は、千八百八十二年十月、太守が組織せし醫術工藝的大家の委員によりて聽取するを得、且つ帝國領地の諸高等學校に於ける教授時間に標準を定むるを得たり。殊に此委員に由て最廣く影響を興へし重大の規定は次の如し。

「一日中午前午後を論せず職業を休むなかるべし。日曜は各學校

共に課業なし。秋期休業は、八月初旬に始まり、九月中旬に至る。猶太神嘗祭、耶蘇復活祭、耶蘇降誕節には家業を休むべきものとす。避暑休暇も亦た設けられたり。羈束的體操時間の外、游泳、戶外遊戲、遠足、氷上滑走戲、攀登戲、角觥等をも採用しぬ。之を要するに體育は通常一週間に少くも八時間を費すべき事とせり。シユルテス歐洲史記千八百八十二年八十五頁、百八十三頁。

千八百八十二年十月八日、太守は再び此大家委員に書を贈り、高等及び簡易女學校の健康上に關する請求に就き、彼等の意見を叩きぬ。太守の書中誠に服膺すべき金言あり。

彼曰はく、職人社會は其子女を簡易の學校に入らしむに止まり、同學校に於ける弊害等を追究するの精神及び間暇を有せず。此の故に國家は、小兒に對して、學校の束縛を加へ、登校の結果に就ては責任を以て稱讚すべき方法を擔任するなり。幼年男女の大多數は實に此簡易學校に充滿し、其體格の發生と共に其の時間の過半は、受學に

費さるゝものとす。此故に此種の學校に於ける衛生上、有害の處置を默許するは、總て、人民大多數の願ふ所となり、寧ろ尙有害なる結果を來すあるをも顧みずして生徒の減少と在學年限の短縮とを欲するの狀なり。然れども國民生存上の根本條件たる軍人的強壯の幸福は、平和的諸事業上、殊に國民の任すべき諸問題上の強壯と並行すべきものなり。且つ國民の健康と氣力とは、生活の爲め致々營々たる社會各層の健康と氣力とに存するを知らずやと、(シュールテス歐洲史記一百九十頁)。

兵役義務と
徴兵

千八百七十一年、セーレンより、ゾープに向ひたる冬期進軍に由り、普佛戰史上不朽の光輝を加へたる有名なる大將が、今や帝國領地の太守として領内子弟の徴兵并に軍人的強壯に非常なる注意を加へしは、更に怪しむべきにあらざるなり。

去就問題

き豫定よりも、尙多數なる合格者を得たり、即ち四千四百六十一人の豫定なりしに、四千七百二十九人ありたり。加ふるに領地出身の豫備將校は、其郷地に於て成るべく多數の聯隊を見んと欲しぬ。然れども此領地の徴兵適齡者を全く獨逸軍隊に徴集せん事は、マントイフェルが領内を安堵せしむると共に、又彼が當時企てし去就選擇問題を有効に裁決する目的上、第一着の事に屬せり。此目的あるを以て千八百八十年十一月二十五日、ストラスブルグに委員を設け、自身或は代人によりて、佛國に歸せんとし、或は獨逸國籍に歸せんと欲しなから、千八百七十三年二月二十八日まで去就を曰ふなくして、エルサス、ロートリンゲンを立ち退きし人々の證書を檢查せしめぬ。此種の要求は去就の宣言及び移住の時期に關せる證書を添へ、委員長たる國務次官フォン、カール氏に提出する事とせり。是に由りて獨逸に歸するを希へるエルサス、ロートリンゲンの人民は、再び其獨逸的郷土に歸るを得しも、之に反して、エルサス、ロートリンゲンの從屬を不正なりとし、且つ非獨逸從

屬を煽動し、以て其地方をして従來の儘繼續せしむる目的の口實とせる多くの佛國派は、ストラスブルグに於ける去就審査委員の意見に由り、斷然エルサス、ロートリンゲンの國籍外に置かれ、追放の厄に遭ひぬ。此等の人名は公示せられしか、千八百八十三年十月二十三日の目錄に據れば、此等は、四百八十一人を下らざりき。マントイフェル氏が徵兵検査上に向けし注意の周到なる、遂に千八百八十二年十月を以て、エルサス、ロートリンゲンの徵兵適齡者か、詐手段に由り、兵役義務を脱し居れる甚たしきを觀破するに至れり。即ちエルサスのミューールハウゼンに於て計らするも、同地の所轄官衙か三千乃至六千マルクの賠償金を以て實業に従事せる此領地の壯丁を、古獨逸國の兵法義務より脱し去らしめたる猾手段露顯せり。此手段たる、官衙先づ賠償金を收るや、即ち徵兵適齡證書を羸弱、兵役に堪ふる能はざるものに誤付して知らざる觀をなし、同人をして適齡者の名を冒し、徵兵検査を受けしむるに在り。此事件の糾問は遂に其主謀者を逮捕する能はざりき、是れ彼等既

兵役義務避
畏と處分

農業上の注
意

に外國に逃走せしを以てなり。但し之に關せる義務忘却の醫官は、此惡むべき官衙と氣脈を通し、合格すべき壯丁を不實にも不合格と判定せし件を以て禁錮せられたり。千八百八十二年十二月四日に至り、終結せし豫審に據れば、此奸誘なる所業は、尙獨逸諸方に蔓延せしもの、如し。此くて逮捕されし連累者は、皆重罪に處せられたり。爾後此の如き不正なる詐欺を防ぐ爲め、徵兵適齡者は必ず其故郷に於て檢閲を経べき事となしぬ。

此領地に於けるマントイフェル氏の政治時代中、終りに臨み尙稱讚すべきものは、特に農業の利益を保護せし事なりとす。此保護は重に老練なる審査委員の任命に由りて、企てられ、此等の委員をして帝國領地の農業が蒙れる困難を確認し、之が驅除策を講究せしむるに在りき。太守は委員の調査せし理由に原き、千八百八十五年正月十二日左の如き農業上改良の主意を述べられたり。

農業信用上の充分なる改良は、土地目錄及抵當權の改良并に土地信

用法の設置に由るの外なし。尙ほ死去及び讓渡(生存者の約定を以て土地所有の變更する事に於ける高價なる手数料の輕減、并にブランダール酒類の制限に就き、地租立法權の變更を希へり。又農業管理の改良、殊に野路網の展開及び水利の規定等に就きて、少からず注意せんとす。

此改良策の實行は、領地に於ける立法權の權内に横はれるを以て、太守マントイフェルの下に、千八百八十五年四月二十九日、閉會されし州委員會の最終日に於て、此方案の商議あり、多少其成效を見たり。但し政廳は、土地目録法律を撤回せざるを得ず、何となれば此點に於て、佛蘭西—來因法(民法)の有効範圍内に、紛亂せる法律上の關係を解釋するは、政廳の提案案を採用するよりも難事なればなり。

然れどもマントイフェル時代に於ける這般の經過と效果とは、太守管下の地方をして感銘せしむる幸福を壓倒せし缺點及び弱點と並び立てるの觀あり。マントイフェル施政の大缺點は、彼の就任以來孜々と

「太守施政の缺點と弱點」

名流と越山派に對する寛假

して、エルサス、ロートリンゲン人民が、獨逸帝國に歸服し又二心なからしめんに盡力し、此領内の慰撫を計りしも、殊に佛國派に對して雅懷曠量の念を致すに過分なるものありし事なり。太守が帝國領地に於ける、名士及び越山の僧侶に對し、友誼穩便の策を採りし故、漸々佛國派及越山派の無禮隱謀に對しても、寛容禮讓に失し、所謂宋襄の仁に陥るの緒となりぬ(假りに名士或は貴族、名流と譯す、即ち、ノータベルにして、佛國革命前代議制度組織委員として佛王の特撰されし貴顯を謂ひしに原くもの也)。太守の此意見は、智慮ある幕僚と雖も、敢て異議を挾むなく、新紙又忠言を試みず、惡果生するなしと思惟せられたり。太守是に於てか千八百八十年七月九日を以て、斷然有爲の國務大臣たるヘルツォグを罷免し、政廳大臣ホフマンをして之れに代らしむ。彼は忠實なる獨逸官吏が、一般劣等人民に對すると等しく、直轄地内の佛國名士に對し、斷然獨逸州法律を施行せしを、却て無法にも叱責したり。殊に其最人心を激せしめたる一事件は、千八百八十三年十二月三日に於ける

帝國裁判所の審理を以て、世間に熟知せられ、獨逸國の恐慌を來すに至り。初めエルサス、ロートリンゲンの山林區長オムルツォエムマングなる者、狩獵刑法を確定せんと欲して、幾多の名士の憤怒を招けり。彼は先づ之れに關する刑法を提出せしも、太守政廳より却下されぬ、然れども、彼之に服せざりしを以て、服務規程により處分せられたり。ツッペルンの地方裁判所も亦彼山林區長の請求により審理中なりし犯人を放免せしに、帝國裁判所は、此判決を破毀し、ストラスブルグの地方裁判所に移して審理せしめぬ。當時帝國の瀛車旅行を試みし人は、皆前者類似の經驗を爲したり。即ち瀛車中にて領地に於ける佛國の多言なる名士及び其夫人は、其習慣として相互に或は同乗者に向ひ、否或は其率ゆる犬及び他畜類を相手に、見苦しくも舞踏的に足を踏み鳴らし、喋々喃々止むなきや、古獨逸的鐵道管理上、往々此等の旅客を躊躇せず、處罰するに至れり。然れども、マントイフェルの命令の下に、鐵道關係者、即ち支配人より驛長に至る迄、此の如き佛人の行爲に就き、獨逸旅客の正當なる愁訴に、何等

の便宜を與ふる事なかりき。獨逸一般の新紙上には、既に千八百八十年の頃に當り、太守が、彼等名士の傳習的饒舌の惡風に對し、法律及規則を以て、制裁せざる事は、實に忌むべき結果を生すべしと論斷せり。是れ他なし、太守の此の如き、柔軟なる態度は、獨逸官吏の忠實無我なる任務に抵抗する佛人をして益々不法強情の風を増長せしむるものなるを以てなり。隨て獨逸官衙の尊嚴は、帝國領地に於ける一般人民に汚瀆せらるゝに至るべし、然も尙名士の佛國的精神は除去するを得ざるのみならず、却て彼等が佛國的倨傲の念を激甚ならしむるものあり。然れども、太守は領地に於ける五年間の在職中、始終此の如き態度を以て事に當りしに拘らず、其辭職の曉に至れば、何等の感し得たるものあらず、何となれば、千八百八十五年一月十五日、地方委員會に於ける彼の最後の演説に、其前任者モエレル氏、并に自家の最後の國務次官たりしヘルツォグ氏の法律的施政方針を冷笑せしを以てなり、彼等の方針たる固よりエルサス、ロートリ

ンゲンをして、帝國と融和せしむるに在るも、獨逸の國家的並に法理的秩序は、其運用上、總て公平無我毫も、何人に向ても假借する所なきものとす。マントイフェル氏は其公然の演說中、此方針を評して、兵士の理會はエルサス、ロートリンゲンを掠奪地と同一視するなるべしと曰へり。彼又曰はく、余は此兵士の理會に反對するを誓へりと、彼の政策とせし所は、創痍を癒やし、感情を和らけ、人民に宗教を保存せしむる爲め、此地方に於て、精神的并に物質的利益を奨励する處置に由り、過渡時代を容易に經過せしむるに在りたり。彼は此政策を固守し、其屢々惡口に逢ひ、或は、老朽柔軟なりと非難されしも毫も改るなかりき。

マントイフェル氏の所謂、人民に宗教を保存せしむるとは、彼が施政の劈頭、即ち千八百八十年三月ストラスブルグの僧正に、チルスハイムの兒童教育所の再興を報知し、且つ僧正の推舉せし一耶蘇會徒を同所長として採用せし際に、其意の在る所を知るを得たり。此の如き太守の態度は、是に先づ數日、ストラスブルグ高等學校に於ける國法及び寺

チルスハイム
兒童教育
所

院法擔任の教授、ラバンドが、國家より閉鎖されし舊教の學校に對する法理上の意見を交附する爲め、帝國領地政廳より招致せられ、且國家が當時の立法上、其監督内なる廢止されし學校を閉鎖するの權利及び義務あるを證明せしよりも、尙甚き驚駭を來しぬ。殊に數日前、國務次官ヘルツォグ氏は、公然州委員會に於て、政廳が此問題に就き、法律の根底上に立ち、其實行に對して責任を負へる事を宣言したり。ヘルツォグの謂へる法律は千八百七十三年二月十二日より太守をも束縛せしものにして、小兒の學校即ち將來の神學を脩むるに必要な豫備學校が、國家權力の監督及び運用に依頼する、猶帝國領地の高等并に初等教育法に於けるが如し。佛國人にして、佛國從屬を希ひ、前陳の法律を忌めるメッツの僧正ツボンデローシュは中心不平ながら、該法律の命令に服従し、是に由てメッツの兒童教育所を便宜に管理したり。然れども上エルサス出身にして、マインツの爭論的學舎に教養されしストラスブルグの僧正レンスは、チルスハイム(上エルサス)及びストラスブルグに於ける彼か

干繋せる學舎に對し、一切國家の監督を謝絶しぬ。是を以て既に第一卷に述へし如く、此兩學舎は、千八百七十四年以後閉鎖せられたり。今や、太守マントイフェル氏は、國家監督の承認保證を促すなくして、再びチルスハイムの學舎を開くべきを命ぜり、是れ蓋し該學舎附屬の廣大なる地面は、一般寺領の需要を充たすに足るものあればなり。ストラスブルグの學舎が、太守マントイフェル氏の下に、尙閉鎖されし事は、強情なる僧正の悲む所に非るのみならず、却て重要な運動を試みるに足る一教長として自ら恃む所ありたり。此ストラスブルグ僧正が千八百八十年三月二十四日に認めし牧師的書面の如き、太守閣下の寛大公平の念慮を、且つ喜び且つ笑ひ、彼の太守がチルスハイムの學舎を再興せし事に就き、自家計策の幾微を泄らして實に左の如く曰へり、此處置は、吾人牧師の職務上、須からく抗論すべしと期したる彼の法律が、未だ抗論に及ばずして、彼れ先づ自から消滅に歸するならんを保證するものなり。吾人は我職分にして且つ自ら配慮すべき我少年の指揮、教育、並に養成

寛假政策の結果

を早晚復た擔當するに至るべし。僧正は此書面に由り、領地大部分の教育に獨逸語を用ふべき事に唯一なる承諾を與へたり。此の如き太守マントイフェル氏の佛人に親善にして且つ越山的なる政策は、自ら其結果の生ぜざる理あらんや。領地の州委員會に於て、非獨逸兼越山的なる教授ウキンテレルか、同會員の無氣力なる爲め、勢力を振ひしも、元是れ彼が太守腹心の徒として、其の意見を遊奉するに因れるのみ。爾來佛人派及び越山派の法律並に有司に對する侮慢反抗は、愈甚しく、内外に於ける佛國親善派、帝國領地を挑發せん爲め歸來せし佛國所管希望派、並に此地方に配布せられたる巴里城畔の諸新紙に由て、此地方人民を煽動するの狀、益々大膽なるに至れり。其最厚顔無耻の所業は、千八百八十二年十二月十八日、後選舉により、メッソの獸醫アントアンが帝國代議士に當撰せし命令なりとす。此の如き寛假の惡弊として、佛國陸軍省の探偵部長及び佛國境上の官吏に、獨逸有司が盪惑せらるゝに至り、遂にマントイフェル氏の後任者時代に於て獨逸

官吏并に帝國市民が、マントイフェルの愛撫せし領地に於ける幾多佛國親善の名士に加擔し、獨逸官吏并に帝國市民が獨逸帝國に對する不軌の誘導或は陰謀の準備を爲すの醜態を現出したり。然れども、マントイフェルと雖も、漸々佛人の亡狀を認むるに及べば、又何んぞ其獨逸的感情及び良心を激昂せざるを得んや。即ち千八百八十一年三月十五日を以て、彼は佛人の火災生命保險會社が、領地内に營業を繼續するを禁せり、是れ他なし、同會社に使用せる無數の手代千八百人乃二千人の佛人、若くは佛人の親友は、皆帝國領地の帝國從屬に抗抵する不軌の主謀者なりしを以てなり。此強硬手段に對する應戰は、千八百八十一年七月、即ち既に切通し來れる十月の帝國代議士選舉の準備運動着手の際に企てられたり。千八百七十九年以來、獨逸太守の親友として、彼が管内を巡視するや、常に歡呼讚辭を以て送迎せし抗議派(即ち佛國派)及び越山派は、是に於てか、俄然一變、獨逸國并に獨逸風を攻撃する事となり、其氣焰の猛烈なる、遂に自治派を運動場裡より驅逐するに至りぬ。太

守は此窮狀を見るや、執柄者の職權を以て、千八百八十一年九月十二日抗議派の機關新聞プロテスタント、エルサスの發行を停止せり、然れども遂に何等の効を奏せず、千八百八十一年十月二十七日に於ける代議士選舉は、此領地の全十五區を通じて悉く越山派及び抗議派の勝利に歸したり。此兩派の候補者は總數十四万七千に上りしも、爾餘の諸黨は僅に九千票を得しのみ。

爾後、尙ほ、太守は強硬手段を以て帝國領地に於ける佛人の陰謀を防禦するに怠らざりき。メッツ選出帝國代議士アントアンは、實に一陰謀を企てたり、即ち千八百八十三年八月八日、メッツに於て、新に佛國主義の佛語新聞を發刊するに際し、其所見を述べて曰はく、指を屈すれば、掠奪後、既に十三の星霜を経たり、感情的政策は其時期を終はれり、今や還附を強請すべき腕力的政策の秋となりぬと。マントイフェル氏は此宣言を見、其職權に由て、斷然該新聞の發刊を禁じたり。アントアン乃ち無耻なる紙面を贈て、太守に其權利を争ひぬ、太守は、何等の注意を與ふる

佛國派の陰謀に對する強硬手段及び其結果

なくして、悉く其書面を管内の御用新聞に公にせり。然るに、八月二十
二日に至り、俄然アントアンの家宅搜索あり、無数の書類差押へられ、彼
は遂に國事犯罪者として逮捕せられたり。惜哉、證據不充分の爲め、ア
ントアンは、十月二十八日に於ける帝國裁判所の判決に由り放免せら
るゝに至りぬ。然れども彼か入獄中、マントイフェル氏は、八月廿日を以
てメツツに於ける陰謀的佛人の一群、即ち文學及び貿易團(Cercle littéraire
et du Commerce)と稱し、絶對的に佛語を弄する本來佛人の團體を、理由
を示さずして解散せしめたり。千八百八十三年九月十五日に至り、太
守は、既に報道したる如く、一の命令を發せり、即ち千八百八十四年正月
一日より、メツツ及びビデーデンホーフェンの人民一般、同所の裁判所裁判
官と等しく、官用及び商用語として、獨逸語を用ゆべしと命じぬ。爾後
十月十二日、太守は、佛人の發行に係る九新聞を停止し、自餘の十二新聞
をも、佛蘭西共和國レプブリックフランセを始め、悉く警察監督の下に置きたり、然れども所謂
「名流」は尙依然として禁止されし新聞を發兌し、之を郵筒に封して發送

施政の概評

し、又旅館、若くは其他、公衆の會場に流布せしめたり。千八百八十四年
六月十九日に至り、二三の社會民權黨員追放せられ、同年十一月二十三
日、越山派の三新聞、發行停止の厄に遭ひぬ。

若し夫れ太守の諸施設をして悉く前條の強硬なる態度と軌を一に
せしめんか、必ず其効果の顯著なるものありしならむ。惜哉、策茲に出
でず、妄りに寛假優遇を力め、偶、獨逸官吏にして、之を排し、勇斷を試みる
あるも、却て其體面を損する者として、譴責を蒙るの狀なるを以て、前陳
の強硬なる態度は、マントイフェル時代に於ける稀有の珍事たるのみ。
是れ寧ろ彼等不平頑強の徒を利するに餘ありと謂ふべし。是を以て、
千八百八十四年三月に於ける州委員會々員の改選には、抗議派の議員、
泄なく當選しぬ。又同年十月、即ちマントイフェル在職中の最後なる帝
國代議士改選の際も、帝國領地のみ舊の如く再び帝國議會に、獨逸國の
反對者を出したり。之を要するに、マントイフェル氏在職六年間の結果
たる、彼れが千八百七十九年十月、始て職を奉し帝國領地に來り臨みし

當時の情態よりも尙不利なるの觀ありと云ふべし。彼の太守在職第一年間は、ストラスブルグの煙草製造所に由て殊に悲むべき紛擾に接せり。元來、同製造所は、エルサスの森林と共に、エルサス、ロートリンゲン地方の重要なる財産たる者なり。之を管理するものは、州委員會と政廳なり、其収入と費用とは共に、エルサス、ロートリンゲンの州財政に編入せらるゝものとす。千八百八十年、帝國領地政廳の要求に由り、州委員會は更に此事業の擴張費として、ストラスブルグの製造所に五十萬馬克の支出を可決し、同製造所は是より諸處に其分社を設け、獨逸全國に於ける販買取次所の配置恰も網羅の如く、加るに全國到る處一私人に及ぶまで詳細目錄を寄送せらるゝの狀を呈せしや、獨逸全國、就中、獨逸煙草製造者并に販賣者の注意を惹起したり。是れ明かに帝權の下に營業せる此製造所か率先して、當時比公の主張したる煙草專賣權を占取せんと欲する者なればなり。干繋ある營業社會及び同業者并に獨逸商業會議所は、皆此の如き國立製造所の異常

なる營業上の處置に對し、痛切なる抗議を試みたり。然れども、獨逸私立營業を驅除撲滅すべき過甚なる奮勵は、既に千八百八十二年に於て帝國製造所自身に悲むべき結果を與へぬ。何んとなれば、バーデン地方に設けられたる時として、五百の職工を使用せし四箇の製造分社は廢除されしを以てなり。是より先き小賣營業者との契約は、同營業者の建議に原さ、裁判々決に由りて解釋せられたり、是れ製造所の惡品か購買者を得ざりしに由れり。製造所は爲めに購買せられざる煙草を以て、其場合に堆積せられ、尙數百萬馬克の負債をも生じたり。此の如き危險に陥りしに由り、領地政廳は之が調査を命じぬ。此の動搖せる際に當りても、尙帝國製造所の處置は、恰も懲罰的の觀ある、少くとも保護法排斥の態度に反對するに在りき。遂に、千八百八十二年八月に至り、帝國製造所は、書面を發し、獨逸商人に布告するに、同所製造品即ちストラスブルグ製造の煙草は、同所の標札を附せず、或は他製造所の標札を附すべきを以てせり。從來皇帝の禁止したりし此の如き不正なる

處置は、假令同製造所に帝國の名目を冠すと雖も、獨逸全國新紙の指彈叱責を免かるゝ能はざりき(シールテス歐洲史記千八百八十年、二百七頁、千八百八十二年、四百四十二頁、百五十四頁、百九十五頁、二百三十九頁、二百四十八頁)。

而れどもストラスブルグ地方裁判所に於て尙驚くべき事件曝露したり。即ち、ストラスブルグ煙草製造所の前會計主任は、曩きに國庫金私消の嫌疑を以て、滿一年間未決監に拘留せられしが、千八百八十二年九月二十一日に至り放免せられぬ。法庭の間ひし所、實際は此被告にあらざして、州務次官フォン・マイル并ひに同製造所長ロールレルの指揮に由り、編成されし新出納簿なりとす。一證人の陳述に由れば、管理者(マントイフル、ロールレル)の時代に至り、商賈的帳簿は、放擲せられ、代るに政治的帳簿を以てせり。種々なる事實の引證により、老巧の人士は、此帳簿こそ、秩序紊亂の非難に値ひするものなれと判断しぬ。元來此帳簿は、獨逸帝國議會及び獨逸人民に向て獨逸煙草專賣特許の國家に利益

なるを説明すべきものなり。今や政府提出の決算に對し、種々の攻撃生しぬ。州務次官フォン・マイル氏は、帝國議會に出で、ストラスブルグ製造場の事件を簡短に引證し、此の攻撃を防禦せんと試みたり。帝國議會の委員會が帳簿の公示を求めたりしに、彼は黨派的反對を調和し、營業の利益のみを辯護せんと欲しぬ。想ふに比公は彼の這般の大計畫を、最悪しく代表せられたるものと謂ふべきなり。

此事件は、遂に一時ストラスブルグの製造所長ロールレルの職を罷めしむるに至り、續て、千八百八十二年十月領地政廳は、同製造所の諸記録、會計簿を檢閲し、且つ同年十月一日の現狀に由て、調製したる財産目錄を採用すべきを命じたり。尙此檢閲沙汰の發表せられざりし前に、所長ロールレルは、愈々十二月十五日を以て、其職務を免せられ、煙草製造人ランゲル、代て之れに任じ、且つ再び佛蘭西派の製造并に販賣法を用る事となれり。爾後千八百八十二年十二月二十七日に至り、千八百八十三年及び八十四年度に於ける、ストラスブルグ製造所の豫算報告あり

しに、前年度(即ち千八百八十二年及八十三年)に比し、凡そ三百〇七万二千馬克の減額を呈しぬ。即ち煙草製造所の収益は、凡そ三百〇七万八千馬克の減額にして、營業費に於ても、千八百八十三年乃至八十四年度に於て、二百八十五万四千二百馬克を低減せられたり、此低減額の内譯は、賃金并に營業費に於て、其三分の二を減するものとす。此の如き不景氣なる狀況あるに拘はらず、州委員會は、千八百八十三年四月二十六日を以て、業務の擴張を議決せり。是より同製造所は再び確實なる進路を失ふに至りぬ。前製造所長ロルレル氏が、千八百八十三年十一月十三日に爲せる宣言は、實に寸毫も疑點を容るべきにあらじ、彼は曰はく、余は製造所の全然無謀なる擴張、並に箇人的自由競争の撲滅に對して、何等の責を負ふなし、又此が責任者は、絶對的に州務次官フォン、マイル氏にして、氏自身は尙彼が如き處置を以て首相の煙草專賣特許計畫に的中するものと思惟せり。

大守フォン、マントイフェル將軍は、千八百八十五年六月十七日を以て、カ

マントイフェル將軍の
逝去、
ホーヘンロー
ト公太守
と爲る

ル、スバードに於て遠逝せり。同年十月十日に至り、巴里駐在獨逸大使ホーヘンロー、ヘシルツングスフェルスト公は、物故せし大將の後を襲き、エルサス、ロートリンゲンの太守に任命せられたり。「コエルン新聞」は此任命を以て帝國領地に於ける從來の施政方針に實際的變更を徵證するものなりと公言しぬ。

マントイフェル氏は萬事獨斷を以て處理し、重要なる問題と雖も渾て自己の判斷に一任し、敢て他を憚らず、隨て往々比公の精神と全く矛盾する事ありき。之に反して、ホーヘンロー公は、多年此大政治家と提携して始終渝らず、事毎に其意見を信ずるの人なるに由り、此くはストラスブルグの大守職を承諾し、此に居て愈々首相と協力し行ふ事となれり。想ふに向後の領地政廳は過ぎし六年間の狀況に於けるよりも、多量の利益を管内一般に來たすなるべし、何となれば帝國政策の大方針並に史的傳來の普魯西獨逸的處置と軌を一にし行ふべければなり。

新太守の施
政方針（日
耳曼化する
事）

這般の判断は、其内容と理會とを、比公の幕僚間に胚胎し來りしものなるに由り、固より大方の信憑する所となれり。果然エルサス、ロートリンゲンは、ホーヘンローへの在職中、長足、而も確乎たる進歩を以て日耳曼化するに至りぬ。今吾人は此喜ぶべき發達の大要を考察すべし。千八百八十五年一月五日、ホーヘンローへ公は、熱心なる歡迎裡中に、ストラスブルグに入れり。翌千八百八十六年一月十八日を以て、第一次の州委員會を開きぬ。彼が讚美すべき精密なる注意を以て、諸法律案——預金取扱の新規定、農業信用手形所有權、抵當權、並に土地臺帳の改良、土地所有の移動手續費の削減——を提出し、是に由て管内の最重なる要求を充たさんと欲せし開會の演説は、率直にして意味深重、彼の熟語麗句を交へたるマントイェル氏の演説と全く趣を異にせり。公は最後に臨み、政廳と州代表者と同心協力、以て管内の隆盛を來たさん并希望する旨を述べ、其演説を結了しぬ。

此の如き從容逼らざる確固沈着の態度は、太守ホーヘンローへの純

行政事務の
變更（千八
百八十七年）

白無二なる目的に原ける政策に終始一貫したり。ホーヘンローへ公は是に由て比公と完全なる和協を保持し、且つ領地に於ける大小一切の事件、皆自家の胸中より處理せんを希ひぬ。是を以て太守は前任者が諸事を（政廳の）州務大臣に委ねしに比し、自ら事務に當る多し。ホーヘンローへ公は、嘗に自家が直接關與すべき幾多の事務を擔任するに止らず、尙其指揮に出るものをも一々鞅掌せんと欲せり。是れ自ら州務大臣の獨立的感情と兩立する能はざるもの、是に於てか政廳の大臣（即ち州務大臣）ホフマン氏は、千八百八十七年三月中旬、其辭職を請ひぬ。今や領地は其運命の吉凶を決する分岐點上に臨めり。此時に當り、ブーランゼーガ、狂暴にも戰端破裂を主張せしを以て、戰爭熱勃興し、危機一發の感ありたり。マントイフェル時代の悲むべき惡果は、今や明白に彼の狎親せし、名士イグナツの國事犯的陰謀、並に千八百八十七年帝國代議士選舉の不幸なる失敗となりて、現出しぬ。請ふ吾人をして此兩事に就き論述する所あらしめよ。大臣フオン・ボッチヘル氏を

始めとし、伯林の有力社會に於ける輿論は、帝國領地に於ける從來の憲法上の状態を以て一般に危険にして且つ落膽すべきものとせり。領地の獨立的施政にして一々居常獨逸帝國の政策のみに注目せる管内の輿論を直接に酌量するは、危険に非ずして何ぞ。マンイェルの經營後、州委員會の經過に由てト知すべき如く、帝國領地一般が全く獨立の觀あるは、此等有力社會の落膽を來さざるを得ざるなり。是を以て此等政治家は、千八百八十七年三月に至り、維廉皇帝に奏するに、千八百七十九年以前に此領地に目撃したりし情況の回復を以てせり、是れ即ち總督及び伯林なる内閣より領地に於ける諸事件の指揮を再現し、並に州委員會を廢止する事とす。何となれば領地の自治制に彼が如き讓與を以て顧るなくんば、此地方を日耳曼化する事、却て往時よりも難事なればなり。然れども、ホーヘンローへ公は、斷然此意見に反對し、遂に其所見を以て皇帝を説破しぬ、尤も例の如く比公の扶助なきに非ざりき。太守職、州委員會、並に帝國領地の自治自辨は、依然舊の如し。然

れども、ホーヘンローへ公の建議に由り、太守たる者親しく施政並に管理の局に當るべきを以て、別に州務大臣を要せざるや之を廢止する事となるべし。但し州務次官一同依然其職に在るべきなり、彼等は事務に老練なるもの、加ふるに公の直接指揮の下に、其無二の信任を受け、一意協賛以て、能く難事の處理に堪へ、領地の將來をして安全幸福ならしむるものなりとす。既に千八百八十七年四月二日、ホーヘンローへ公は、彼の「コエルン新聞」の得意なる株主連がストラスブルグに起せし、獨逸主義の新紙なる「ストラスブルグ郵報」紙上に、感すべき公明心を以て前陳の處置を發表しぬ。此局面一變の結果として、四月の初旬は重要なる官吏の更迭あり。州務大臣ホフマン氏は、罷めて伯林に歸り、マンイェル時代の州務次官フォンマイル氏及びヒレッデルホーゼ氏は閑散の位置に退き、コエニヒスベルグ選出の參事院議員スツット氏及ストラウット氏市長となれり。

此政策の國民的勢力は、ホーヘンローへ施政の第一年に於て既に好結果を呈したり。即ち千八百八十六年七月十二日に於ける市町村會員の撰擧は大に我に利益を與へぬ。ストラスブルグに於て九名の移住獨逸人、メッツと雖十三名の獨逸人を第一撰擧に得、其後撰擧にて尙メツより六名の古獨逸人を擧たり、其他同地に於ては十三名の温和なる内國人を得、抗議派は一人も撰ばれざりき。此く千八百八十六年の撰擧に由り、ストラスブルグ市は屢きに有力なりし抗議派の主義を顧るの要なかりしを以て、其市政は爾後從來の監督的處置を廢し、獨逸本來の自治を布くに至りぬ。而して從來同市政の獨逸監督官たりしバック氏は、市民一般の信任厚かりしに由り、今や新たに其市長に撰はれたり。既に報したるが如く、彼は千八百八十七年四月初旬を以て更らに州務次官をも兼務せり。而れども、九月の初めに至り、ストラスブルグ市會の懇請止まざりしに由り、遂に州務次官の職を辭し、専らエルサスに於ける首府の市政に従事する事となりぬ。千八百八十七年二月帝國代

帝國代議士
選舉に關す

る訓示と結
果

議士選舉前に當り、太守ホーヘンローへ公が與へたる選舉上の訓示は、特に注意すべき事件なりとす。太守は此訓示を州新聞并に布達として全市町村に公にしたり。即ち左の如し。

余は此地方の誠實なる朋友として、忠言を卿等に寄せざるを得ず。卿等の知れる如く、帝國議會は其多數が政府の向ふ七年間に於ける軍備擴張計畫を否決せしを以て、解散せられたり。抑々政府の此の如き請求を爲せし所以は、佛國の主戰論者か、其獨逸の戰鬥力よりも優勢なるを信するに至る曉は、戰爭の危難、既に獨逸帝國に壓し來るものなるを看破せしに由るなり。卿等エルサス、ロートリンゲンか再び槍雲彈雨の巷となるを欲するか。當選舉は、平和維持の事業を助成するの一好機なり……卿等にして、若し抗議派の代議士を帝國議會に出さんか、不安の情態も、貿易交通に有害なる浮説の紛々出現するあるも、平和の益と擾亂されんとするも、是皆卿等の責として、卿等自ら之を負ふべきなり……卿等希くは卿等の祖國なる、エ

ルサス、ロートリンゲンを思ひ、此古獨逸地方と獨逸帝國との再聯合は避くべからざる宿縁にして、獨逸帝國の存在と共に無窮に傳り行くものなるを知れ、又此處決すべき秋に際しては、卿等唯良心、智識及び故土、家族、財産を愛するの念が、卿等に忠告する所のみを聽け。千八百八十七年二月廿一日、帝國領地に於ける選舉の結果は、人民の多數が、尙此感情的勸告に耳を傾けざりしを證せり。何となれば、エルサス、ロートリンゲンが、伯林に七人組の反對派代議士を出せしを以てなり。彼の州委員會に於て、前代議士に對し、斷然帝國との結合を唱導せしエルサス唯一の代議士、ツォルン、フォン、ブラハ男も落選したりき、帝國に忠實なる候補者、辯護士ペトリ博士は、ストラスブルグに於て緊要なる少數を得しと雖も、メッツ市のみによつて、既に其反對なる佛國派に多數を制せられたり。之を要するに、大局上、此選舉に於て、マントイフ、エル時代の不祥なる退歩露出せり。當時佛人及佛國派の煽動教唆に充分の餘裕あるや、人民一般、最早獨逸管轄の永存を信する能はざりき。

選舉後の施設

煽動者、特に揚言して曰く、ブーランゼー將軍より巧に計畫せられたる戰爭に於て、佛人の勝利を制するは疑なし、此際に及ばば、帝國領地の獨逸派は、泄れなく重辟に處せらるべしと。然れども二三週以内、三月十一日に、獨逸新合同帝國議會カールスライヒスが、彼の七人組を容れし以後、此の如き煽動強迫は、烏有に歸したり、即ち帝國領地の抗議派組七人は、議會に於て社會民權派七員、中央黨の一員、ウエルプ派の一員、丁抹派の一員、獨逸自由思想派の二十五員、即ち二百二十三に對する四十八の憐むべき少數を網羅し、不名譽なる團體を組織しぬ。此千八百八十七年の三月十一日は、領地に於ける多數の選舉者が、如何に二月十一日に愚昧なる投票を行ひしかを自覺せし日なりしなるべし。然れども、ホーヘンローヘ公は此の如き好氣運なるに關せず、中心尙安すんせざるなり。乃ち千八百八十七年六月十八日、自ら奮て、彼の千八百七十年七月二十日發布せる市町村長は、市町村會より選はれ、任期五年なりとのエルサス法律を、帝國法律に原き、廢除したり。是れより、政廳は、漸々、市町村長を任命し、且

の其俸給は市町村に負擔せしむるの權利を占取するに至りぬ、之と日
を同ふして、帝國議會は帝國領地に於ける州委員會の權利を制限し、帝
國法律か、エルサス、ロートリンゲンに於て、州法律として、適用さるゝ場
合には、之を變化する事を議決せり。爾後、同年六月を以て、太守は、令を
發し、告示及び布達は、總て獨逸語を用ふべく、佛語通用地方の裁判所は、
千八百八十八年正月一日以後、審理、宣告、共に獨逸語に限り、裁判施行者
の辯論、書面、亦同様なりとし、尙ほ、公證人も、千八百八十九年正月一日よ
り其處理、公證、皆獨逸語を用ゆべしと命せり。

此の如き立法上の施設と相伴ひしものは、佛人の陰謀を有効に抑制
防禦せし件なりとす。既に帝國代議士選舉以前、即ち千八百八十七年
二月の中旬、ミューールハウゼン、マース、ミンヌステル、及びストラスブル
グに於て、家宅搜索行はれ、幾多の人士は、佛人の愛國團フロンテニクセンパトリオットツルレド及び其
黨與に關係せるの故を以て禁錮せられたり。四月一日に至り、在メッ
ッの帝國代議士アントアンは、太守の命令に由り、帝國領地より放逐せ

千八百八十
七年の處罰
と佛國派の
敵對運動

られぬ、彼乃ち巴里に移住せり。メッツに於ける佛人愛國團の四代議
士も亦六月中旬を以て、同様の厄に遭ひぬ。六月下旬、是れより先き、ザ
ールゲミュンドの市長、並に實業家たるジョーネは、其非獨逸主義を以
て、始終運動し、我に不利なる勢力を弄びたりしに拘らず、マントイフェ
ル舉て參事院の議員と爲したりしが、是に至て其職を奪はる。同時に
非獨逸主義なる種々の會社及び團體、解散せられ、現に七月下旬には、帝
國代議士ゴルデンベルヒの率ひしツアールンに於ける農業同盟の
如き此處分を受けたり。又佛人の團體たる火災保險會社は、更に獨逸
流に組織せられ、同會社百般の施設は、其筋に豫報すべき事となりぬ。
千八百八十六年十二月三十一日、太守は、一の訓令を發せり、即ち、之に由
て、佛國軍隊に従屬し、或は之と關係を有する者は、皆帝國領地に對し、滯
在證書を所有すべきを命したり、翌年四月九日、太守は更に此訓令を當
時未だ領地に居住せざる佛人一般にも適用しぬ。
然れども、領地の官吏及び私人(名士)に加へられし大逆、謀叛、及び間諜

罪の種々なる判決は、管内人民に非常なる感動を惹起せり。此種の第一判決は、千八百八十七年六月十三日乃至十八日、充分なる審理の後、エルサス、ロートリンゲンに於ける佛人愛國團の仲間に與へられたり。被告、ミユートルハウゼンの製造家フェヒリン、マルキルピの製造家ブレヒ、シフマン、及びツラップは、愛國團と關係あるを自白せしと雖も、其佛國出生と佛國教育を受けしに非ざるを辯疏し、且つ同團の計畫に就ては何等の知る所なきを抗争せり。然れども、新聞記事、祝辭、歌謠、并に愛國團の規定に據り、彼等が同團の計畫に關知せし事證明せられしのみならず、尙同團が帝國領地を、佛國に復歸せしめんと欲せる事を發見したり。遂に檢事總長は懲役を申請せしが、ユエヒリンは一年、ツラップは一年半、ブレヒ及びシフマンは二年の禁獄に處せられぬ。千八百八十三年七月四日乃至八日間には、エルサス、ロートリンゲンの住民クライン及びグレベルに對して謀叛罪の審理行はれたり。クラインは、元ストラヌブルグ、及びマインツの城塞建築に使役せられし者にして、當時設計

佛國の陰謀

の詳細を、佛國々境監督フルニエに報じ、之を巴里に致せり、爲めに月俸二百フランクを受けたりき。千八百八十五年以後、彼は佛國々境監督シエネーと深く結托し、第二卷の後段を見よ、其懲懲に由り全力をストラヌブルグに用ふる事となれり。グレベルは彼の計畫實行の補助者たり。クラインの家に於て、彼を逆謀罪に誘致したる偽名の書狀を差押へぬ、同書狀たる、彼が逮捕せられし以後の鞫問に據ればシエネーの手に出でし事推知せられたり。又帝國裁判所の審理中、佛國々境警察の擔任たる佛國間諜法を發見せり、隨て佛國新聞が、シエネー事件に際し、此等の犯罪人を晴天白日の徒と辯し、却て其逮捕を開戦の一機會に利用せんと試みし妄誕を烙印する爲め、此間諜法を公布しぬ。クラインは、審理中、始終抗論是れ挑み、其佛人的愛國心を自負せり、遂に彼は六年、グレベルは五年の禁獄に處せられたり。然れども、佛國新聞は、クラインを稱して、祖國的精神の殉死者なりと讃せしを以て、北獨逸普通新聞は、其紙上に下の如く曰へり。黄金を以て買はれた

る間諜を英傑とし、殉死者と稱して、毫も憚るなきを思へば、佛國に於ける道義の根本は、全く衰頹し、地を拂へるものと謂はざるべからず」と。
千八百八十七年十二月十九日ストラスブルグ行政區廳の官房吏員カバンヌに對する帝國裁判所の判決は、賄賂、謀叛、窃盜及び公務怠慢の廉に由り、十年の禁獄を命ぜり。其同罪者たる石版師クラウジンゲルは獄中に於て自殺しぬ。カバンヌは巴里陸軍省の秘密報告課長、佛國陸軍大佐ヴァンサンより金員を受け、千八百八十三年以後ストラスブルグ行政區廳の秘密記録中より、人民の意向、軍隊配置表、軍用鳩飼養法並に出師準備に關する件を抄録し、他の秘密書類と共に巴里に送れり。此痛憤すべき事件は、千八百八十八年七月九日に於ける鐵道局雇員チーッ及び其黨與に對する國事犯罪宣告に由て、終局を告げたり。チーッも亦佛國陸軍省に買はれたる間諜にして、其謀叛、文書抄出、窃盜等の廉に由り十年の禁獄を命ぜらる。其妻亦謀叛罪幫助の廉にて、四年の禁獄、染工業アツベルは、謀叛罪補助並に賄賂の廉に由り、六年の禁獄及び

一年の禁錮に遣へり。
以上述べし如き審理及び判決に由り、佛國の間諜法並に有力なる佛國官吏の鄙陋なる慣用手段發見せられしや、エルサス、ロートリンゲンの上流社會は、其醜態を忌み、隨て彼等の佛國に對する愛情を冷却したり。而れども獨逸の此處刑は佛國の敵對を驅て、奸惡なる所業を試るに至らしめぬ。即ち千八百八十七年七月々末に至り、六年來成立せしワイスマン兄弟の厚紙製造所は、俄然ナンシー縣令シユネルの閉鎖する所となれり。是れ巴里の一教唆的新聞が、同所の持主は獨逸人なりと報せしに由るの外、何等の理由あるなし。閉鎖の爲め、百人以上の佛國勞働者は糊口の途を失へり。是に由て佛國新聞、首府、官吏の好惡を非難するの聲甚だしく、遂に佛國は歐洲舞臺の眼前に於て、輿論に屈從せざるを得ざるに至り、同國政府は未だ八日を経ざるに、ナンシー縣令の該製造所閉鎖の命令を取消したり。
ホーヘンローヘ公の強硬政策、并に前條報道せし帝國裁判所の判決